

ICD NEWS

LAW FOR DEVELOPMENT

INTERNATIONAL COOPERATION DEPARTMENT
RESEARCH AND TRAINING INSTITUTE
MINISTRY OF JUSTICE

No.
92

2022.9

法務省法務総合研究所国際協力部報

巻頭言

1 「法の支配」の歩みを絶対に止めてはならない

弁護士 酒井 邦彦

外国法制・実務

9 [インドネシア] インドネシアで法令間の不整合が起こる原因及び法令制定時の課題

前 J I C A 長期派遣専門家 (現千葉地方検察庁検事) 廣田 桂

15 [ラオス] ラオスにおける司法職務 (法曹) の養成と促進活動について

ラオス人民民主共和国

司法省国立司法研修所副所長 ペッサマイ・サイモンクン

40 [ラオス] ラオス人民検察院の民事訴訟手続の参加

ラオス人民民主共和国

中部高等人民検察院民事事件検討課課長 ラッタナポーン・パバックディ

58 [ラオス] ラオスの量刑についての諸問題

前国際協力部教官 (現東京地方裁判所判事補) 黒木 宏太

71 [ラオス] ラオスにおける民事上の問題点2 争点とは何か

J I C A 長期派遣専門家 鈴木 一子

91 [バングラデシュ] バングラデシュにおけるバックログの解消に向けての事件管理強化 (2)

—民事事件の事件管理 (ケース・マネイジメント) セミナーについて—

前国際協力部教官 (現東京地方裁判所判事補) 黒木 宏太

活動報告

【会合】

98 法整備支援連携企画「法整備支援へのいざない」

国際協力部教官 矢尾板 隼

【海外出張】

106 ネパール出張 ～現地セミナー (不法行為法、家族法、法令整合性)～

国際協力部教官 曾我 学

【講義・講演】

117

国際専門官 飯澤 聖愛

【研修等実施履歴】

118

国際専門官 飯澤 聖愛

【活動予定】

119

国際専門官 飯澤 聖愛

専門官の眼

120

事務官 徳井 靖士

各国プロジェクトオフィスから

123

ベトナム長期派遣専門家 渡部 吉俊

カンボジア業務調整専門家 川口 裕子

ラオス長期派遣専門家 阿讃坊明孝

インドネシア長期派遣専門家 西尾 信員

編集後記

125

国際専門官 飯澤 聖愛

「法の支配」の歩みを絶対に止めてはならない

弁護士

酒井 邦彦

1 ロシアのウクライナ侵攻の衝撃

ロシアによるウクライナ侵攻は、世界中の人々を震撼させました。その怖さというのは、これまでは僕たちは法に従っていれば一応社会で無事にやっていけると思っていたのが、圧倒的な暴力の前では、法とかましてや信頼なんて無力なんだという怖さなんだと思います。たくさんの国際条約を結んでいても、1台の戦車にかなわないみたいな。そして、そのとき僕が恐れたのは、法整備支援に携わっているみなさんが、その意義を見失い彷徨ってしまうのではないかということです。

実は、僕は、過去にも同じ思いを抱いたことがあります。最初は、カンボジアです。1999年から「法整備支援プロジェクト」が開始されたカンボジアですが、その後、クーデターにより首相に就いたフン・セン氏が野党を非合法化するなどして、独裁体制を築きました。これに対して、一部の有力な人たちから、「我が国による民主化、法の支配確立のためのODAによる支援はその意義も有効性も否定された」というかなり厳しい批判がなされました。次は、ミャンマーです。ミャンマーとの間では、2013年からプロジェクトが開始されましたが、2021年2月に突然軍事クーデターが起り、政権の座にあったアウンサンスーチーさんが拘束され、それと同時にプロジェクトも休止状態にあります。そんなときに僕を襲ったのは、ひょっとしたら僕たちがこれまでやってきた法整備支援は無駄だったのではないか、意味がないのではないか、これから僕たちは何を目標に進んで行けばいいのだろうかという、無力感と不安感でした。

2 法整備支援の purpose である「法の支配」とは何か

僕たちの究極の目的である purpose は、世界において「法の支配」をより深く浸透させることにあるので、あらためて「法の支配」について考えてみましょう。

「法の支配」という考えは古代ギリシャにさかのぼるといわれていますが、これが大きく発展したのは中世のイギリスで、13世紀に聖職者であり法律家でもあったブラクトンが、「国王は、何人の下にもない。しかし、神と法の下にある。」と述べています。その後イギリスでは、コモン・ロー体系の確立に伴って、「法の支配」の概念が発達していき、ダイシーは、専断的権力の支配を排した通常の法の絶対的優位、身分を問わずすべての人が法律と通常の裁判所に服すること（法の前での平等）などとししました（「イギリス憲法研究序説」初版1885）。

そして、ここでいう「法」は、単に手続きとしては正当に成立した法律であれば足りる（ドイツなどで発展した「法治主義」）ものではなく、「自由」、「平等」、「個人の尊厳」、

「基本的人権」という成文法を超えた自然法的な、人間としての根本規範をいうとされています。

それでは、「民主主義」と「法の支配」とはどのような関係でしょうか。国民が権力の恣意から自由であるためには、国民が能動的に統治に参加するという民主制度が望ましいですし、また、民主主義は、国民が自由と平等を保障されていて初めて開花することから、両者が密接に関わっていることは間違いありませんが、そもそも「法の支配」の考えは王政下のイギリスで発展したことから明らかなように、必ずしも両者はイコールではありませんし、人間の尊厳などといった根本規範をその内容に戴く「法の支配」の方が、上位にあると僕は考えています。であるからこそ、我が国は、民主主義ではなく強固な一党独裁体制である、中国、ベトナム、ラオスに対しても、「法の支配」が浸透するよう、これまで積極的に法整備支援を行ってきたのです。また、民主主義というのは「法の支配」以上はかなり可変的で、最近の調査によれば、新型コロナウイルスのパンデミックと権威主義の台頭により、世界の民主主義が大幅に後退したということですが（エコノミスト）、これまで日本を含む多くのドナーが数多くの国で法整備支援を行っていることからすると、それらは失敗だったということになりかねません。

3 僕たちが蒔いた法整備支援の種はどのように「法の支配」に結実するのか

「法」整備支援ですから、良い法律、良い法制度、良き法律家を生むことを支援するという僕たちの活動の一つ一つが様々な形で「法の支配」を深めていることは間違いありません。でも法整備支援と「法の支配」とを具体的に結び付けて考える機会は多くないかもしれませんのでいくつか見ていきます。

(1) 基本法の起草支援など

例えば民法の起草支援です。ベトナム、カンボジア、ラオスなどにおいて支援をしてきました。そして、例えば日本の多くの提言が盛り込まれた2015年ベトナム民法典においては、「民事権、民事義務の確立、履行、消滅は、国家、民族の利益、公共の利益、その他の者の権利及び合法的利益を侵害してはならない。」（3条4項）と改められましたが、これは、民事関係において国と個人は対等であり、もはや国の権利利益が個人の権利利益より優先されることはないことを示したもので、まさに「法の支配」の中核をなす法の前の平等を謳ったものです。

2018年に成立したラオス民法典においては、民事関係に参加する者が従うべき基本原則として、各人が「権利自由及び任意性を有することの尊重」を掲げ（8条1項）、「民事関係に参加する者は、国家の法令及び善良な伝統慣習に適合合致する限りにおいて、自身の権利義務を設定するあらゆる行為を任意に行う権利自由を有する」（9条）としました。これは、これまであった契約法より一歩進んで、契約自由の原則へと近づいた内容です。契約自由の原則は、当事者間で結ばれた契約に対しては、国家は干渉せず、その内容を尊重しなければならないというもので、「法の支配」の最も大切な概念の一つである「自由」の重要な一局面を体現したものです。

このように、民法、民事訴訟法等の基本法においては、「法の支配」の中核をなす自由、平等、個人の尊厳などの理念がそこかしこの条文に陰に陽に盛り込まれています。それは一つにはそれらが人類にとって普遍的価値であることと、もう一つには、グローバルな市場経済に参入するためには、「法の支配」というグローバルな理念へのコミットメントが必要だからです。それは、新たにEUに加盟するためにその国に「法の支配」が確立しているかの厳格な加盟国審査があるのと同じようなことです。

そしてこの理は、民主主義国家か否かを問わず、現に、ベトナム、ラオスは単独独裁国家ですし、カンボジアも独裁性の極めて強い国家です。でも、これらの国々は、新しい法律の国民への普及に並々ならぬ力を注いでいて、例えばラオスでは、国民に新民法典を周知してもらうために、民法の内容を分かりやすく解説した「ラオス民法典の完成おめでとう」という歌まで作りました。これは、まさに「法の支配」すなわち自由、平等などの価値を国民の隅々にまで浸透させる試みです。先ほど述べた「法の支配」と民主主義との関係を考えれば、これは、将来の民主主義への大きな布石になることは明らかです。すなわち、民主主義が弱いので当面法整備支援は控えるのではなく、民主主義が弱いので法整備支援を積極的に行うということだと思います。

(2) 人材育成プログラム

法整備支援プロジェクトには、ほぼすべてに人材育成プログラムが含まれています。たとえば、クメールルージュ時代に徹底的に司法制度が破壊され、ほとんどの法律家が殺害され、裁判官で生き延びたのは6人だけといわれているカンボジアでは、できたばかりの王立裁判官・検察官養成学校を支援して、教材づくりから教官づくりまで、一緒に汗水を流しましたが、そこから立派な裁判官、検察官を輩出しています。また、質量ともに貧弱が深刻であった弁護士の養成のために、日弁連が中心となって、「カンボジア王国弁護士会司法支援プロジェクト」において弁護士養成校の支援にあたり、入試問題や教材の作成から何から何まで、カンボジア側と手作りで行いました。そして多くの優秀な卒業生を出し、カンボジアの弁護士の半数以上は弁護士養成校の卒業生が占めています。僕は、2018年にカンボジアのシェムリアップで行われたローエイシア国際会議に出席しました。由緒あるローエイシアの大会をカンボジアが主催するという一事をとっても、この国の法律家の成長を裏付けるものですし、そこで、弁護士養成校出身の多くの弁護士と語らう機会がありましたが、みなさんととても素晴らしいリーガルマインドを身に付けられ、カンボジアにおけるビジネスの将来を自信に満ち溢れて語る姿に接し、1998年に法律家がほとんどいないカンボジアに赴いて法整備支援プロジェクト開始のための作業を行った僕としては、隔世の感があり、とてもうれしい瞬間でした。

法整備支援の重要な側面である人材育成は、「法の支配」を体現した法律に魂を吹き込む法律家を育てることであり、これがなければせっかく作った立派な法律も絵に描いた餅になってしまうのですから、この分野の協力が、「法の支配」の浸透にとっていかに重要かはいままでもないと思います。

(3) 最近の経済法分野等における法整備支援

2013年に改定された政府の「法制度整備支援に関する基本方針」では、基礎的な法令に対する支援だけでなく、経済法分野に対する支援の強化や日本を含む外国企業が安心してビジネスを展開できる環境を整備するための支援を実施する方針が示されました。そして、僕も関わって、インドネシアでは、知的財産権保護のプロジェクトなどを開始しました。これに対しては、法整備支援は民法等の基本法に関するものに限定すべきであるとし、ビジネス色を入れることに対して批判的な意見も聞かれました。しかし、公正で透明性のある内外の投資環境を整備することは、「法の支配」の目指す「平等」を推進することにほかなりませんし、それが「自由」な経済活動を保障し、結果として、経済の発展に寄与することになりますので、SDGsの最も重要な目標である「貧困をなくそう」（目標1）、「働きがいも経済成長も」（目標8）、「人や国の不平等をなくそう」（目標10）などを実現する大切な活動にほかなりません。その結果、国が繁栄すれば、社会的弱者に対する配慮やセーフティネットも厚くなり、「個人の尊厳」がより守られることになります。したがって、これらも「法の支配」の実現を目指す支援の一環なのです。

4 軍事進攻、クーデター、権威主義国家化を防げなかった法整備支援は無意味なのか？ 絶対にそんなことはありません！

(1) 確かに僕たちが法整備支援に心血を注いだカンボジアでは、2018年の総選挙では最大野党が非合法化されて幹部が逮捕され、フン・セン首相率いる与党が全議席を取るという一党独裁体制となるなど民主主義が著しく後退しています。僕が2013年にカンボジアに行ったときは、フン・セン首相に対立する救国党首サム・ランシー氏が総選挙への出馬を検討していて、僕も町で多くの市民の人たちに話を聞くとランシー氏を支持するとする人が多かったのですが、その後彼は政治的迫害から逃れるためにフランスに亡命して帰国していません。しかし、だれが彼を弱虫だと非難できるのでしょうか？殺されるのを覚悟で帰国してフィリピン到着後ただちに射殺されたベニグノ・アキノ氏、拘束を覚悟でイギリスから帰国して軟禁状態に置かれたアウンサンスーチーさんの勇気ある行動を、他の人にも期待できるのでしょうか？カンボジアでは多くの弁護士が育っていますが、彼らに民主主義の旗手としてフン・センと戦うことを求めることができるのでしょうか？そうすることは、家族、財産などすべて、あるいは命さえ失う恐れがあるのです。僕だったらとても怖くてできないと思いますが、それをしないことで彼らを批判できるのでしょうか？それをできない法律家養成を手伝ったということで、法整備支援の価値が下がるのでしょうか？そんなことは決してありません。彼らの心には、法整備支援を通じて育てた「法の支配」の精神や健全なリーガルマインドが宿っています。やがてその機が熟せば民主化の原動力となってくれることは間違いのないのです。そして僕たちの法整備支援というのは、民主化の進展度合いを昨日と今日で比較するというような刹那的な成果を求めるのではなく、「個人の尊厳の尊重」といういわば人類としての究極のゴールを目指す終わりのない旅なのです。時として起きる「法の支配」の揺らぎに僕たちが揺らいではだめな

のです。

(2) また、民法等の起草、施行支援についていえば、それらの法律はそのエッセンスにおいて、「法の支配」の精神に満ちていますが、それらは、クーデターや民主主義が後退している国においても、現在なお正当に成立した有効な法律として適用されています。そして、ミャンマーなどの国難に遭遇している国においても、市民生活は連綿と営まれ、それに伴い紛争も発生し、その解決のための司法もいまなお動いています（もちろん政治的色彩のある問題に対しての司法の公平性は望めませんが）。現に僕は、ミャンマーである日本企業を代理して現在も訴訟を継続していますが、意外にちゃんとした判断をしているように思います。つまり、クーデターが起きたり、権威主義的傾向が強まったりしようが、市民にとっては、自分の権利を守るためにはその法律、司法を頼まざるを得ないわけで、そこで健全な解決が行われることは、市民の権利を守るためには必要なことだと思います。その意味でも、僕たちの法整備支援の成果は無に帰しているということは全くなく、脈々と息づいていると思います。さらにいえば、僕はミャンマーにしても他の困難を抱えている国にしても、いずれ「法の支配」が前進し、民主主義が戻ってくると信じていますが、そうなれば、外国資本が再び流入して活発なビジネス活動も展開され、市民生活も本来の明るさを取り戻すことになります。その時に、間を置かずに健全な法制度と司法がしっかり機能することが、再びの成長の原動力になります。そのためにも、これまで法整備支援で培われた法制度、司法制度がとても大事になりますし、現在停止している支援も直ちに再開できるように、僕たちは常にスタンバイしておかなければならないと思います。法や司法制度というのは一夜にして出来上がるものではありません。紀元前に始まったローマ法（十二表法）が、今なお大陸法のみならずコモン・ローにまで影響を与え、大陸法を継受した日本の法制度もローマ法の影響下にあることを想起すれば、法は大河のような文化の流れであり、2000年の歴史の中のわずか数年の混乱によって、そのような文化が灰燼に帰すということではないのです。法整備支援は壮大な文化創造事業なのです。

(3) それでは今最も無法といえるロシアはどうでしょうか。ロシアのウクライナ侵攻を見ると結局最後に物をいうのは軍事力であり、その暴力の前で法は影を潜めているのではないかという疑問です。

しかし、報道から垣間見られるプーチン大統領や当局者の言動を見る限り、ロシアは国際社会から「無法」者呼ばわりされることを極端に恐れています。だから今回の軍事侵攻が国連ジェノサイド条約（1948年）にいう「ジェノサイド」などの戦争犯罪ではないことを必死に説明しています（説明になっていませんが）。私はロシアの所業はジュネーブ諸条約などに違反していると考えていますが、ロシアは国際社会から条約違反との誹りを受けることを恐れていて、これが、生物化学兵器の全面使用などに対する抑止力となっていると思います。また、ウクライナ侵攻について、国際刑事裁判所（ICC）は、現地に事務所を開設し、戦争犯罪についての大規模な捜査が展開されていますが、ロシアは、その帰趨がよほど気になったようで、ロシアの情報機関関係者がハーグにあるICCに

侵入を試みています。このように、ロシアは、「法の支配」なんてどうでもいいんだと居直っているのではなく、「法の支配」は大事だが、ロシアはそれをちゃんと守っているという形でアピールしているのもあって、グローバルなプラットフォームとしての「法の支配」の意義は失われていないと思います。

5 「法の支配」の歩みを絶対に止めてはいけない

(1) 「法の支配」の歩みのスピードはとても遅い

「法の支配」を進めるということは、人々の心の中に個人の尊厳、自由、平等、平和などの心を、より広く、より深く植え付けていくということです。ですから、それは文化を醸成するに等しく、先ほどのローマ法ではありませんが、一つの世代から次の世代に引き継がれることにより、その国の歴史・文化になじむ形で発展し、浸透していくものであって、当然その歩みはカメのように遅いのです。この地球上で「法の支配」を完成した国などは皆無であり、最も進んでいるといわれている北欧諸国でさえ、まだまだ道半ばです。日本が行ってきた多くの法整備支援プロジェクトは、開始後20年以上経過していますが、ゴールははるか彼方で、いつ終わるともしれないマラソンを走っているようなものです。

(2) 「法の支配」は行きつ戻りつしながら進む

しかも、「法の支配」は、遅いだけでなく後戻りすらします。そこが科学技術と異なるところで、「365歩のマーチ」（古くてすみません）ではありませんが、3歩進んで2歩下がるようなことが起きます。「法の支配」の先頭を歩いていたように見えたアメリカでは、トランプ氏が大統領選挙で不正があったとして、2021年1月6日にトランプ支持者が議会に乱入し、複数の死者まで出してバイデン氏の勝利確定手続きを中断させました。そのことにつき、現在下院特別委員会で公聴会が行われていますが、関係者の証言から明らかになってきたのは、それがトランプ氏主導によるクーデターの様相を呈していたことで、ミャンマーで起きたこととそれほど違いはないように思えます。

ヨーロッパでは、東欧の民主化の先頭に立っていたハンガリーは、現在は、「権威主義ポピュリズム」の急先鋒となって、難民を排し、LGBTQに批判的で、憲法裁判所の権限を縮小するなど「法の支配」と逆行していますし、ポーランドでも政治による司法支配やメディアに対する抑圧が行われています。東南アジアでもここ10年間に東南アジアのほとんどの国が権威主義的になり民主主義が後退しているといわれています（スウェーデンV-Dem研究所）。

(3) 「法の支配」の歩みを絶対に止めてはならない

このように、「法の支配」というのは常に前進するとは限らず、ときとして後退することもあるのですが、それでも大きな流れとしては前に向かって進んでいくものだと思います。それが人類の進歩というものですから、人類が地球上に存在する限り、「法の支配」の完成に向けて歩み続けなければならないのだと思います。進むときはできるだけ早く進み、後退するときはできるだけ早く前進に転じる必要があります、絶対に止めてはいけません。

ん。「法の支配」に向けての歩みに休みは許されないということです。自転車はこぎ続けないと倒れてしまうように、「法の支配」も歩みを止めると倒れてしまうのです。ときには、現在のミャンマーのように、状況を改善するために経済制裁等国際社会の外交的努力が優先し、一時法整備支援を止めざるを得ないこともあります。例えばアウンサンスーチーさんが釈放され、総選挙が実施されればすぐに再開できるように態勢を整えておく必要があります。また、現代の複雑に絡み合った国際社会において一国だけが繁栄することはないのですから、みんなが一緒に進んで行かなければなりません。そうすれば、いずれロシアにも「法の支配」が優越する 때가やってくると思います。

6 あらためて日本の法整備支援を「法の支配」という視点から眺めてみる

僕たちの法整備支援は、相手の国の伝統・文化を尊重し、人々の声にじっくり耳を傾けオーナーシップを大切に、その国のニーズと実情に応じたテーラーメイドの支援を徹底することを旨としていて、それが他の国や機関のドナーとは異なる特徴とされています。これまで述べたように、「法」というのは「文化」ですので、それはとりもなおさず、文化の押しつけはしないという覚悟だと思います。それは、法整備支援に関わる人たちが異口同音に、法整備支援は相手国と日本が共に学ぶプロセスだと述べていることから見て取れると思います。そのようなスタンスの下で、グローバルな規範、マーケットに適合する法制度を、相手と対話を重ねながら構築していくわけですので、気の遠くなるような時間がかかります。例えばラオスとの間では、2003年から法整備支援プロジェクトが開始されましたが（プロジェクト化する前の本邦研修は1998年に始まっています）、悲願であった民法の起草作業の一步を踏み出したのは、ようやく2012年になってからで、それも法律を作る人材を作る、法律を作るルールを作るところから始めたものです。でも先ほど述べたように、民法＝「法の支配」であり、その「法の支配」を確立するには、心に沁みこむまでに気の遠くなるような時間が必要ですので、結局民法等の起草支援は、覚悟と辛抱をもって臨まなければならないのです。でも、他の国や機関のドナーの法整備支援を見ていると、彼らの方で一見効率的に見えるブループリントを作って、そのスケジュールで仕上げることを求めるのが普通です。それに比べると、僕たちの法整備支援は、気の遠くなるようなダイアログを重ねながら、条文一条一条につき検討を重ねていきますので、一見すると能率が悪いようにも見えますが、相手の国の立場に立って、相手と一緒に議論し、その国に最もふさわしい法律を作るよう努力しますので、出来上がった時には真に腹落ちしたものに仕上がり、また、法案と同時に起草者のリーガルマインドも出来上がるのです。

日本はこのような法整備支援を1994年から30年近く続けてきたわけで、その間、東南アジアのどれだけ多くの人たちに「法の支配」の心を植えつけてきたことでしょうか。これは、一つの奇跡であり、北岡伸一前JICA理事長は、法整備支援は日本の政府開発援助の「金字塔」だと言われました。ロシアのウクライナ侵攻は、米中対立に起因する世界の亀裂をさらに広げていますが、そんな中で、東南アジアの重要性があらためて認識さ

れるようになっていきます。しかし、その東南アジアも決して一枚岩ではなく、対中国政策、ウクライナ侵攻、ミャンマーのクーデターを巡る対応にもかなりの違いが出ています。そのような中であって、日本は、すべての東南アジア諸国から深く信頼されている世界でもまれな国で、そのため、欧米諸国からも日本のリーダーシップに対する期待が高まってきて、要人の訪日が続いています。これは日本がこれまで行ってきたODA等の無私、親身的外交政策、特に僕たちが愚直ともいえる誠実さをもって、休むことなく行ってきた法整備支援の成果であることは疑いのないことだと思います。来年2023年には、日本とASEAN友好協力50周年を迎えますが、日ASEAN関係を新たなステージに引き上げ、この地域が世界の平和と繁栄に寄与するためには、「法の支配」という普遍的価値をたゆまなく進める僕たちの法整備支援がさらに重要になると思います。

「法の支配」の歩みを絶対に止めてはならないのです。

インドネシアで法令間の不整合が起こる原因及び法令制定時の課題

前 J I C A 長期派遣専門家（現千葉地方検察庁検事）

廣 田 桂

1 総論

当職は、2018年3月1日から2022年3月31日まで約4年1カ月間、インドネシア共和国に J I C A 長期派遣専門家として派遣された。この間、当職は、インドネシア法務人権省法規総局（以下「DGL」という。）を相手方機関として法令間の整合性を向上させるための諸々の活動に従事し、相手方機関との協議や調査を行ったり、日本企業をはじめとする関係者からの聞き取り調査などを行ったりしてきた。本稿では、当職なりにインドネシアにおいて法令間の不整合が起こる原因や法令制定時の課題についてまとめてみた。

もとより本稿における意見は当職の私見である。

2 法令数の多さ

インドネシア法務人権省の2022年7月2日の統計によると、インドネシアでの法令数は憲法、法律、緊急政令、政令、大統領令、大臣令、地方条例を併せて合計4万2256で、近年は、法律、政令、大統領令、大臣令については毎年約2000から2500が新たに制定されている。法令の内訳は、憲法1、法律1717、緊急政令182、政令4761、大統領令2269、大臣令1万7345、地方条例1万5982である。中央における法令だけでも約2万6000もあり、その数は日本の2倍以上に及んでおり、とりわけ大臣令の数の多さが突出している¹。当然法令数が多ければ多いほど法令間の不整合が起こる蓋然性は高くなるのであって、これが法令間の不整合を引き起こす一つの大きな原因となっているものと思われる。実際に、これまでの調査によれば、主に法令間の不整合が起こっているのは法律と大臣令間、大臣令同士、及び大臣令と条例間とのことであり、法令数の多い大臣令を中心として法令間の不整合が起こっている。

3 法令で定めるべき事項の曖昧さ

インドネシアにおける法令間の不整合が起こる大きな原因として次に挙げられるのは、各法令で定めるべき事項が曖昧であるという点である。結局、何を法律やそれ以下の法令で定めるかが曖昧であるため、本来法律で定めなければいけない事項を下位法令

¹ DGLの統計によれば、2019年8月15日時点では大臣令の総数は1万4046であり、約3年で3000以上も増えている。

で定められる余地を残し、このことが、上位法令と下位法令との不整合が起こる大きな原因の一つとなっている。

(1) インドネシアでは、法令の制定等に関する2011年法律12号（以下「12号」という。）で、各法令で定めるべき事項について以下のように定められている。

ア 法律（12号10条）

法律で定められなければならない記載内容は、以下の内容である。

- ・ インドネシア共和国1945年憲法の規定に関する詳細規定
- ・ ある法律により、法律で定めることが命じられている事項
- ・ 特定の国際条約の承認
- ・ 憲法裁判所の決定の継続措置
- ・ 社会における法的ニーズへの対応

イ 法律に代わる緊急政令（12号11条）

- ・ 法律事項と同じ

ウ 政令（12号12条）

- ・ 適切に法律を実行するための事項

エ 大統領令（12号13条）

- ・ 法律により命じられた事項
- ・ 政令を実行するための事項
- ・ 行政権限を行使するための事項

オ 大臣令（12号8条2項）

- ・ 上位法令により命じられている事項
- ・ 権限に基づく事項

カ 条例（12号14条）

- ・ 地方自治及び補助任務を実行するための事項
- ・ 地方特有の状況への対応
- ・ 上位の法令の詳細規定

(2) まず、法律事項を見てみると、その範囲がかなり広くかつ抽象的ということがいえる。

条文の書きぶりからすれば、12号10条に記載されている事項は法律でなければ定められないという意味に解釈できるが、その範囲は広く、抽象的であり、何を法律で定めるべきであるかが曖昧である。特に「社会における法的ニーズへの対応」というものが入るとすると、幅広い事柄を法律で定めるべきとも考えられなくはないが、実際にはこれに関わると思われるような事項も広く下位法令、特に大臣令において上位法令からの委任もなく独立して定められている。

なお、12号の改正前の法令制定に関する2004年法律10号では、法律事項の中に「国民の権利及び義務」が含められていた（2004年法律10号8条a）が、

改正によりこの事項は無くなるなど²、法律の改正によって法律事項を変更できるというのも特徴的である。

- (3) また、政令と大統領令では、ヒエラルヒー的には政令の方が上位に来るが（12号7条）、大統領令で定められる事項には、行政権限を行使するための事項が含まれるなど、政令より広範囲に及ぶことがわかる。
- (4) さらに、大臣令については、上位法令により命じられているか、権限に基づく事項を定められると規定されている。この「権限に基づく事項」とは当該省庁の所管事項とのことである。つまり、大臣令について当該省庁の所管事項全般について定められることになるが、このことが法律事項の範囲の曖昧さも加わって、実際には各省庁が大臣令で何でも定めてしまうという状態を作り出している。

例えば、12号では、DGLは、法律、政令、大統領令に対して整合性審査を行うと規定しているが（12号47条3項、54条2項、55条2項）、2018年法務人権大臣令23号において、大臣令に対しても実質的に³DGLの整合性審査が及ぶ旨の規定を設けるなど、法律レベルで定めているような内容を大臣令で規定してしまっている。

日本では、中央の法令に関していえば、実務上、少なくとも国民の権利を制限し、義務を課す事項については全て法律事項、政令は執行命令や委任命令、省令は執行命令や委任命令でかつ細目的・技術的事項を定めることとされており、下位法令にいけばいくほど定められる範囲が限定されている。これに対し、インドネシアでは、上記のとおり、下位法令と上位法令の制定できる範囲は同じか、下位法令にいけばいくほどその定める範囲が広がっている印象すらあり、このことが、法令間の不整合を引き起こす大きな原因の一つとなっていると考えられる。

4 上位法令からの委任の要否について

インドネシアでは、法律事項に関しても一般的・抽象的な委任があれば下位法令で定めることが可能であるし、そもそも委任なく法律事項を下位法令で定めているのが現状である。このように委任もなく下位法令を定められるという制度が、下位法令、特に大臣令を乱立するという状況を創出し、法令間の不整合を生み出す原因の一つとなると考えられる。

なお、上記2004年法律10号では、「下位法令は上位法令の委任がある限りにおいてその存在が承認され、法的拘束力を有する」旨規定されていたが（同号7条4項）、法改正後の12号によって当該規定は無くなった。

² DGL職員によれば、国民の権利及び義務については、12号10号の「憲法の規定に関する詳細規定」として未だに法律事項に含まれるとのことではあるが、その根拠は不明である。

³ 正確には大臣令や地方条例を作成する際には資格のあるドラフターを関与させて当該ドラフターが整合性審査を行う旨の大臣令になるが、関与させるドラフターの選定に関しては、DGLの総局長の許可を得ることになっており、実質的にDGLのドラフターが関与する運用となっているようである。この法務人権大臣令に対しては、他の省庁からも強い批判が寄せられている。

5 法令改正の方法について

インドネシアでは、法令の改正の際、当該改正法の最後の方の条項で

- ・ この法律の施行に伴い、●●●に関する法律は効力を失う
- ・ この法律に抵触しないものは依然として効力を有する

などと定めることが多い。

この場合、前者の方法であれば改廃される法令は明確であるものの、後者の場合は、何が抵触して何が抵触しないかを具体的に明示しないため、法改正によって効力を失うものと、効力を失わないものの判別が極めて不明確になる。

例えば、12号においても101条において

本法律の施行時には、法令の制定に関する法律2004年第10号の施行規則である全ての法令は、本法律の規定に抵触しない限り、依然として有効となることが表明される

と規定されているが、個別的に改廃の手続きを取らず、抵触する法令とそうでない法令について明示しないため、どの法令のどの規定が12号に抵触しているか、又は抵触していないかが不明確である。

この改正方法に関しては、企業や法律関係者からも、「不明確であり、最終的には役所の担当者によって判断されることになるが、担当者によって判断が異なるなど、非常に不透明な運用がなされている。」などと批判が多いところである。

なお、インドネシアでは、日本のように、溶け込み方式又は新旧対照表の方式で法令を公表することも、効力を有する法令をまとめた六法全書のようなものもなく、法令データベースもあまり機能していないため、効力を有する法令を調べるためには、全ての改正をさかのぼって調べていく必要がある上、上記改正方法を採用しているため、現在効力を有する法令を調べるのが極めて難しくなっている。

このように、効力を有する法令が不明確であり、行政によって不透明な運用がなされていることも、法令間の不整合を引き起こす一つの原因となっていると考えられる。

6 施行期日について

インドネシアの法令の施行は、「当該法令で別途定められている場合を除き、公布日より施行される」(12号87条)とされており、法律に関して言えば、基本的に公布日と施行日は同じであることがほとんどである。ところが、当該法律の施行規則については、公布日までに作成されていることはほとんどない。このため、法律が公布・施行されたにもかかわらず、その施行規則が制定されていないため、法律を公布・施行はしたものの、その一部が事実上運用できないという現象が起こりうる。

例えば、12号においても、104条において

本法律は公布日から施行される

として、公布日と施行日は同じであるが、103条において

本法律の施行規則は、本法律の公布時より1年以内に制定されなければならない

と規定されており、公布時に施行規則が制定されていないことを前提とする規定ぶりになっていて、実際にも法律の施行日には施行規則は作成されていない（なお、12号の施行規則は103条に反して12号の施行日から3年経過した2014年に制定されている（大統領令2014年87号）。）⁴。

また、児童保護に関する2016年法律17号には、81条7項で児童に対する保護者等による性交等、児童に対する性交等で、被害者が複数いる罪を犯した者に対して、化学的去勢及びGPSの取り付けを罰則として規定しているが、同法81条A4項で、政令で施行規則を定める旨規定しているものの、2019年8月時点においても未だ制定されていなかった。このため、2019年に裁判所で同法に基づいて被告人に対して化学的去勢を科す旨の判決を下したが、施行規則が定まっていないため、執行できない状態となっており、2019年当時に確認したところでは、政府においてその施行規則を制定しているとのことである。

法律上は、公布日と施行日をずらすことも可能であるから⁵、施行日を延ばしてその間に施行規則を作成して法律と施行規則を同時に施行するなどすれば十分に対応できるが、そのような先例は少ないためか、あまりこの方法を取りたがらないようである。

このように、法律の施行時に施行規則が制定されていないため、法律として施行されたにもかかわらず、法律が適切に運用できないという状態を起している。

7 法令データベース等について

インドネシアでは、上記のとおり、日本に比して大量の法令があるが、統一的な法令データベース⁶や日本における日本法規や六法全書のようなものはなく、最新の法令を調査する手段に乏しい。このことは法令の整合性の審査を難しくさせる要因の一つとなっており、結果として法令の不整合を生み出す原因の一つとなっているものと考えられる。

8 条例について

インドネシアでは条例が乱立されており、特に条例と大臣令との不整合が大きな問題となっている。2017年には上位法令に整合しないとして約3000もの条例を中央政府が廃止した（地方自治法に中央政府が条例を廃止できる旨の規定があった。）が、この処分に関しては憲法裁判所が違憲と判断するなど大きな混乱を生んだ。

地方条例と大臣令との不整合が起こるのは地方政府等における条例起草能力の問題もあると思われるが、その他の原因の一つとして大臣令の乱立もあるように思われる。上

⁴ この点に関してDGLの職員に聞いたところ、12号101条において、本法律の施行時には、法令の制定に関する法律2004年第10号の施行規則である全ての法令は、本法律の規定に抵触しない限り、依然として有効となることが表明される

との規定があり、2004年10号の施行規則が適用されるため、施行に問題ない旨の回答があったが、それであればそもそも新たな施行規則を設ける必要があるのか不明である上、上記のとおり、どの法令が抵触していて、どの法令が抵触していないかが極めて不明確であるなど問題が多い。

⁵ 12号87条で「法令は、当該法令に別途定められている場合を除き、公布日より施行される。」と規定されている。

⁶ DGL等で一部法令についてHPに掲載しているが、必ずしも最新のものが掲載されているわけではない。

記したように、大臣令については、上位法令の委任も必要なく、本来法律で定めるべき事項まで大臣令で定めているのが現状であり、各省庁は思い思いに大臣令を制定している。これに加えて、法令データベースがないため、最新の大臣令や現在効力を有している大臣令を探して、これらとの整合性を確保するのが非常に難しくなっている。このため、地方政府等で条例を作成する際に、大臣令との整合性を審査せず（できず）に、条例を作成し、結果として条例と大臣令との不整合が起こっているものと考えられる⁷。

9 まとめ

以上のとおり、当職なりにインドネシアにおいて法令間の不整合が起こる原因や法令制定時の課題について述べてきた。特にインドネシアで法令間の不整合を引き起こしている大きな問題は大臣令であり、今後、大臣令で定めることのできる事項の範囲を狭めていく必要が高いように思われる。今後JICAのプロジェクトや法務省、弁護士会の支援等を通じてこれらのインドネシアにおける法令間の不整合や法令制定時の課題が改善していくことを祈念している。

以上

⁷ 以前地方政府等で職員から聴取したところ、条例を作成する際に他の法令を調べる手段としてはGoogle検索等を使用している者もあり、必ずしも最新の法令を調査出来ているかどうかは分からないとの言があった。

ラオスにおける司法職務（法曹）の養成と促進活動について¹

ラオス人民民主共和国
司法省国立司法研修所副所長
ベッサマイ・サイモンクン

まず、尊敬する内藤部長をはじめとする I C D 関係者、日本側の先生、J I C A 関係者、ラオスにいらっしゃる皆様、本日はよろしく申し上げます。

まず、自己紹介をさせていただきます。私はベッサマイ・サイモンクンと申します。ラオス司法省国立司法研修所の副所長を務めています。現在は日本の慶應義塾大学の方で修士の勉強をしています。

本日は、ラオスの司法職務である裁判官、検察官、弁護士のカリキュラムについて発表し、皆さんと意見交換できることを光栄に思います。

では、早速発表に入りたいと思います。

発表中に疑問や意見がございましたら適宜に言っていただければと思います。発表後の意見交換の時間に意見交換をすることもできるのでどうぞよろしく願いいたします。

ラオスにおける司法職務（法曹）の 養成と促進活動について



発表者：ベッサマイ・サイモンクン
慶應義塾大学の留学生

本日私が発表するテーマはラオスの司法職務における養成制度についてです。まず内容に入る前に写真だけ紹介します。これはラオスの国立司法研修所の建物です。

¹ 本稿は、ラオスから慶應義塾大学大学院法務研究科に留学中の留学生2名をインターンとして当部で受け入れた際、同留学生から発表された内容を記事にしたものである。インターンの内容については I C D NEWS 9 1 号 7 8 頁参照。

ラオスにおける司法職務 の養成及び促進活動について

- I. 司法職務の養成と促進活動
- II. ラオスにおける司法職務の課題



本日発表するテーマは二つあります。一つ目はラオスにおける司法職務の養成について、二つ目がラオスの司法職務養成における課題です。

今、写真に載っているのは国立司法研修所の図書館です。学生が勉強する模様が写っています。

司法職務の養成と促進活動

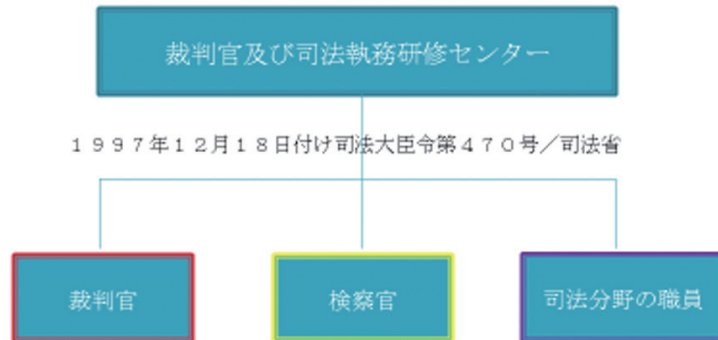
- ▶ 国立司法研修所の歴史
- ▶ 司法職務のカリキュラム作成と促進活動の根拠
- ▶ 改正カリキュラムの比較
- ▶ カリキュラム改正のプロセス



まず、大きなテーマの一つ目として司法職務の養成制度についてです。その中に四つの項目があります。一つ目がこれまでの国立司法研修所の歴史、二つ目が司法職務の養成の根拠、三つ目はカリキュラムの比較、改正、四つ目はカリキュラム改正のプロセスについてです。

なお、今映っている写真は学生が勉強する建物です。ごく一部ではありますが。

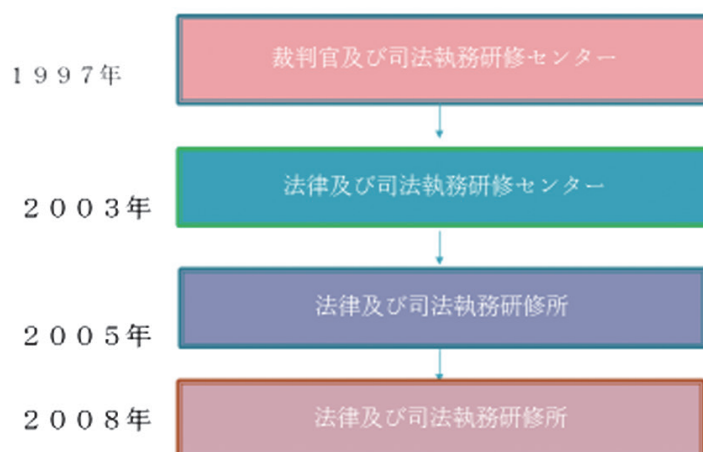
国立司法研修所の歴史



それでは国立司法研修所のこれまでの成り立ちや経緯について紹介したいと思います。

司法省の職務についての研修は、1997年から開始しております。司法省が法律に関する研修を実施することを定める首相令が1997年に出されました。

それを受けて、司法省の大臣が大臣令470号を1997年12月18日に発布し、研修の母体となる、「裁判官及び司法執務研修センター」を設立しました。そのセンターにおいて裁判官や検察官及び司法職員への教育がなされてきました。



2008年6月20日付の法律及び司法職務研修所の組織体制・活動範囲に関する省令第030号によれば、当研修所は、司法分野で働く職員を対象に法律知識の教育と司法執務研修の実施そして司法省の**法科大学の学問に関する業務を管轄する。**

2003年には研修を行うセンターの名称が、「裁判官及び司法執務研修センター」から、「法律及び司法執務研修センター」に改名されました。その理由は、司法省が、地方の裁判所を管理する権限を最高裁に渡したためです。

また、2005年には、当時の首相令を受けて司法省の大臣が再度、研修センターの位置づけを変え、改めて名称が変更となり、「法律及び司法執務研修所」に改名されました。

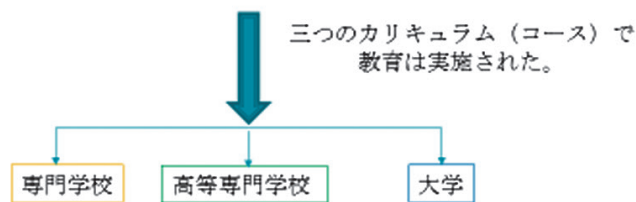
2005年当時の「法律及び司法執務研修所」の役割として、司法省の職員に対する法律分野の研修や司法執務に対する研修を行っていました。

このような研修と並行して、2004年に法科大学が設立されました。これは司法省の大臣令に基づいて設立されたもので、教育スポーツ省からの許可も得ました。

そして2008年に、さきほどの法科大学は正式に法律専門学校（ローカレッジ）となりました。

国立司法研修所の歴史

2008年には、北部、中部、南部の法科大学が2008年8月7日付の司法省大臣令第221号に基づいて設立された。

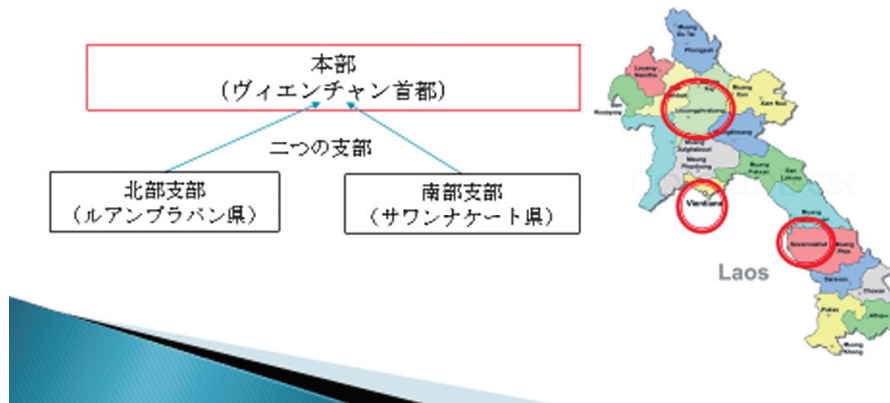


法律及び司法職務研修所がカリキュラムを作成し、教育の実施に関する指導及び監督する。

当時の法律専門学校は、北部、中部そして南部にそれぞれ設置されており、専門学校、高等専門学校、学士レベルの教育を行っていました。この法律専門学校を管轄する権限をもっているのは法律及び司法執務研修所でした。なお、当時の北部というのはルアンパバーン、中部というのはヴィエンチャン首都、南部はサワンナケートでした。

国立司法研修所の歴史

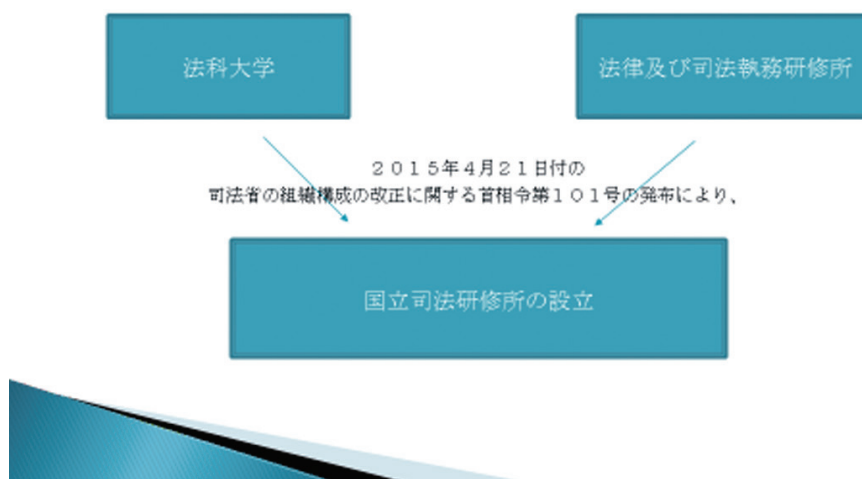
- ▶ 2013年に、先端的な教育コンセプトに適合させ、法教育の量的・質的を向上させるために、司法省は2013年5月22日付の司法大臣令第469号に基づき、三つの法科大学を統合し、司法省の法科大学の名称として設立された。



当初は、北部、中部、南部の学校は別々の機関でしたが、2013年に、カリキュラムや教育の統一性を作るために司法省が3つの法律専門学校を統合させました。このとき、ヴィエンチャン首都が本部とされ、北部のルアンパバーン、南部のサワンナケートはそれぞれ支部とされました。

国立司法研修所の歴史

2008年6月20日付の大臣決定第030号/司法省



そして、第10回共産党大会の決議、2025年までの政府の戦略、そして法の支配を実現するためのマスタープランを実現するために、2015年に、法律専門学校と「法律及び司法執務研修所」が合体して国立司法研修所が設立されました。

司法省

1. 公証局
2. 経済紛争解決センター
3. 官房室
4. 国際協力局
5. 人事局
6. 法律局
7. (法律)普及局
8. 判決執行局
9. 監査局
10. 国立司法研修所
11. 司法制度管理・促進局



2016年には司法省が法律や司法職員の教育を担当するという首相令ができました。当時はスライドでご覧の通り、司法省には官房や各局があり、11の局及びそれと同格の部局がありました。

国立司法研修所

国立司法研修所は2017年5月8日付の司法大臣決定第459号に定める役割に従って活動してきた。その後、状況の変化によって活動内容の一部変更する必要があったため、2020年9月1日付の決定第990号が新たに発布された。当該決定に国立司法研修所の任務について以下の通り定めている。

1. 北部（ルアンプラバン県）、中部（サワンナケート県）及び南部（チャンパサック県）の国立司法研修所の支部の活動を管轄すること；
2. 各レベルの法律専門家を養成すること；
3. 裁判官、検察官及び弁護士そしてその他の職務を養成すること；
4. 全国の司法職務の職員に対する知識や能力を強情させること；
5. 外国や国際機関と協力し、法学及び司法執務に関する共同研究を実施すること。

その後、大臣令に基づいて、司法研修所の位置づけ及び活動が見直されました。それが990号、2020年9月1日の省令です。

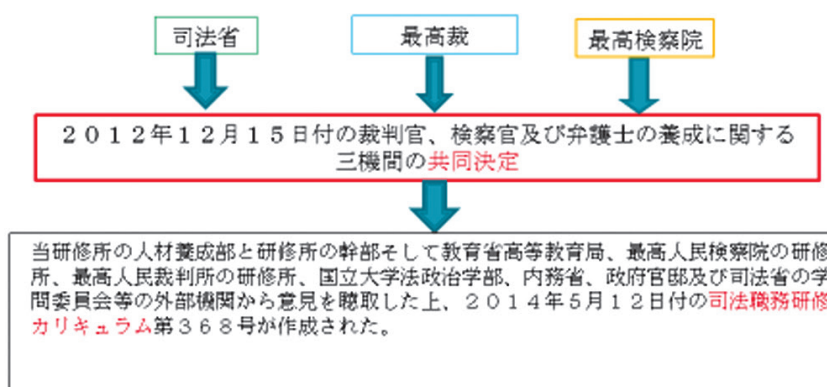
その990号の省令において、国立司法研修所の組織・役割については以下の通り定められました。

まず、本部である国立司法研修所が、北部・中部・南部の支部を管轄することが定められました。支部については、ルアンパバーンが北部、サワンナケートが中部の支部となり、南部にチャンパーサクが新たに加えられました。ヴィエンチャン首都は本部になります。

国立司法研修所で実施される教育としては、①専門学校や高等専門学校、学士の法律家を養成・教育すること、②裁判官、検察官、弁護士となる司法職務になる人の養成、③司法省の職員向けの法律に関する養成・研修の3つです。

そして、国際機関や外国と協力して法学を一緒に研究するという役割も定められました。

司法職務カリキュラム作成の背景と推進活動



これからは、司法職務のカリキュラム作成の根拠を説明します。

2014年には、党の第9回の会議の決議として、法の支配の国家として今後実現するプラン、そして裁判所、検察院の機関同士の会議の決議に基づき、当時法律及び司法職務の研修所が司法省の決議に基づいて、司法職務の養成カリキュラムを初めて作りました。

司法機関である裁判所、検察院及び司法省の間で会議を行って決議が出されたのは2012年の12月15日でした。

まず、その3つの機関が話し合った内容を紹介します。

一つ目は、将来、裁判官、検察官、弁護士になる人に統一的な教育を行い、その管轄は司法省に任せるということです。

二つ目は、その対象者、入学の対象者としては、まず大学卒かつ現役の国家公務員でない人が前提となり、その人が試験を受けて、試験に合格すれば入学することができます。

三つ目は、カリキュラムの中ではまず、合同研修を行います。座学のような形ですが合同研修を行います。その後、個別の職務について個別に勉強する形でした。

四つ目は、カリキュラムに関して、3機関（司法省、裁判所、検察院）が一緒に協力して作ったものが適用されるということです。

ただし、五つ目として、継続研修については、例えば裁判所であれば裁判官の継続研修や書記官の継続研修がありますが、これらの継続研修はそれぞれの機関の職員になってから個別に担当する、裁判官なら裁判所が担当するという形になります。

六つ目は、卒業者、国立司法研修所のこのカリキュラムで卒業したものは優先的に裁判所の職員や検察院の職員に採用される可能性があるということです。

七つ目は、研修の予算に関しまして、司法省の予算で行われるということです。

その3機関の話し合いの合意の書面ですが、更に、その後にも2回目が改訂されますが、直近のものとして、2018年に3機関の合意、決議が出され、その内容は次の通りです。

一つ目は、司法省の大臣が研修を指導する委員会を任命するということです。

二つ目は、入学（入試）の対象者は、以前は大学の卒業者でしたが、今度は高等専門学校卒でも対応できるということです。なお、現職の裁判官や弁護士、検察院は除かれます。

三つ目は、カリキュラムについて、個別の職務に関しより具体化して、より技術的なものを教えることが決められます。かつ、教育スポーツ省の承認も必要であるということです。

四つ目は、カリキュラムの策定、教官の選定、実務修習や試験（期末試験）の内容など、一般的な教育に関しましては、3機関が一緒に協力して行うとすることです。

五つ目は、卒業者が優先的に裁判所、検察院、弁護士会及び司法省の職員として採用される可能性があるということで、司法省の職員にも優先的に選ばれるということです。

六つ目は、教育の実施予算に関しまして、以前と同様に、司法省の予算と、授業料も徴収しています。外国の機関からの支援も予算に含めて教育が実施されます。

司法職務のキャリアラム作成背景とその推進活動

- ▶ **司法職務研修キャリアラムの目的：**
- ラオスにおける法教育のレベルを高めるためである：具体的には、大学の法学部や法律の高等専門学校での基本的な法教育のレベルを高め、司法職務のレベルまで引き上げること。裁判官、検察官及び弁護士という司法職務の教育を一ヶ所に集中させるためである。これによって司法職務として求められる知識、能力、熟練性や倫理観等の要素が備えられ、法知識をより深く理解し、それぞれの職務が実務上のやり方や技術及び専門知識について統一的な理解が確立される。また社会で起きた紛争の解決や事件手続きについて、それぞれの職務の関係性や相互作用があることを理解してもらう。
- **司法分野の職員養成の不統一問題を解決するためである：**具体的には、司法職務の教育が一箇所に集中して行われなかったことによって、党方針の実施や法令や政府が発表した規則等に対する理解が統一しない、また実務上の紛争解決、事件の処理や法律相談等において完全に矛盾した見解が生じてしまう。また不統一的な法解釈によって不適切な事件処理や不適切な紛争解決が発生してしまい、公正性が確保できないため、社会からの批判を受けることになる。最終的には司法職務との間で、法律の趣旨に従って業務を遂行していないとか、職務上の熟練性がないとか、又はお互いの職務に干渉し過ぎる等で攻め合うことになる。これらの問題を解決するために一箇所で教育を受ける方針が採用された。



すみません、流れが飛んだりしますが、最初に三者、3機関の合意について説明をしました。これから2014年に作成されたキャリアラムの話に入ります。2014年版のキャリアラムの作成に関しては司法機関（裁判所、検察院、弁護士会）が協力して一緒に作りました。

2014年のキャリアラムを作っている趣旨というのは、まず一つ目は法学の、法律の知識を更にレベルアップさせるという趣旨です。具体的には、今までだと、大学を卒業していきなり裁判所や検察院に採用され、すぐ仕事になりますが、その前にもっとステップアップしてから、各機関に入るという趣旨です。

二つ目の趣旨は、法曹三者が同じ場所で教育を受けてもらうということです。

法曹三者が同じところで研修することは、今までの法実務の運用の問題であった、法の解釈が三者によって別々だった、その運用がうまくいかなかったという実情から考えられたものです。三者が別々の理解や別々の解釈をしたことで、判決や結論がバラバラになってしまい社会の司法に対する信頼性が低かったのですが、法曹三者が一つのところで勉強することにより、法の解釈や実務の運用、お互いの仕事がより理解できるようにするというのを目的としたものです。

司法職務カリキュラム作成背景と推進活動

教員、学生及び関係機関からの評価を受けた結果、2014年5月12日付の司法職務研修カリキュラム第368号が改正され、裁判官、検察官及び弁護士
の司法職務研修カリキュラム第079号・2017年1月25日付が作成され
た。

本カリキュラムは法律の高等専門の学位を取得した法律専攻者を対象にして将来、裁判所、検察院の職員や質の高い弁護士に養成するために作られたものである。本カリキュラムにおいて裁判官、検察官及び弁護士の実務的な業が直ちにできるように、法理論や各職務の特有な技術、ノウハウ及び必要な能力を学ぶ。本カリキュラムは「法治国家の構築に向けてクオリティーのある且つ倫理観を持つ司法職員を養成する」というビジョンの下で実施される。

2017年版のカリキュラムの改訂経緯については、一回目のカリキュラムを教えて、2期教育を行った後、教官や学生からのフィードバックを受けて、2017年版の改訂が行われたというものです。

その趣旨は、一つ目が、裁判官、検察官、弁護士に将来なる人が法律の知識を高めて同じ理解や解釈をしてもらうというものです。

二つ目が将来法曹となる人々がそれぞれの職務についてのスキルを勉強して身に付く、検察であれば公訴提起や意見陳述などを職員になる前により理解してもらうことです。

司法職務カリキュラム作成背景と推進活動

2018年12月31日付の裁判官、検察官及び弁護士の司法職務養成カリキュラム第1711号



2015年から実施されてきた裁判官、検察官及び弁護士の司法職務養成カリキュラムの修了者には専門職の証書を取得する。学生の専門的な地位を向上させるため、カリキュラムの重要性の観点から国立司法研修所が裁判官、検察官及び弁護士の司法職務養成カリキュラムを改正する他、判決執行官及び公証人の司法職務養成カリキュラムを新たに作成した。修了生には大学卒より上で給料ランクの4/3に該当する。修了生には裁判官、検察官及び弁護士の特有な能力を身に着ける。また公証人及び執行官養成カリキュラムの導入によって当該分野の実務がよ効率的に運用され、社会の平穩が保たれる。その迅速且つ公正性のある司法制度が確される。

では、次のカリキュラムの改訂版です。こちらは第二回目の改訂ですが2018年に行われました。

2018年版の二回目の改訂の主な内容としては、まず、法曹（弁護士、裁判官、検察官）のカリキュラムに関して2015年の一期生以来2017年までは、卒業生は修了証書しかもらえませんでした。2018年の改訂によってよりランクが上の、卒業証明書のようなものが与えられることになりました。これによって、例えば職員として採用されると給料が以前の卒業生よりは上がるというものです。

2018年の改訂版の中には、法曹三者の職務、司法職務のカリキュラムの他に、判決執行という司法職務及び公証人の職務のカリキュラムが追加されました。

14枚目のスライドの写真ですが、これは一期生と二期生の修了証書の授与式です。

改正カリキュラムの比較

- ・ カリキュラム名の改名
- ・ 2014年の入学条件は法律高等専門学校卒だったが、2018年には法学士（大卒）以上が入学条件になった。
- ・ 第3回目の改正は基本的に2018年版のカリキュラムに基づくものだが、2021年に教育省に承認されたため、卒業証明書を取得でき、大学卒以上である4/3給料ランクに該当する。
- ・ これまでは一期生から六期生までは修了証書を取得したが、教育省に承認された後、専門職の卒業証明書を取得できるようになった。
- ・ 単位数は教育省の「専門職カリキュラムの作成条件」に関する規定に合わせる。
- ・ 当初では理論・実務及び実務修習の割合は6-4-2だったが、2017年以降は5-6-1になった。
- ・ 各場所の実務修習期間が2.5-2-1（か月）から2-2-2になった。
- ・ 科目リスト

カリキュラムの改訂に関する比較について説明します。

比較表も作っておりますが、左から順に古いカリキュラムを載せており、カリキュラム4が最新のカリキュラムです²。

まずその違いについて紹介しますと、名前の違いがあります。2014年版では、「司法職務研修カリキュラム」という名前ですが、2番目のカリキュラムでは、「裁判官、検察院及び弁護士の司法職務研修カリキュラム」という名前に変わりました。3番目のカリキュラムは、「裁判官、検察院及び弁護士の司法職務養成カリキュラム」となりこのときは「養成」という言葉を入れました。2番目は「研修」という短期的な言葉を入れていたので、3番目で「養成」という言葉を入れました。

また、1番目のカリキュラムの対象者、入学条件を有する者について、もともと大学卒

² 添付資料1参照。紙面掲載の都合上、提出された表の形式面を若干修正した。

という定めがあったのですが、実際の一期生の時には、高等専門学校卒の人でも色々な事情を考慮して採用したようです。その年齢については、入学の年齢が33歳未満というのが1番目のカリキュラムで定められていました。

2番目のカリキュラムでは、名目上も高等専門学校の人でも対象とし、1番目のカリキュラムでは年齢が33歳までだったのが、年齢制限なしになりました。

3番目のカリキュラムでは、入学対象者が大学卒の人になります。

2014年版の1番目のカリキュラムは一期生と二期生を対象にして実施しました。

二つ目のカリキュラムは、三期生から六期生までの教育に使っております。

一期生から六期生までは、修了証書しかもらえなかったですが、七期生からは個別の専門分野の学位が無償で与えられます。これによって、国家公務員として採用されますと給料が1ランク上になります。

3番目のカリキュラムでは、基本では以前のカリキュラムとそれほど変わりませんが、単位の数を教育省のやり方に合わせ減少させました。すなわち、2番目のカリキュラムでは、単位数が56.5ありましたが、3番目のカリキュラムでは24単位まで減少させました。

2014年には6,4,2という割合で教育が実施されます。つまり、座学が6ヶ月、4ヶ月が実務修習、2ヶ月が期末試験の準備の期間になります。

2番目のカリキュラムの時には、この割合が改正されて、座学が5ヶ月、実務修習が6ヶ月、試験の準備や論文などが1ヶ月になります。これはこの時期、ちょうど、須田大副部長がラオスのJICAの専門家として活動していた頃ですが、JICAプロジェクトの教育改善グループで検討を行い、教育の役割分担を行った結果、その改訂につながったと思います。要するに大学で勉強するレベルの割合と、司法研修所の勉強する割合の見直しが検討されてカリキュラムに反映されたというものです。理論と実務の割合の、教育機関の理論と実務の勉強の役割分担についても教育改善グループが検討した結果を踏まえて、この2番目のカリキュラムに適用されました。司法研修所では理論が4割、6割が実務的な内容になります。

また、実務修習の期間ですが、1番目のカリキュラムは裁判所での実務修習は2.5ヶ月、検察院が2ヶ月、弁護士会が1ヶ月ですが、2番目のカリキュラムではそれぞれ2ヶ月ずつの期間になりました。

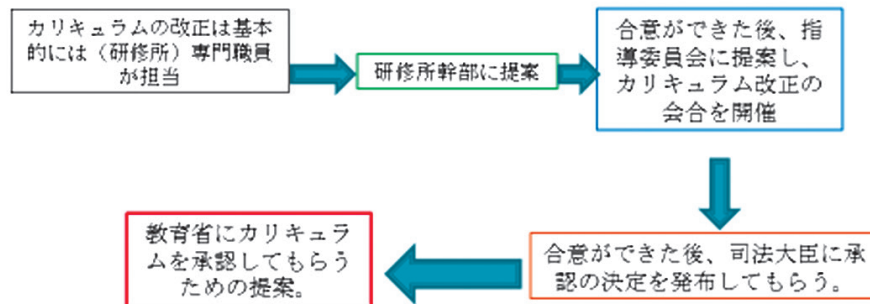
1番目のカリキュラムの中では科目数が33あります。2番目のカリキュラムでは教育の役割分担、教育改善が取り決めたことを反映させて、重複した科目を削除することになり、27科目しか残りませんでした。大学との重複する内容に関しましては司法研修所では削除したということです。

3番目のカリキュラムでは、科目数がちょっと少ないように見えますが、実際の中身は2番目のカリキュラムとそれほど変わらない内容でした。

3番目のカリキュラムはいわゆる形式面の改訂といってもいいと思います。教育省が行っている形式に合わせて、ランクを上にするために教育省に合わせた形で科目数も教育

省に合わせて少なくなったのですが、教える中身はカリキュラム2番とそれほど変わりません。

カリキュラム改正のプロセス



カリキュラム改訂のプロセスについてスライドに沿って説明します。

上の一番左側がまず職員ですね、職員というのはそれぞれ教科を担当する教官や専門職員が一番上の左側の検討をしまして、その次、上の中央、そのときにはマネージメント委員会に対して提案します。マネージメント委員会が検討した後、上の右の方にあります、指導委員会に提出します。指導委員会で承認された後、下の右の方、司法大臣に提案します。司法大臣が承認した後、最後、矢印の最後下の左側である教育省に送り承認を得るとというのが最終段階になります。

作成と改訂は同じプロセスで行われます。

皆さんが気になると思いますが、上の中央緑色のマネージメント委員会がございまして、これは2014年からそういう体制が設けられています。マネージメント委員会と指導委員会がございまして。

まず上の中央のマネージメント委員会は国立司法研修所の所長や裁判所の研修所長、検察院の研修所長、弁護士会の会長が構成員になります。これがマネージメント委員会です。上の右の方、指導委員会というのは、副大臣級の人から構成されます。

このマネージメント委員会と指導委員会の任命は司法省の大臣が行います。

司法職務養成の課題

- このカリキュラムは教育省が承認した専門職（学士より上のレベル）を特化したものである。現在、教育省から承認を受けたのは本研修所と保健大学（保健省）のみである。
- このカリキュラムについて社会からの理解がまだ広がっていない。又は従来のやり方（本研修所の過程を経ずに実務家なる道）を維持したい者もある。
- 学生がカリキュラム内容と修習の獲得目標について十分理解していない。
- 司法職務養成に関する法令や規則がまだ未整備である。
- 修了生を受け入れる公務員の採用枠がまだ少ない。
- 関係機関との連携がまだ十分でない。
- 教材が少ない。そして模擬裁判を実施するためのスタンダード手法がまだ確立されていない。
- 教材作成するための予算がまだ限られている。
- 教官の養成が必要。そして実務教官と学者教官の共同授業がまだ実施されていない。

最後のスライドですが、これはラオスの司法職務に関する課題です。

まず、課題の一つ目は最新のカリキュラムでは教育省が承認した個別の職務の専門的なカリキュラムとして承認されたので、これは極めて、私たちにとって新しいことです。教育省に認められたのは国立司法研修所のカリキュラムと保健省の大学の後のコースのみが認められました。

しかし、この国立司法研修所のカリキュラムや教育に関して関係機関、一般市民から理解されていないところがあり、大学を卒業したら裁判所や検察院に直接就職できると理解する人がたくさん残っています。

また、入学する学生について、自分が入学したら何を勉強できるか、獲得目標に関して、卒業したあとに何を身につけられるかは十分理解できていないところがあります。

司法職務の人になるために、この場合だと法曹になるためには国立司法研修所の教育を受けなければならないというような法律や下位の法令が整備されていません。タイや日本と比べると、ラオスの規定はまだ整備されていないことが分かります。今までの実施は3機関の決定に基づいて行ってただけです。

そして、次の課題ですが、採用の枠、例えば裁判所や検察院の採用枠が十分に確保できていないということです。

さらに、教材や模擬裁判などの実施方法がまだ確立されておらず試行錯誤でやっている状況です。

教材の作成に関する予算がまだ現在では限られているという課題もあります。

教官や教員の養成についてもまだ十分出来ていない、具体的には、理論を教える先生と実務を教える先生の、教える内容の整合性がまだ十分に出来ていないということもあります。

課題の最後として、各機関同士での連携がまだ十分に円滑にっていないということが

挙げられます。

最後には、卒業生のデータを紹介します³。2014年から現在の学生までです。

表に記載したとおりですが、一期生や二期生は入学者も多く卒業生や採用された人も多いですが、四期生、五期生は採用数が見当たらないのはご存じのとおりです。

現在ですが、入学志望者、希望する人の数が非常に激減しております。これは私たちの研修所の課題であると思います。

ご静聴ありがとうございました。

ご静聴ありがとうございました。



³ 添付資料2参照。

カリキュラム比較表

順番	内容	カリキュラム 1	カリキュラム 2
1	作成・改正時期	2014	2016
2	カリキュラム名	司法職務研修カリキュラム第368号/司法省・2014年5月12日付	裁判官、検察官及び弁護士 ¹ の司法職務研修カリキュラム第079号/司法省・2017年1月25日付
3	使用時期	2014-2015 (第一期生) 2015-2016 (第二期生)	2016-2017 カリキュラム改正のため、学生を募集しない 2017-2018 (第三期生) 2018-2019 (第四期生) 2019-2020 (第五期生) 2020-2021 (第六期生)
4	カリキュラムの評価・改正時期	1年後に改正	2年後に改正
5	募集人数	1学年に150名	1学年に150名
6	研修・養成を受ける者の入学条件	<ul style="list-style-type: none"> ・政治的信念、倫理観、革命精神のある者； ・法学教育の高等専門学校以上の学位を有する者； ・健康者や重大な伝染病の感染者でないこと； ・3歳未満であること、但し、弁護士になりたい人を除く。 ・故意により有罪となった判決を受けたことがない者； ・弁護士になりたい外国人の場合はラオス語が堪能な方； ・国家公務員として採用されていない者。 	<ul style="list-style-type: none"> ・政治的信念、倫理観、革命精神のある者； ・法学教育の高等専門学校以上の学位を有する者； ・健康者や重大な伝染病の感染者でないこと； ・故意により有罪となった判決を受けたことがない者； ・弁護士になりたい外国人の場合はラオス語が堪能な方； ・国家公務員として採用されていない者。
7	選抜方法	法律・司法職務研修所が定めた基準の選抜試験を合格したこと。なお、選抜委員会は以下の機関から構成される： <ul style="list-style-type: none"> - 司法省； - 人民検察院； - 人民裁判所； - 弁護士会 入試の実施時期 <ul style="list-style-type: none"> - 毎年8月頃 - 試験内容：法律の一般知識、職務に關係する法律科目 	最高裁判所の研修所と最高検察院の研修所との協力の下で、国立司法研修所のマネージメントコミティーが採択した研修所基準の選抜試験を合格すること。

※本誌掲載用に形式に修正を加えた

内容	カリキュラム3	カリキュラム4	カリキュラム1
作成・改正時期	2018	2021	2021
カリキュラム名	裁判官、検察官及び弁護士 ¹ の司法職養成カリキュラム 第1711号/司法省・2018年12月31日付	裁判官、検察官及び弁護士 ¹ の司法職養成カリキュラム 第1711号/司法省・2018年12月31日付（教育・スポーツ省が第4095号/教育省・2021年9月8日付にて専門職務の研修カリキュラムとして承認し、使用を許可した。）	1 公証人の司法職務養成カリキュラム 2 執行官の司法職務養成カリキュラム
使用時期	2021-2022（第七期生）	2021-2022（第一期生）	2021-2022（第一期生）
カリキュラムの 評価・改正時期	2年後に改正	カリキュラム上では2年後に改正と定めているが、教育省に従って1年後にカリキュラムの再評価を行う。	カリキュラム上では2年後に改正と定めているが、教育省に従って1年後にカリキュラムの再評価を行う。
募集人数	1学年に100名	カリキュラム上では1学年では100名と定めているが、教育省には60名にしている。	カリキュラム上では1学年に50名を定めているが、教育省には30名にしている。
研修・養成を受け る者の入学条件	<ul style="list-style-type: none"> ・政治的信念、倫理観・革命精神のある者； ・大学の法学士以上の学位を有する者； ・健康者や重大な伝染病の感染者でないこと； ・故意により有罪となった判決を受けたことがない者； ・弁護士になりたい外国人の場合はラオス語が堪能な者； ・国家公務員として採用されていない者。 	<ul style="list-style-type: none"> ・政治的信念を持つ者； ・大学の法学士を取得し、試験を合格した者； ・健康者や重大な伝染病の感染者でないこと； ・故意により有罪となった判決を受けたことがない者； ・国家公務員として採用されていない 	
選抜方法	最高裁判所の研修所と最高検察院の研修所との協力の 下で、国立司法研修所のマネージメントコミティーが 採択した研修所基準の選抜試験を合格すること。	最高裁判所の研修所と最高検察院の研修所との協力の 下で、国立司法研修所のマネージメントコミティーが 採択した研修所基準の選抜試験を合格すること。	

※本誌掲載用に形式に修正を加えた

順番	内容	カリキュラム1	カリキュラム2
8	<p>授業の実施</p>	<p>教授の実施方法について 授業はフルタイム授業方式、合計12ヶ月間で実施する - 座学期間は6ヶ月間(1008時間) - 実務修習は4ヶ月間(672時間) - 試験、レポートの起案、復習、休暇、見学及び活動等2ヶ月間(336時間) 授業時間の計算について - 1ヶ月に21日程度、一年間には252日(土日103日間、正月、建国記念日及びその他の祝日計10日間を含まない) - 1週間に5日間(月～金曜日)(40時間) - 1日に勉強する時間は8時間 - 授業コマは50分</p>	<p>フルタイム方式授業、合計12ヶ月間(1年間)で実施する - 理論勉強は5ヶ月間、実務修習は6ヶ月間、そして復習、レポートの起案及び活動等1ヶ月間 - 月に4週間 - 1週間に5日間(月～金曜日) - 1日に8時間 - 授業コマは50分</p>
9	<p>科目の分類</p>	<p>科目の分類及び時間数について 1. 基礎的理論科目：288時間； 2. 専門科目：720時間 3. 実務修習：672時間 4. 試験及びレポート起案：336時間 合計：2016時間(6-4-2)</p>	<p>科目の分類について - 基礎的技術科目：64時間(4単位) - 裁判官職務の技術科目：280時間(17.5単位) - 検察官職務の技術科目：280時間(17.5単位) - 弁護士職務の技術科目：280時間(17.5単位) 合計：904時間(56.5単位) - 実務修習 6ヶ月間(裁判所2ヶ月半、検察院2ヶ月及びび弁護士会1ヶ月半)(5-6-1)</p>

※本誌掲載用に形式に修正を加えた

内容	カリキュラム3	カリキュラム4	カリキュラム1
<p>授業の実施</p>	<p>フルタイム方式授業、合計12ヶ月間（1年間）で実施する</p> <ul style="list-style-type: none"> -月に4週間 -1週間に5日間（月～金曜日） -1日に7時間 -授業コマは50分 	<p>フルタイム方式授業、合計12ヶ月間（1年間）で実施する</p> <ul style="list-style-type: none"> -月に4週間 -1週間に5日間（月～金曜日） -1日に7時間 -授業コマは50分 	
<p>科目の分類</p>	<p>一般知識系科目（4単位） 専門基礎系科目（12単位） 選択系科目（2単位） 模擬裁判（2単位） 実務修習（2単位）（裁判所2ヶ月、検察院2ヶ月及び弁護士会2ヶ月） レポート起案（2単位） 合計：24単位</p> <p>理論の1単位（16時間） 実習の1単位（32-48時間） 実務修習の1単位（48-96時間）</p>	<p>一般知識系科目（4単位） 専門基礎系科目（12単位） 選択系科目（2単位） 模擬裁判（2単位） 実務修習（2単位）（裁判所2ヶ月、検察院2ヶ月及び弁護士会2ヶ月） レポート起案（2単位） 合計：24単位</p> <p>理論の1単位（16時間） 実習の1単位（32-48時間） 実務修習の1単位（48-96時間）</p>	

※本誌掲載用に形式に修正を加えた

順番	内容	カリキュラム1	カリキュラム2
10	<p>科目の詳細</p>	<p>基礎的理論科目（288時間）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 司法職員の政治倫理及び革命信念 2. 司法職務（法曹）倫理 3. 検察官職務 4. 裁判官職務 5. 弁護士職務 6. 職務遂行における裁判官、検察官及び弁護士の連携 7. 刑事事件手続き 8. 民事事件手続き 9. 少年事件手続き 10. 司法分野における国際協力 <p>専門科目（720時間）</p> <p>民事系科目</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 民事事件手続き 2. 民事事件における弁護士の書類の起案術 3. 調停術 4. 民事事件における意見陳述書及び命令について／検察院、裁判所、弁護士 5. 民事事件における事情聴取（取調べ）技術 6. 民事事件における弁護術 7. 民事事件ファイルの検討 8. 民事裁判に関する技術 9. 民事判決起案術 10. 民事事件における弁護士の法律相談の技術 11. 民事事件における検察院の監査及び民事判決の執行業務 	<p>基礎技術の科目</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 政治倫理及び革命信念 2. 司法職務（法曹）倫理 3. 裁判官、検察官及び弁護士の連携 4. 司法分野における国際協力 <p>裁判官職務技術の科目</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 裁判官職務 2. 裁判官による事件手続きの進行 3. 裁判官の事件ファイル検討技術 4. 裁判官の証拠収集、証拠の評価技術 5. 裁判官の調停術 6. 裁判官の公判技術 7. 裁判所の書類及び決定書の起案術 <p>検察官職務技術の科目</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 検察官職務及び一般監査 2. 少年事件手続き 3. 検察官の刑事事件手続きの進行技術 4. 検察官の事情聴取・取調べ術 5. 犯罪の構成要件分析、犯罪の特定及び公訴提起 6. 検察官の刑事事件ファイル検討術 7. 刑事事件における各種の令状及び意見陳述書の起案 8. 民事事件の事件ファイル検討及び意見陳述書起案

※本誌掲載用に形式に修正を加えた

内容	カリキュラム 3	カリキュラム 4	カリキュラム 1
<p>科目の詳細</p>	<p>一般知識系科目： 1. 司法職務（法曹）倫理、政治倫理及び革命信念 2. 司法分野における国際協力、裁判官、検察官及び弁護士 の連携</p> <p>専門基礎系科目： 1. 刑事事件における検察官の技術 2. 刑事事件における弁護士の技術 3. 刑事事件における裁判官の技術 4. 民事事件における弁護士の技術 5. 裁判官及び検察官の民事事件における事件処理技術 6. 法律相談技術</p> <p>選択系科目： 1. 検察官職務技術を専攻 2. 裁判官職務技術を専攻 3. 弁護士職務技術を専攻</p>	<p>一般知識系科目： 1. 司法職務（法曹）倫理、政治倫理及び革命信念 2. 司法分野における国際協力、裁判官、検察官及び弁護士 の連携</p> <p>専門基礎系科目： 1. 刑事事件における検察官の技術 2. 刑事事件における弁護士の技術 3. 刑事事件における裁判官の技術 4. 民事事件における弁護士の技術 5. 裁判官及び検察官の民事事件における事件処理技術 6. 法律相談技術</p> <p>選択系科目： 1. 検察官職務技術を専攻 2. 裁判官職務技術を専攻 3. 弁護士職務技術を専攻</p>	

※本誌掲載用に形式に修正を加えた

順番	内容	カリキュラム1	カリキュラム2
11	<p>科目の詳細</p>	<p>刑事系科目 1. 刑事事件手続き 2. 少年事件手続き 3. 刑事の事件ファイル検討／検察院・裁判所 4. 刑事事件における捜査及び取調べ術 5. 犯罪の構成要件の分析及び犯罪の特定 6. 刑事事件における弁護術 7. 刑事事件における意見陳述書及び令状の起案術 8. 公訴提起 9. 刑事裁判に関する技術 10. 刑事事件における法律相談技術 11. 刑事事件の判決起案術 12. 刑事事件における検察院による一般監査及び刑事判決の執行</p> <p>実務修習（672時間） 試験及びレポート起案（336時間）</p>	<p>弁護士職務技術の科目 1. 弁護士職務 2. 弁護士の弁護技術 3. 弁護士の事件ファイル検討術 4. 弁護士の相談術 5. 弁護士の書類の起案術 6. 弁護士の事件手続きの参加技術 7. 法律事務所 8. 法的無償援助</p>

※本誌掲載用に形式に修正を加えた

順番	内容	カリキュラム1	カリキュラム2
12	<p>教育の評価及び修了</p>	<p>各科目における評価方法はパーセンテージで付けられる。具体的には以下の通りである：</p> <ul style="list-style-type: none"> - 修習生の授業参加の態度が30%； - 各授業の最終回に行われる期末テストと修了試験が60%； - 出席が10%、これは担当教官及び学科の委員会の評価する。 <p>全科目の平均点数が50%以上の成績を獲得し、良い態度、修習生の規則をきちんと守っていること、教育に関する義務の履行を完了すること、修習期間中に故意による犯罪で刑事手続きに付されないこと等で修習過程を完了すると認められる。そして、司法職務（法曹）養成カリキュラムの修了証書が付与される。</p> <p>修了試験で1位から50位までの修習生には司法職務（裁判官、検察官及び弁護士）の中から優先的に選ぶことができる。</p> <p>51位から100位までの修習生はその第二の優先順位とし、101位から150位の修習生には最後に職務を選ぶことになる。</p>	<p>修習過程を修了するには、修習生がカリキュラム時間数の全部を満たさなければならない。そして、累計平均成績は70点又はCグレード以上でなければならない。</p> <p>カリキュラムの時間数の80%以下出席したこと及び累計平均成績が60点以下又はグレードD+を持つ者は修了しないとみなす。</p> <p>各期には各科目の授業において評価が行われる。具体的に、評価方法は2つの方式がある。まず、授業の進行中に継続的な小テスト方式、修習生の授業参加（発言等）態度、各授業の最終回で行われる期末試験。</p> <p>各授業の点数についてはパーセンテージで付けている。なお、継続的な小テスト30%、授業の参加態度の点数10%、授業最終回の試験60%である。これについては教官と学科の幹部が評価する。</p>

※本誌掲載用に形式に修正を加えた

内容	カリキュラム 3	カリキュラム 4	カリキュラム 1
<p>教育の評価 及び修了</p>	<p>修習過程を修了するには、修習生がカリキュラム時間の全部を満たさなければならない。そして、累計平均成績は70点又はCグレード以上でなければならない。</p> <p>カリキュラムの時間数の80%以下出席したこと及び累計平均成績が60点以下又はBグレードD+を持つ者は修了しないとみなす。</p> <p>各期には各科目の授業において評価が行われる。具体的に、評価方法は2つの方式がある。まず、授業の進行中に継続的な小テスト方式、修習生の授業参加（発言等）態度、各授業の最終回で行われる期末試験。</p> <p>各授業の点数についてはパーセンテージで付けている。なお、継続的な小テスト30%、授業の参加態度の点数10%、授業最終回の試験60%である。これについては教官と学科の幹部が評価する。</p>	<p>修習過程を修了するには、修習生がカリキュラム時間の全部を満たさなければならない。そして、累計平均成績は70点又はCグレード以上でなければならない。</p> <p>カリキュラムの時間数の80%以下出席したこと及び累計平均成績が60点以下又はBグレードD+を持つ者は修了しないとみなす。</p> <p>各期には各科目の授業において評価が行われる。具体的に、評価方法は2つの方式がある。まず、授業の進行中に継続的な小テスト方式、修習生の授業参加（発言等）態度、各授業の最終回で行われる期末試験。</p> <p>各授業の点数についてはパーセンテージで付けている。なお、継続的な小テスト30%、授業の参加態度の点数10%、授業最終回の試験60%である。これについては教官と学科の幹部が評価する。</p>	

※本誌掲載用に形式に修正を加えた

NIJ 学生数 (2019年4月まで)

	2014-2015	2015-2016	2017-2018	2018-2019	2019-2020	2020-2021	2021-2022
	第一期	第二期	第三期	第四期	第五期	第六期	第七期
受験者数	192	291	341	274	46		
合格者数	146	200	175	146	41 (女性10)	43 (女性20)	29
新入生	0	0	0	0	0		
卒業者数 (合計)	125 (女性31)	170 (女性59)	151 (女性51)	113 (女性39)	36 (女性9)		
1) 裁判官	38 (女性6)	34 (女性12)	1 (女性0)	-	-		
2) 検察官	2	1	2	-	-		
3) 弁護士	21 (女性4)	15 (女性3)	20 (女性4)	-	-		
4) その他、見習弁護士	5 (女性1)	13 (女性3)	20 (女性4)				
	カリキュラム1 使用 6-4-2	カリキュラム1 使用 6-4-2	カリキュラム2 使用 5-6-1	カリキュラム2 使用 5-6-1	カリキュラム2 使用 5-6-1	カリキュラム2 使用 5-6-1	教育・スポーツ省 が2021年に承認したカリキュラム3使用
	2014	2014	2017	2017	2017	2017	2018

卒業者数の減少理由は中退

カリキュラム改正のタイミングは各カリキュラムに定められている。

第1回目のカリキュラム改正の理由は理論勉強と実務修習の割合を調整するためである。

2021年に教育・スポーツ省が承認したカリキュラム3は基本的に2017年のカリキュラム2と似ている。

ラオス人民検察院の民事訴訟手続の参加¹

ラオス人民民主共和国

中部高等人民検察院民事事件検討課課長

ラッタナポーン・パパックデイ

まず、内藤部長を始めとする ICD 関係者の皆さま、松尾先生や日本の先生方、オンラインで参加してくださった皆さま、尊敬申し上げます。

自己紹介を日本語でさせていただきます。

(日本語)

私はラッタナポーン・パパックデイです。検察官です。私は慶應大学で勉強中です。

(以下ラオス語)

慶應大学に留学する前には、ラオスで地域検察院の民事事件検討課課長を務めておりました。

本日の発表のテーマは、ラオスの民事事件における検察官の関与に関することです。

まず、本題に入る前にスライドを共有させていただきます。

ラオス人民検察院



こちらの写真は、ラオスの最高検察院の建物の前と横から撮ったものです。

¹ 本稿は、ラオスから慶應義塾大学大学院法務研究科に留学中の留学生 2 名をインターンとして当部で受け入れた際、同留学生から発表された内容を記事にしたものである。インターンの内容については ICD NEWS 91 号 78 頁参照。



左側のロゴは、検察院のマークです。普段、私たちは制服を着用しておりますが、制服の左腕のところにロゴが貼ってあります。

今、映っている方は検察院の幹部の方々です。

真ん中の最前列に座っているのは、最高検のサイサナ・コートプートン長官です。両サイドは最高検の副長官です。左側の方が軍事検察院の長官を務めている方です。そして、後ろの2列目と3列目は局長レベルの幹部の方々です。その中の一部はJICAプロジェクトの初期メンバーであり、課長レベルから昇進してきた方もいます。

例えば、2列目の真ん中の女性はポンペットさんで、同列の左側はカンペットさん、最後列にはブアリーさんがいます。

ラオス人民検察院の民事訴訟手続の参加

1. 人民検察院の歴史
2. 人民検察院の役割
3. 人民検察院の民事訴訟手続の参加

本日発表するテーマは主に三つございます。

一つ目は人民検察院の歴史、二つ目は検察院の役割、三つ目は検察院の民事事件参加について、その根拠についてもお話しします。

1. 人民検察院の歴史

1.1 人民検察院法が制定される前の時期（1975年－1990年）

A. 1975年－1983年までの時期

- 独立した後、国家機関の中央から地方レベルまで改革がなされた。
- この時期では「検察局」と呼ばれ、司法省の管轄下にあった。
- この時期は公判段階の手続き、必要な事件においては警察と協力しながら捜査活動を行う。また捜索、逮捕、拘束命令や被疑者の釈放命令の発付等の業務をしていた。
- この時期、1976年10月15日付け首相令第53号が逮捕、捜査及び公判における活動の根拠となっていた。

まず、検察院の歴史、概要についてですが、二つの時期に分けて説明します。

一つ目は検察院法ができあがる前の時期、二つ目は検察院法が成立した後の時期についてです。

検察院法が成立前の時期というのは、1975年から1990年にかけての時期です。

その中でも、更に二つの時期に分かれます。

第一期は1975年から1983年の時期です。ご存じのとおり、1975年はラオスが独立した年であり、その時期に植民地時代から独立国家として誕生したわけですが、中

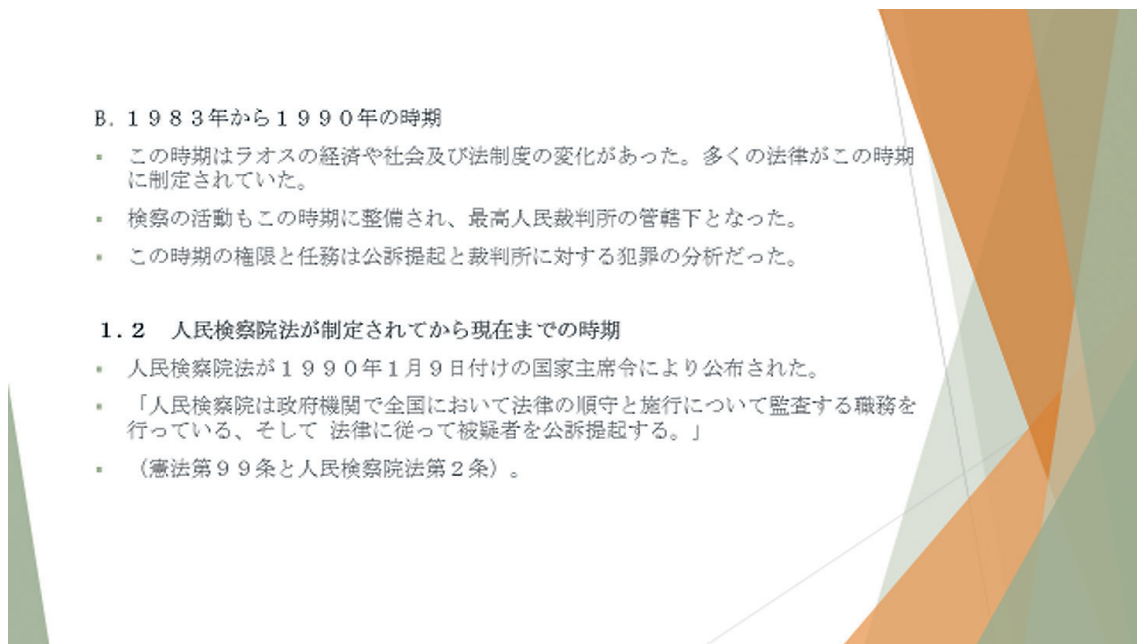
中央から地方レベルまで国家の体制が確立されました。

この時期には、検察院は司法省の管轄下の一つの局であり、正確には「検察局」と呼ばれていました。

この時期の活動としては、裁判手続や、必要な場合には警察と共に捜査活動を行ったり、捜索、逮捕、拘束、釈放命令を発効したりする役割を担っていました。

この時期は、特に活動に関する根拠法ができておらず、首相令53号に基づいて逮捕や捜査活動や公訴提起などの活動を行っていました。

この時期は、民事事件は数が極めて少なく、ほとんどが刑事事件でした。



検察院法成立前の第二期は1983年から1990年で、ラオスの社会や経済の体制がかなり変わりました。また、法律も徐々に作られました。

当時は、一時的に裁判所の管轄下の一機関と位置づけられました。検察院法と裁判所法は同時に起草をしていましたが、裁判所法が先に成立し、検察院法はまだ成立していなかったので一時的に裁判所の管轄下に入ることになりました。

この時期の役割としては、主に公訴提起及び犯罪の解説、すなわち裁判においてどのような犯罪かを分析するというものでした。

次に、検察院法成立後から現在までの時期を説明します。

検察院法が制定したのは1990年1月9日ですが、その日は現在でも検察院成立の記念日とされています。

検察院の役割を簡潔に述べると、法律の遵守に関する監査業務及び法律に基づく公訴提起を行うのが基本的な役割でした。

- 組織体制-人民検察庁
- 県、首都人民検察院
- 郡人民検察院
- 軍事検察院

2003年には人民検察院法が改正された。

組織体制が改正された。詳細は以下の通りである：

- 最高人民検察院
- 地域検察院（北部、中部、南部検察院）
- 県、首都人民検察院
- 郡人民検察院
- 軍事検察院

当時の組織の構成としては、高等検察院、その下に県・首都の検察院、その下に郡の検察院があり、軍の検察院もありました。

検察院法ができてから現在まで三度の改正がなされました。一回目が2003年、二回目が2009年、そして現行法は2017年版です。

改正に関して、組織の構造の改正の部分だけ紹介します。

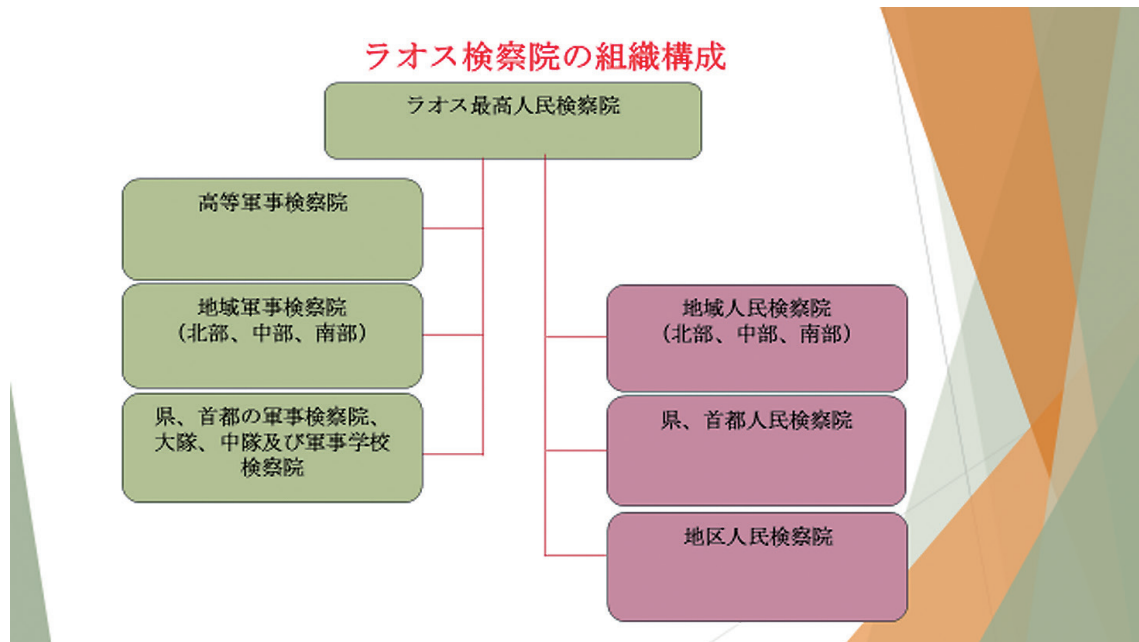
組織の改名を行い、「高等検察院」が「最高検察院」に、第二審を扱う検察院は「控訴審検察院」という名前がつけられ、その下には、県・首都検察院と郡検察院がありました。

- また2009年にも人民検察院法が改正された。
- 組織体制が改正された。
- 最高人民検察院
- 地域検察院（北部、中部、南部検察院）
- 県、首都人民検察院
- 地区人民検察院
- 軍事検察院
- 検察院の委員会についての規定が定められた。
- 現在の現行法は2017年改正版

2009年の改正では「控訴審検察院」が「地域検察院」に改名されました。地域検察院は北部・中部・南部の3カ所に置かれています。

その下が、県・首都検察院で、その次は「地区検察院」になりました。地区検察院は、複数の郡を一つの地区とするなどして検察院が置かれたものです。

新しく加わったものとしては、スライドの下から二番目にある、検察委員会の規定が設けられました。



現行法2017年版で定められている組織構成は、それほど変わりませんがスライドのとおりです。

左側の緑色が軍事検察院の組織で、右のピンク色が人民検察院です。

右側の人民検察院について、地域検察院が北部・中部・南部に三つあり、県・首都検察院は17の県と一つの首都に検察院がおかれています。そして全国では、合計43の地区検察院があります。

ラオス最高人民検察院の組織体制



こちらは組織構成ですが、トップは最高検長官です。長官は他の省の大臣級、副長官は副大臣級になります。

そして、民事監査局が民事事件の監査の活動を担当しております。

なお、ラオスの検察官は1級、2級、3級に分かれています。

検察官になるためには、まず検察院の職員（国家公務員）として採用されます。その後、専門職として手伝いを行い、検察官補佐官としての試験を受け、合格すれば補佐官となります。

その後、何年か実務の経験を経た後、試験に合格して初めて3級検察官になります。

2. 人民検察院の役割

- 人民検察院法第10条によれば、権限及び任務について、以下の通り定めている。
 1. 各省庁、省と同格の政府組織、建国戦線、大衆機関、社会組織、地方行政組織、企業、市民の法律の順守と施行が正しく統一的行われているか監査する。この監査を一般監査という。
 2. 捜査機関の法律施行を監査する。
 3. 法律に定められた通り、事件の全部又はその一部において捜査活動を行う。
 4. 被疑者に対する公訴提起をする。
 5. 公判段階における法律施行を監査する。
 6. 命令、処分、確定した第一審判決、上訴審判決の実施を監査する。
 7. 留置場、拘置場、矯正センター、矯正施設ならびに裁判所の矯正処置実施場における法律の実施について、監査する。
 8. 国家主席令に沿っての恩赦について、研究、提案、実施を監査する。
 9. 捜査機関及び強制措置の実施、犯罪防止及び法令違反の防止を取込む関係機関と協力し、犯罪の発生原因や発生要因を阻止する。
 10. 新しい証拠が見つかった場合、法律に基づき、再審手続きを行う。
 11. 法律に定められているその他の権利及び責務を遂行する。

検察院の役割について説明します。

役割については、現行検察院法の10条に定められています。皆さんも和訳を持っているかと思いますが、説明すると以下のとおりです。

まずは1号で一般監査、2号で捜査・取調機関の法律実施の監査、3号は法律にしたがって事件の一部又は全部の捜査、取調を行うこと、4号は公訴提起、5号は裁判所における法律の実施を監査すること、6号は命令や処分、一審判決や最終的な判決の実施に関する監査、7号は留置場、拘置場、矯正センターにおける法律実施の適法性の監査、8号は国家主席の命令に沿って、恩赦についての研究や提案、実施の監査（恩赦は毎年一回は行われる）、9号は捜査機関や関係機関の犯罪の追跡活動、研究への協力、10号は新証拠が見つかった場合の再審、11号は、法律が定めたその他の義務を履行することを定め

ています。

3. 人民検察院の民事訴訟手続の参加

3.1. 検察院の民事事件の監査における根拠規定

- 人民検察院法
- 人民検察院法第10条5号には「裁判所の事件手続を監査する。」と規定している。
- 目的：
 - 1) 裁判所による事件処理が完全、包括、客観的及び適正に行われるためである。
 - 2) 裁判所の命令、処分、第一審又は上訴審判決の適法性及び公正性が保たれるためである。
- 人民検察院は、国家及び社会又は行為無能力者、保護者のいない18歳未満の子供の権利・利益を保護するために民事、商事、家事及び児童事件の訴訟手続に参加することができる。
- 検察院の参加 ー民事原告として訴訟の参加
 - ー公判段階における法律の実施を監査する立場としての参加
- (人民検察院法第49条、民訴法第62条)
- 第49条は、民事、商事、家事、児童(少年)、労働事件等における裁判所の法令の遵守について人民検察院の監査権限及び責務を定めている。
- 第50条は、民事、商事、家事、児童(少年)事件等における監査について定めている。

- 包括的な訴訟手続とは、訴訟手続において、原告の訴え、被告の答弁又は反訴にかかる証拠及び第三者にかかる証拠を全て検討しなければならないことをいう。裁判官は証拠についてどの証拠が主要な証拠か、どの証拠が補充証拠かを特定し、合理的に評価しなければならない。証拠の一つの側面だけの検討や片方当事者の証拠だけで判断をしてはならない。
- 完全な訴訟手続とは、事件の出来事について全ての情報、証拠が収集されることをいう。裁判所は当事者が提示した情報証拠を審理判決するために十分且つ明確かどうかを確認しなければならない。まだ不十分と判断した場合、裁判官は当事者に追加で証拠を提出するよう案内しなければならない。また、裁判官は証人、材又は当事者の申立から情報証拠を収集しなければならない。これは事件を審理判決する前にできるだけ事件の事実を明らかにするためである。
- 客観的な訴訟手続とは、訴訟手続が、情報、証拠、法及び正義に基づいていなければならないことをいう。裁判所の事件の判断において事件記録にある証拠に基づかなければならない。そして法的な根拠のあることが前提である。これは裁判所による判断が事件の事実、法律に適し、当事者にとって公正であることを保障するためである。

本日のメインのテーマである、民事事件において検察官が実務上どのように関与しているか説明します。

民事事件に関与する根拠規定ですが、検察院法と民事訴訟法が根拠になります。

事件の参加というのは、検察院法の10条5号、裁判所の事件手続に関する監査活動という規定に基づいて活動しています。

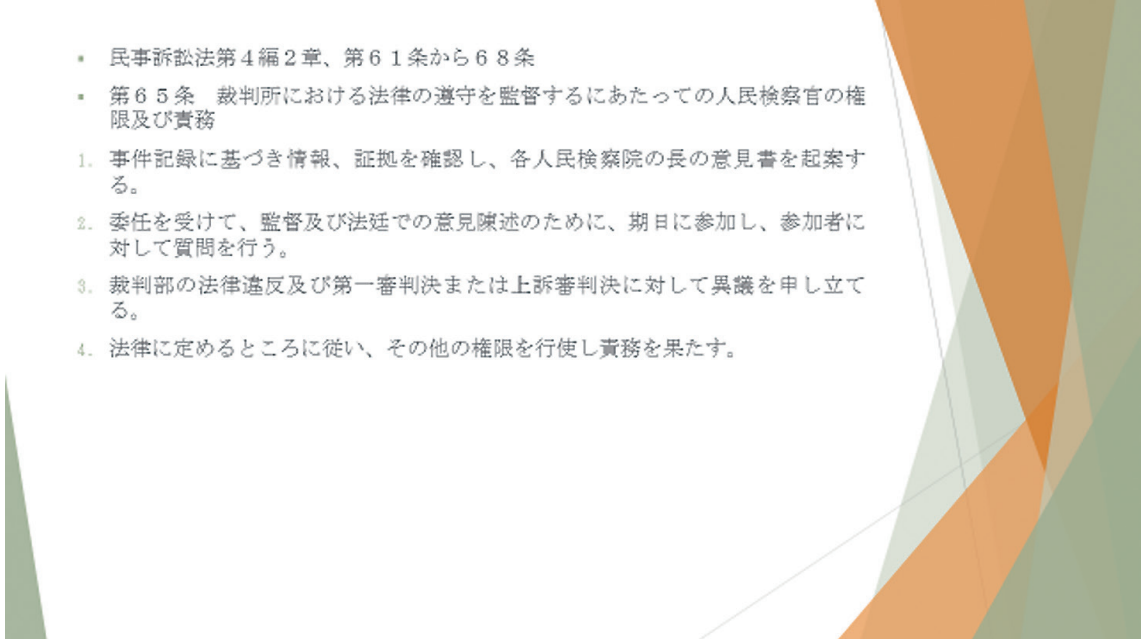
この規定が、私たちの日々の活動の主な根拠規定です。

事件を監査する目的として、一つ目は、裁判手続が完全、包括、客観的、かつ事件手続の段階に沿って適正に行われているかを確認するというものです。

そして、二つ目の目的は、裁判所の決定、命令、処分や判決が適法かつ公正に実施されることを確実にするためです。

検察院が民事事件、商事事件、家事事件及び少年事件に参加するのは、国家の利益や社会の利益及び行為能力のない人、18歳未満の人の権利利益を保護するためです。

どういう立場で民事事件に関与するかというと、まず、民事事件における原告として参加する場合と、もう一つは裁判での法律の実施を監査するために参加する、この二つの場合は、検察院法49条と民訴法62条が根拠です。

- 
- 民事訴訟法第4編2章、第61条から68条
 - 第65条 裁判所における法律の遵守を監督するにあたっての人民検察官の権限及び責務
 1. 事件記録に基づき情報、証拠を確認し、各人民検察院の長の意見書を起案する。
 2. 委任を受けて、監督及び法廷での意見陳述のために、期日に参加し、参加者に対して質問を行う。
 3. 裁判部の法律違反及び第一審判決または上訴審判決に対して異議を申し立てる。
 4. 法律に定めるところに従い、その他の権限を行使し責務を果たす。

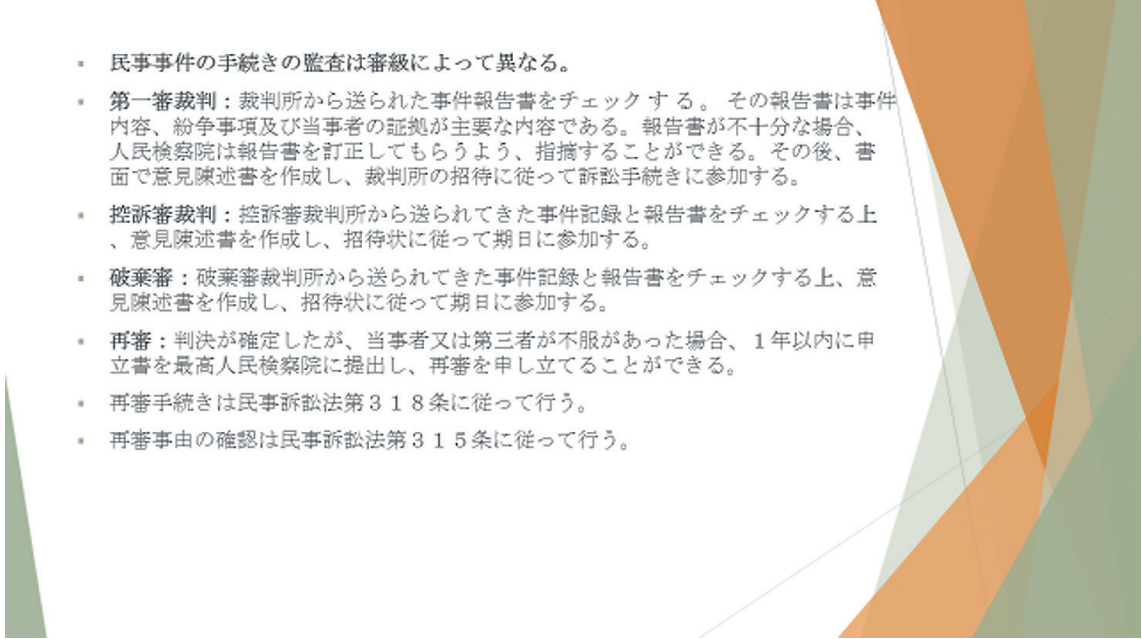
民訴法の第2章、条文だと61条から68条までは、検察院がどういう立場で民事事件に関与するかという規定が定められています。

ここでは民訴法65条を紹介したいと思います。

65条1項1号には事件記録に基づき、証拠を確認し、各人民検察院長の意見書を起案すると定めています。

そして、2号は、委任を受けて、監査及び法廷意見陳述のために、期日に参加し、参加者に対して質問することを、3号は、合議体が法律違反及び第一審判決及び上訴審判決に対して異議申立をすることをそれぞれ定めています。

検察官の民事事件における参加ですが、各審級で、監査の項目が異なります。

- 
- ・ 民事事件の手続きの監査は審級によって異なる。
 - ・ 第一審裁判：裁判所から送られた事件報告書をチェックする。その報告書は事件内容、紛争事項及び当事者の証拠が主要な内容である。報告書が不十分な場合、人民検察院は報告書を訂正してもらうよう、指摘することができる。その後、書面で意見陳述書を作成し、裁判所の招待に従って訴訟手続きに参加する。
 - ・ 控訴審裁判：控訴審裁判所から送られてきた事件記録と報告書をチェックする上、意見陳述書を作成し、招待状に従って期日に参加する。
 - ・ 破棄審：破棄審裁判所から送られてきた事件記録と報告書をチェックする上、意見陳述書を作成し、招待状に従って期日に参加する。
 - ・ 再審：判決が確定したが、当事者又は第三者が不服があった場合、1年以内に申立書を最高人民検察院に提出し、再審を申し立てることができる。
 - ・ 再審手続きは民事訴訟法第318条に従って行う。
 - ・ 再審事由の確認は民事訴訟法第315条に従って行う。

一審裁判においては、検察院が裁判所から送られてきた事件の要約の報告書を確認します。

その報告書の中では、事件内容や争いとなっている部分、当事者が提出した証拠が詳細にまとめられています。検察官は、期日前に裁判所から送られた報告書を確認します。

その報告書を確認した後、報告書の中で、裁判所が当事者の証拠についてまだ細かく、丁寧に言及していない場合あるいは曖昧な表現を使っている場合には、検察官が裁判所に対し報告書の修正・追加をしてもらいます。

裁判所が修正した報告書を確認した上、検察官は意見書を作成して期日に参加します。

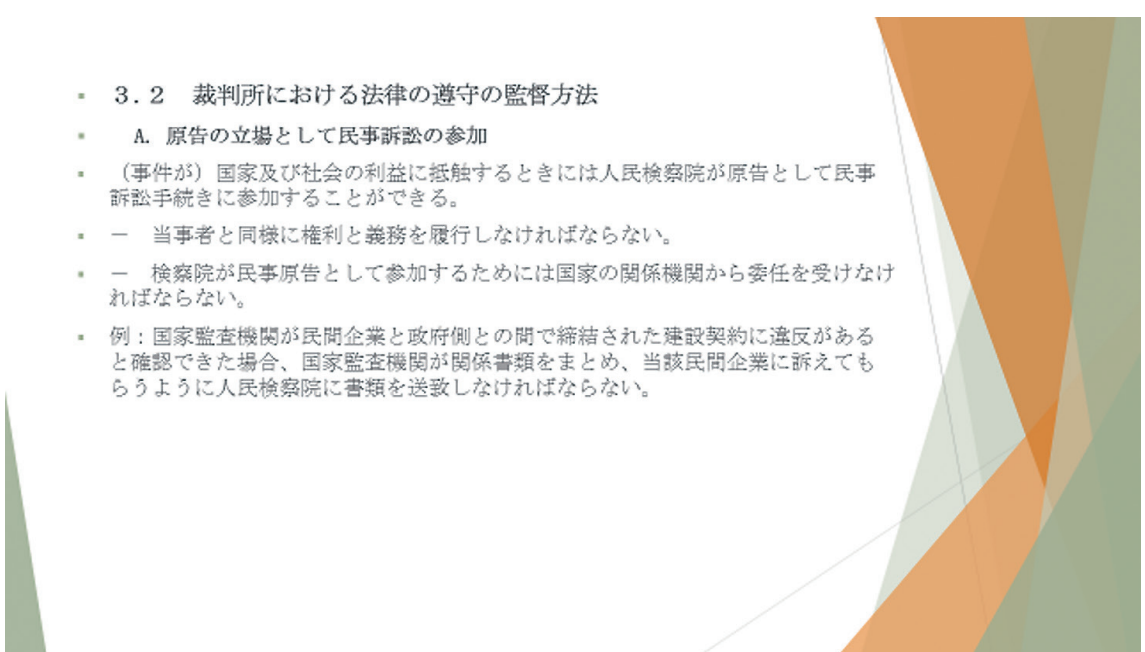
ただいま説明した一審裁判の業務ですが、法律が具体的なプロセスを詳細に定めていないため、最高裁と最高検が共同でガイドラインを作成し、そのガイドラインにしたがって実施しています。

その共同ガイドラインは01号というもので2017年1月12日に発布されました。

控訴審と破棄審も手続は似ていますが、控訴審では当該事件における事件ファイルと裁判所がまとめている報告書を送ってもらい、検察院が確認して意見書を作成し、期日に参加します。

ラオスの法律では、確定した判決に対して、再審という手続を行うことができます。再審手続は、確定判決に不服のある当事者あるいは第三者が判決から一年以内に最高検察院に対して再審申立を行うことができます。

再審申立に理由があるかどうかの判断については、民訴法の318条と315条を根拠にして判断します。

- 
- 3.2 裁判所における法律の遵守の監督方法
 - A. 原告の立場として民事訴訟の参加
 - (事件が) 国家及び社会の利益に抵触するときには人民検察院が原告として民事訴訟手続きに参加することができる。
 - — 当事者と同様に権利と義務を履行しなければならない。
 - — 検察院が民事原告として参加するためには国家の関係機関から委任を受けなければならない。
 - 例：国家監査機関が民間企業と政府側との間で締結された建設契約に違反があると確認できた場合、国家監査機関が関係書類をまとめ、当該民間企業に訴えてもらうように人民検察院に書類を送致しなければならない。

先ほどは理論の説明をしましたが、実務として、実際の裁判における法律の監査の活動を具体的にどのように行うのか説明したいと思います。

まず、民事事件において民事原告としての立場で参加する場合の話をしていきます。

国家や社会の利益に反する場合において、検察院が民事原告として提訴することができます。この場合は、民訴法で定めている当事者と全く同じ活動をしています。

公判期日のときには、民事原告としての立場と、法律実施の監査の役割を同時に行います。民事原告として参加するためには、関係する利益を侵害されている国家機関から委任を受けて参加します。

具体例を言いますと、国家監査機関という機関があり、その機関から、政府と民間の間で建設契約を締結したのに、民間側が契約に違反したとします。この場合、国家監査機関の要請に基づいて、検察院が民間の企業に対して提訴し、民事原告として参加することができます。

ただし、実務上はそのようなケースは極めて少なく、実際にはこのような活動は行われていません。なぜなら、訴訟になる前に、行政による和解や調停がなされ、大部分はその和解や調停で解決できるので、訴訟までにはなりません。

B. 裁判所における法律の遵守を監査する立場として民事、家事及び児童（少年）事件における監査活動

これは以下の2つのプロセスがある：

- 1. 事件記録上の監査
- 2. 公判における監査

1. 事件記録上の監査

- 裁判所から事件記録の送付を受けた後、検察官は事件記録に綴られる全ての資料をチェックしなければならない。
- 下級裁判所の法律の遵守に関する監査。具体的には、第一審又は控訴審において訴訟法違反があるかどうかをチェックすることである。

その監査の際には、各審級の訴訟手続きに関する原則や規則に従って各プロセスがきちんと行われたかどうかを確認しなければならない。なぜなら、各段階には手続きの違いがあるから。例えば、裁判所の事件処理の権限、証拠の収集、取調べ、調停、合議体の構成、公判での審理、判決の言い渡しにおいて手続き違反があるかどうかを確認すること。

民事事件・家事事件・商事事件について、法律の監査として事件に関与する場合の話をします。

これには二つのプロセスがあり、一つ目が記録上の監査、二つ目が公判期日における監査です。

例えば、事件記録上の監査については、裁判所から受け取った事件記録を確認し、書類が全てそろっているかどうかを確認し、控訴審の場合は、第一審の手続きがきちんと法律にしたがって運用がなされたかを確認します。

審級ごとに裁判のルールが少し異なるので、管轄区域や実際の法廷での取調べ、証拠の提出や収集などが適切に行われているかを確認します。

- 第一審裁判所による事件認定又は紛争事項の特定が的確かどうかを確認する。例えば、相続問題、責任問題、夫婦問題、民事又は商事の契約等といった当事者が裁判所に解決してもらう事件の問題は何なのかである。また、第一審裁判所の判断では関係する法律規定に適合しているかチェックする。第一審裁判所の事実認定が適しているかどうかのチェックは、民事部、商事部、労働部、家事及び児童事件の裁判部等といった裁判所及び裁判部の管轄権に関係するので特に重要である。そして第一審裁判所が判断を下した際に、法律や条文の適用が適切かどうかをチェックする。
- 裁判所による訴訟手続の運用が法律で定められた期間内で行われたかどうかをチェックする。
- 当事者の控訴申立が法律上の理由があるかどうかのチェック。具体的には、当事者申し立てた問題について第一審裁判所が明確に認定し、法律に適した判断がなされたかあるいはまだ検討していないかを確認する。また、第一審裁判所の判断が民事訴訟法第245条に適したかどうか。同法第279条、280条や281条に違反があったかどうかをチェックする。

例えば、事件記録の監査については、控訴審の場合、一審裁判所の判決に、裁判所が紛

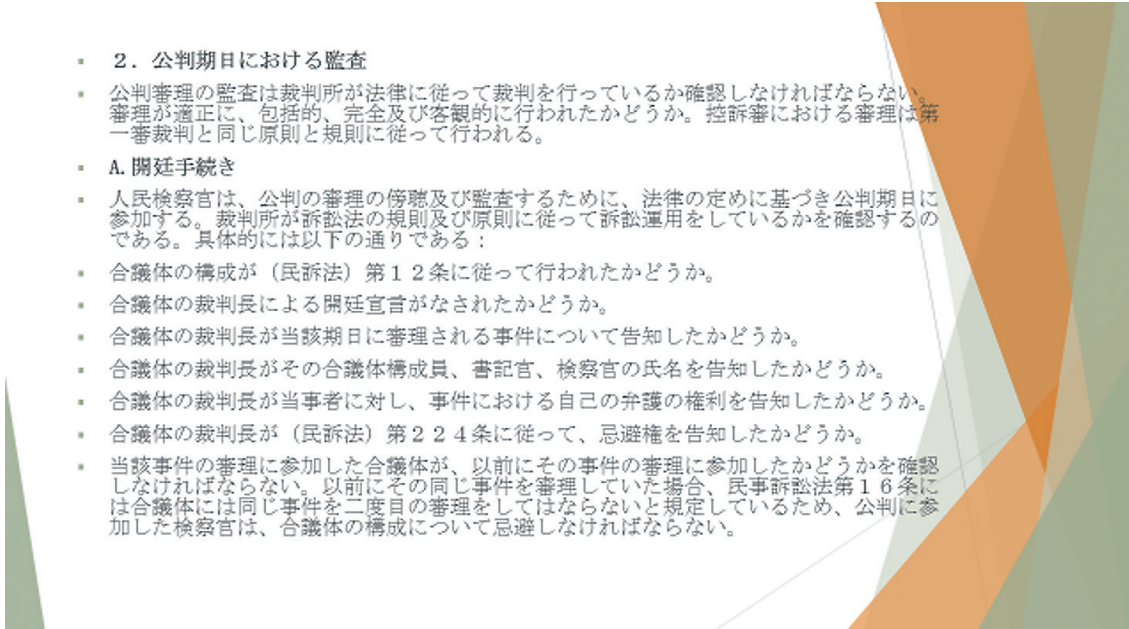
争に適した条文の適用をしているかの確認を行います。

また、各審級においては、事件の処理の期間が法律に定められています。一審だと9月以内、控訴審は4か月、破棄審は3か月という期間がありますが、その期間内に裁判所が事件処理をしているかも確認します。

例えば、時間内に終わらず期間の延長があった場合、裁判所が延長手続を適切に行っているかを確認します。これは、当事者の権利保護のためです。

そして、控訴審の場合、一審判決に対して申し立てられた控訴の理由を確認し、例えば、当事者が二つの点の検討をお願いしたのに、一審判決の中ではそのうち一つしか検討されていない、検討しない事項について全く判決の中で言及されていない、といったことを理由に控訴申し立てされたときに、検察院がそれを確認し意見書を準備します。

意見書を作った後、裁判所に送り、その後、裁判所の招待状を受けてから公判期日に参加します。

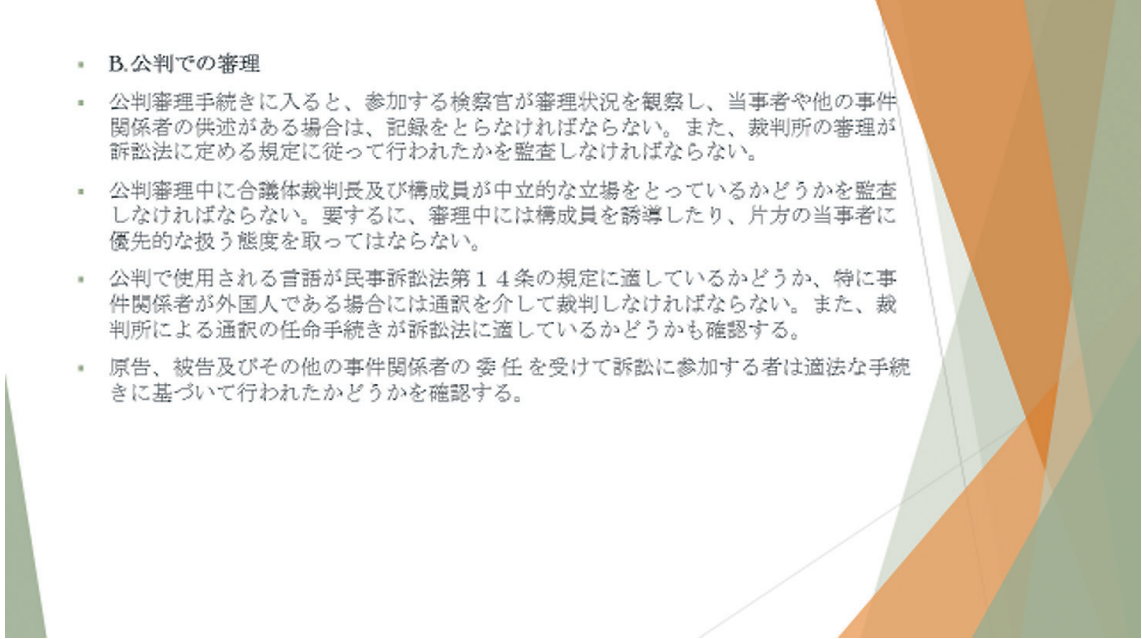
- 
- 2. 公判期日における監査
 - 公判審理の監査は裁判所が法律に従って裁判を行っているか確認しなければならない。審理が適正に、包括的、完全及び客観的に行われたかどうか。控訴審における審理は第一審裁判と同じ原則と規則に従って行われる。
 - A. 開廷手続き
 - 人民検察官は、公判の審理の傍聴及び監査するために、法律の定めに基づき公判期日に参加する。裁判所が訴訟法の規則及び原則に従って訴訟運用をしているかを確認するのである。具体的には以下の通りである：
 - 合議体の構成が（民訴法）第12条に従って行われたかどうか。
 - 合議体の裁判長による開廷宣言がなされたかどうか。
 - 合議体の裁判長が当該期日に審理される事件について告知したかどうか。
 - 合議体の裁判長がその合議体構成員、書記官、検察官の氏名を告知したかどうか。
 - 合議体の裁判長が当事者に対し、事件における自己の弁護の権利を告知したかどうか。
 - 合議体の裁判長が（民訴法）第224条に従って、忌避権を告知したかどうか。
 - 当該事件の審理に参加した合議体が、以前にその事件の審理に参加したかどうかを確認しなければならない。以前にその同じ事件を審理していた場合、民事訴訟法第16条には合議体には同じ事件を二度目の審理をしてはならないと規定しているため、公判に参加した検察官は、合議体の構成について忌避しなければならない。

次は公判期日における監査ですが、開廷手続がきちんと適法に行われたかどうかも確認します。

各検察官は、期日に参加する際、きちんとチェックリストを作って参加しています。具体的には、合議体の構成が適法になされたか、あるいは、合議体から当事者に対する権利の告知が適法に行われたかなど、項目ごとにチェックしていきます。

例えば、裁判長が合議体の構成に対する忌避権を当事者に告知しなかった場合、その場にいる検察官が、忌避権を告知するようお願いします、と合議体に伝えます。

これは、確かに細かい作業になると思いますが、まだ必要となるのはおそらく、現在のラオスの手続において、公判や法廷に来るのは一般市民であり弁護士がついていない場合が多いので、そのために検察院が不適切な事態が生じた場合にこれを修正する必要があるのだと思います。

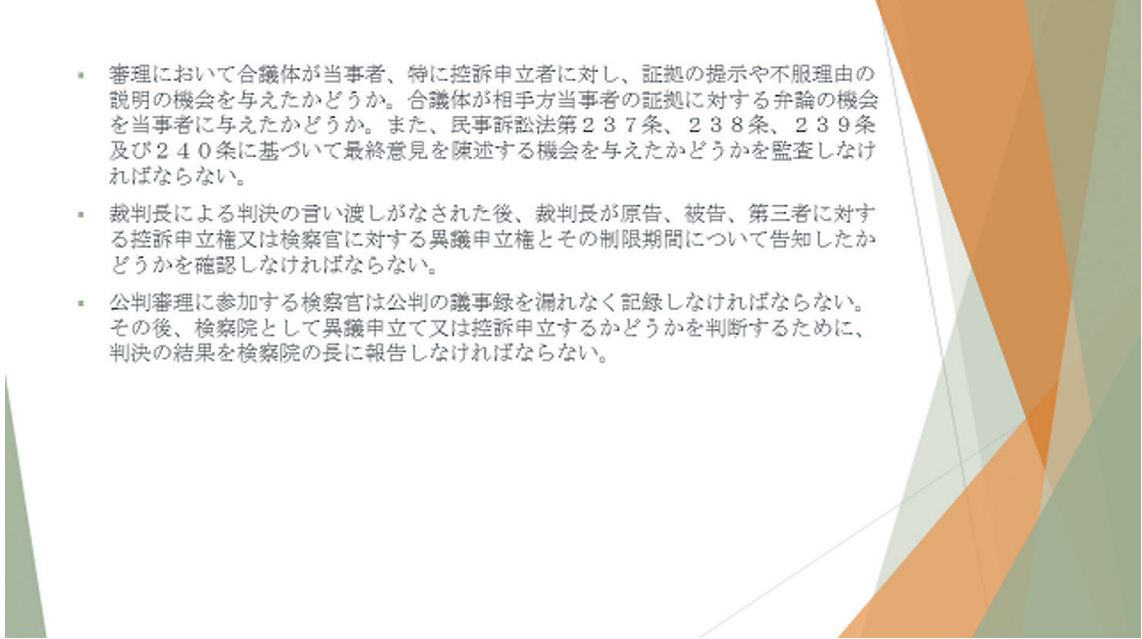
- 
- **B.公判での審理**
 - 公判審理手続きに入ると、参加する検察官が審理状況を観察し、当事者や他の事件関係者の供述がある場合は、記録をとらなければならない。また、裁判所の審理が訴訟法に定める規定に従って行われたかを監査しなければならない。
 - 公判審理中に合議体裁判長及び構成員が中立的な立場をとっているかどうかを監査しなければならない。要するに、審理中には構成員を誘導したり、片方の当事者に優先的な扱う態度を取ってはならない。
 - 公判で使用される言語が民事訴訟法第14条の規定に適合しているかどうか、特に事件関係者が外国人である場合には通訳を介して裁判しなければならない。また、裁判所による通訳の任命手続きが訴訟法に適合しているかどうかを確認する。
 - 原告、被告及びその他の事件関係者の委任を受けて訴訟に参加する者は適法な手続きに基づいて行われたかどうかを確認する。

次に、法廷での審理を行う際に、検察官が何をするかを説明します。

具体的には、法廷審理の場面において、合議体が中立的な立場で審理を行っているか、偏見を持っているような態度でないか、一方の当事者に誘導的な質問を行い、他方当事者に不利益を与えることがないかなどについて、検察官が法廷で監査をします。

そして、ラオスは多民族国家ですが、少数民族には標準語を解さない人もいます。また、外国人が当事者の場合、裁判所が適切に通訳人を選任したかどうか、そのような手続を適切に行ったかどうかについても、以後の手続で問題にならないよう、検察官が確認します。

また、弁護士ではない代理人を選任した場合、きちんと法律にしたがって適切に選任したかどうか検察官は監査しなければなりません。これは非常に重要な点です。適切に選任されなければ事件の処理が非常に困難になるためです。例えば、当事者の一方が期日の前に死亡した場合、期日当日いきなり息子が代わりに参加するということはもちろんできませんので、そういったことがないかを確認します。法定代理人として手続を経て参加してもらうよう監査をします。

- 
- 審理において合議体が当事者、特に控訴申立者に対し、証拠の提示や不服理由の説明の機会を与えたかどうか。合議体が相手方当事者の証拠に対する弁論の機会を当事者にも与えたかどうか。また、民事訴訟法第237条、238条、239条及び240条に基づいて最終意見を陳述する機会を与えたかどうかを監査しなければならない。
 - 裁判長による判決の言い渡しが行われた後、裁判長が原告、被告、第三者に対する控訴申立権又は検察官に対する異議申立権とその制限期間について告知したかどうかを確認しなければならない。
 - 公判審理に参加する検察官は公判の議事録を漏れなく記録しなければならない。その後、検察院として異議申立て又は控訴申立するかどうかを判断するために、判決の結果を検察院の長に報告しなければならない。

事件の審理の場面において、重要なのは弁論です。裁判所で十分な弁論をさせているか、民事訴訟法の条文を確認して監査を行います。

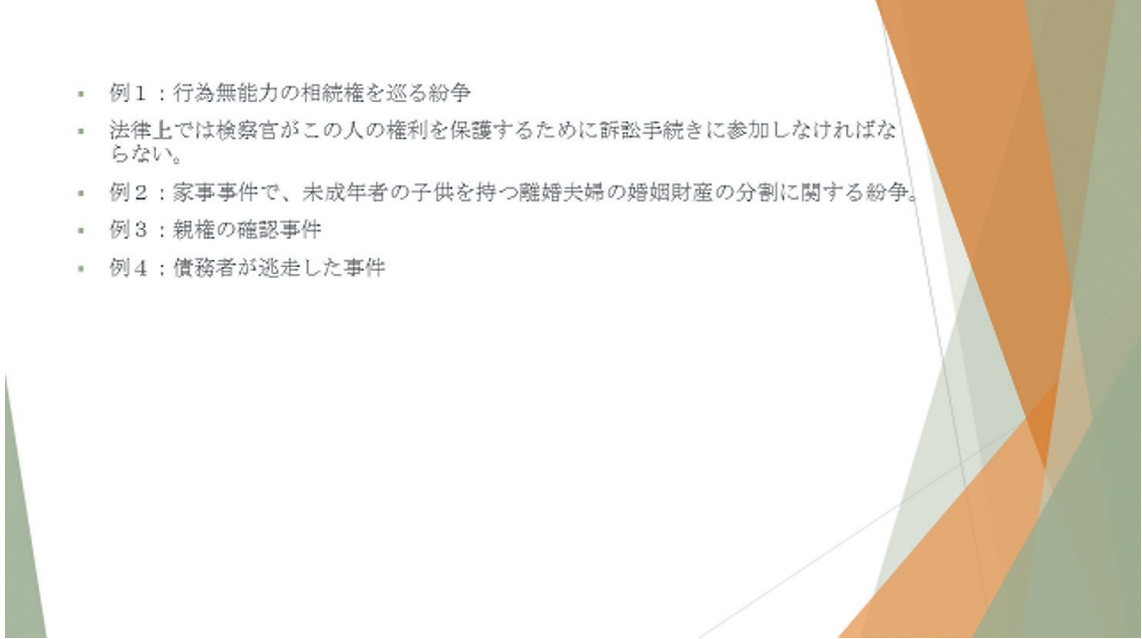
例えば、一方当事者が一生懸命証拠を提出しようとして手を上げたのに、裁判所から発言の機会を与えられないということがあれば、検察官から裁判所に対し、当該当事者に発言の機会を与えるよう求めることができます。

また、その期日で決着せず、裁判所が次回期日を設定したい場合、検察官の意見も確認しなければなりませんし、検察官は法律を見てその場で判断します。

実務でも、特に私の担当している控訴審では、そのような延期はよくあります。例えば有利な証拠が見つかって、それを鑑定する必要がある場合には次回期日を設定し、きちんと鑑定をして手続を行えるようにします。

判決の言い渡しの場面でも、検察官が、裁判所がきちんと当事者に対し不服申立ての権利を十分告知したか、検察院に対して異議申立の権利を告知したかどうかを確認します。

判決が法律に適していないと判断する検察官は、異議申立を行うことができます。

- 
- 例1：行為無能力の相続権を巡る紛争
 - 法律上では検察官がこの人の権利を保護するために訴訟手続きに参加しなければならない。
 - 例2：家事事件で、未成年者の子供を持つ離婚夫婦の婚姻財産の分割に関する紛争。
 - 例3：親権の確認事件
 - 例4：債務者が逃走した事件

本当は事例を詳細に述べた方が良いのですが、時間の関係で簡単に事例を紹介します。

例えば、私自身の経験上、具体的な判決に対する異議申立てをしたのは二番目の事例である、夫婦の離婚事件で婚姻共同財産の分割に関する紛争で、その夫婦には未成年の子がいたという事件でした。

この事件は控訴審の事件ですが、私が参加したものです。判決は夫婦共同財産の全部をまず債務返済に充て、残ったものを三等分に分け、夫、妻、子で分けるというものでした。検察官としては、その判決が民法、民訴法、少年の利益を保護する法律に適していないと考えました。

民訴法と民法143条に基づくと、未成年者の権利利益が関係する場合は、未成年者の利益を最優先にすべきという観点から、監査を行いました。

そうすると、先に債務を返済してから三等分にすると未成年者の利益が十分保護されないおそれがあります。ですので、そのような場合には検察官が異議申立を行います。夫婦共同財産の分割を再度してもらうように、再度分割する際には、民法、民訴法、少年の利益を保護する法律に従って分割をお願いするという異議申立てを行いました。

すなわち、再度分割する場合には、まず財産を三等分し、3分の1を未成年者に渡し、残りの3分の2の財産から債務の返済に充てるということになります。

これは例2の話ですが、例1は、権利無能力者の遺産分割に関する事件です。

例1では、被相続人（死亡者）がおり、相続人である子が何人もいて、その中の一人が行為無能力者でした。裁判所の判決では、法律に従い、行為能力者として分割を行いましたが、行為無能力者の後見人のことを考慮しなかった案件でした。

それに対して、検察官が、行為無能力者について詳細に確認をすべきではないかと異議申立を行いました。

この事件は、一審の判決でしたが、当該相続人はもともと何ら問題はありませんでした。が、交通事故によって行為無能力者になったというケースでした。

裁判所は、行為無能力者について、実際にどのような状況で生活しているか、誰が面倒を見ているかについて十分調査せずに、普通の人のように扱って被相続人の財産の分割を行ったため、検察官としては、それに対して指摘をして、控訴審の際に、このような事項についてきちんと調査を行うよう裁判長に申し立てました。

例3は親権に関する争いです。この事件は私が最高検にいた際、破棄審の事件として扱った事件です。

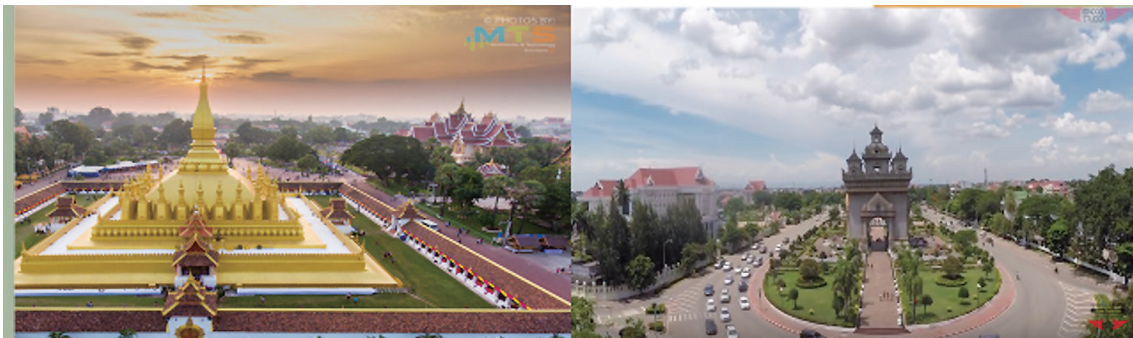
まず事件の内容は、夫婦が離婚する際、3歳の子に対する親権が争いになったものです。法律上は7歳未満の子は親権が自動的に母親にあるとされていますが、父親が一審から争い続け破棄審まで上がってきたものです。一審、控訴審、破棄審のいずれも、母親が親権を持つという判断をされましたが、父親が新証拠を持って再審手続を申し立てました。

その理由と証拠は、母親の住んでいる環境が子どもに適していないと述べるものでした。具体的には母親にあまり時間がなく、子どもを母親の弟と一緒に看護するというものでしたが、その弟が薬物依存で精神障害を持っている状態で、居住している村の環境も薬物依存者が多いということで、母親と一緒に同居すると子どもの健全な成長が考えられない、というのが父親の主張でした。

検察官も再審申立を受理しますので、現場である村の調査の要請を受け、調査すると、確かに父親の主張の通り、子どもの成長にとって危険な環境でした。

再審が行われたところ、再審の結果は父親に親権を与えるというものでした。

詳細な情報をお伝えできず申し訳ありませんが、以上が私の発表です。



ご静聴ありがとうございます。

ラオスの量刑についての諸問題

前国際協力部教官（現東京地方裁判所判事補）

黒木宏太

第1 はじめに

法務総合研究所は、2018年12月、ラオス国立司法研修所（National Institute of Justice）と、法・司法分野の研修、人材育成等において協力することを目的とした協力覚書（Memorandum of Cooperation）を締結し、国際協力部は、それ以降、この協力覚書に基づいたセミナーを実施している。同セミナーにおいては、ラオス国立司法研修所側から、2017年に改正（2018年施行）されたラオス刑法に関する論点を取り上げて、日本の法制度との比較研究を行い、将来の講義や教材作成に生かしたいとの要望があったことから、これまで刑法に関するテーマを中心に扱ってきた。

2021年3月、同年6月及び同年9月の3回にわたり、ラオス国立司法研修所とのセミナーにおいて、刑罰及び量刑についての講義及び意見交換を行った。これらのセミナーにおいては、ラオス側から積極的に多くの意見が出され、充実した議論がされた。

本稿は、これまでのラオス国立司法研修所とのセミナー（以下、まとめて「NIJセミナー」という。）の結果の概要報告として、ラオス側と日本側の意見交換の結果を、まとめたものである。本稿中の意見等は、当職の私見であり、所属組織の見解ではない。

第2 選択刑について

1 問題の所在

ラオス刑法では、選択刑が定められている。ラオスにとって新しい概念であり、元々の刑の種類は主刑と付加刑であったが、それに加えて選択刑が加えられた。そのため、その実務運用については知見がなく、検討課題となっている。例えば、公共のための労働提供という刑が科せられると、誰が監視するか、どのように実施するかなどが課題である。

2 刑の種類

(1) 選択刑

選択刑（裁判所は、主刑又は付加刑のいずれ又は両方の代わりに選択刑を科することができる。）については、ラオス刑法44条に規定されている（赤字は筆者による。以下同じ。）。ラオスの刑罰は、主刑、付加刑及び選択刑からなり、このうち赤字にした刑の種類は、日本の刑法¹には存在しないものである。

¹（刑の種類）

第九条 死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留及び科料を主刑とし、没収を付加刑とする。

第44条 刑の種類

刑罰は主刑、付加刑及び選択刑からなる。

主刑は以下の通りである：

1. 公的批判；
2. 罰金刑；
3. 自由の剥奪のない再教育；
4. 国外追放；
5. 有期自由剥奪刑；
6. 終身の自由剥奪刑；
7. 死刑；

付加刑は以下の通りである：

1. 主刑でない場合の罰金；
2. 財産の没収；
3. 物品の没収；
4. 投票権及び被選挙権の停止；
5. 自宅軟禁；
6. 主刑でない場合の国外追放；
7. 原状回復；
8. ライセンスの取下；
9. 特定の職務又は職業の就任禁止又はバッチ取下若しくは名誉の取消の刑。

中犯罪（トーサヌトート）について裁判所は主刑の代わりに2つの付加刑を科することができる。

選択刑は以下の通りである：

1. 公共のための労働提供；
2. 行動範囲の制限。

裁判所は主刑又は付加刑のいずれ又は両方の代わりに選択刑を科することができる。

(2) 公共のための労働提供

下記のとおり、ラオスの裁判所は、罰金刑又は3年以下の自由剥奪刑のいずれか又は両方の代わりに公共のための労働提供を科すことがある。

日本には存在しない制度である。

第59条 公共のための労働提供

公共のための労働提供の刑とは、公共のために特定の労働力を提供することであり、裁判所が法定刑3年以下の自由剥奪の中犯罪（トーサヌトート）を犯した犯罪人に科するものである。この公共のための労働提供には無償で行ってもらうが、人間の尊厳を違反する又は侮辱する業務であってはならない。

犯罪人に科す公共のための労働提供の刑には6時間以上そして750時間以下でなければならない。

公共のための労働提供を科刑する際、裁判所は刑罰の目的、犯罪の種類、犯罪人の人格や本人の同意性を考慮しなければならない。**裁判所は罰金刑又は3年以下の自由剥奪刑のいずれか又は両方の代わりに公共のための労働提供を科すことがある。**

犯罪人が裁判所の判決に従って公共のための労働提供を履行しない場合、裁判所はこの刑の代わりに8時間を1日の自由剥奪刑の計算で有期自由剥奪刑に科すとなる。

なお、ラオスにも、日本と類似した内容で、執行猶予制度が存在する。

主刑としての刑罰の執行を5年間停止（猶予）し、その間に犯罪を犯さなければ、その刑罰は取り消されるというものである。3年以上の自由剥奪刑については執行猶予を付することができない。

第79条 執行猶予

主刑としての、有期の自由剥奪、自由の剥奪のない再教育、又は罰金の執行猶予は、かかる刑罰の執行を5年間停止することをいう。その期間中に、判決を受けた犯罪人が故意（ジェータナー）により新たに犯罪を犯さなかった場合、その執行猶予の対象刑罰は取り消されるものとする。但し、犯罪人が故意で二度目の犯罪を犯し、裁判所の判決により、主刑として有期の自由剥奪、自由剥奪のない再教育又は罰金刑を受けた場合、判決が確定した後、同人は執行猶予分と新たな刑罰を合わせて服役することになる。

刑罰の執行猶予は、全部又は部分的に行なうことができる。

累犯（プーカタムピット・ボー・ケッラップ）、3年以上の自由剥奪を宣告された犯罪人又は重犯罪（カルットート）で判決を受けた者は、刑罰の執行猶予を受けることができない。但し、犯罪人が社会又は他人を守るために犯罪を犯した場合、例えそれが重犯罪としても、特段事項として裁判所は執行猶予を言い渡すことができる。

(3) 行動範囲の制限

下記のとおり、ラオスの裁判所は、罰金刑又は法定刑3年未満の自由剥奪刑の代わりに、選択刑として行動範囲の制限を科すことができる。

日本には存在しない制度である。

第60条 行動範囲の制限

行動範囲の制限とは、裁判所が判決受刑者に判決に定める特定な場所又は特定な区域からの外出禁止を命じることである。なお、必要な場合には裁判所の許可が必要となる。

犯罪人に科す行動範囲の制限は最長6カ月を超えてはならない。

行動範囲の制限は選択刑の一つであり、裁判所が罰金刑又は法定刑3年未満の自由剥奪刑の代わりに科すことができる。但し、犯罪の特徴及び犯罪人の人格によって累犯又は常習犯を除く。

第3 量刑理論について

1 問題の所在

(1) 刑事責任の減輕加重事由の適用の在り方

ラオスにおける、刑事責任の減輕加重事由（ラオス刑法64条、65条）の適用の在り方は、検討課題となっている。

(2) 再犯罪、常習犯、累犯における「類似」の意味

「類似行為」（ラオス刑法17条）、「類似した類型の犯罪」（ラオス刑法20条、21条）とはどのような場合をいうかについて、検討課題となっている。

第17条 再犯罪（カーンカタムピット・サム）

再犯罪とは同一行為又は類似行為により二つ以上の犯罪に形成されるものであり、これらの犯罪がまだ判決されておらず、そして同時に及び同一の裁判で判決が下される。

第20条 常習犯

常習犯とは、3回以上で同一又は類似した類型の犯罪を犯し、かかる犯罪について裁判所がまだ審理していないものをいう。

第21条 累犯

累犯とは、前の意図的犯罪により自由剥奪刑の判決が下された者が刑の服役期間中又は以下の期間内で新たに同一又は類似した類型の犯罪を意図的に犯したことである：

1. 軽犯罪（ラフトート）は1年以内；
2. 中犯罪（トーサヌトート）は5年以内；
3. 重犯罪（カルットート）は7年以内。

2 ラオスの量刑理論

(1) ラオス刑法と日本刑法の相違点

日本の刑法は、とりわけ法定刑の幅が広く、法定刑がその罪に該当する犯罪行為の重さを量るスケールとして機能しにくい点の特徴である²。これに対し、ラオス刑法は、法定刑の幅が狭いので、構成要件が決まれば、日本と比べて、法定刑が犯罪行為の重さを量るスケールとして機能しやすい面があると思われる。

(2) 量刑の一般原則と量刑判断の手法について³

ラオスの量刑判断の手法は、日本と大きく違いはないとのことである。

ラオス刑法61条が量刑の原則を定めている。

第61条 量刑の一般原則

裁判所は、犯罪に対し、その犯罪の法定刑の範囲内で量刑する。

量刑において、裁判所は、その犯罪の性質及び社会に対する危険性の程度、犯罪人の人格及び刑事責任の減輕又は加重事由に基づいて行わなければならない。

この一般原則を踏まえて、ラオスの量刑実務における量刑判断は、次の【1】～【3】のとおりである。

【1】 まず、法定刑を基準として大枠を決める。

【2】 次に、①犯罪の性質、②社会に対する危険性の程度、③犯罪人の人格を考慮する。

犯罪の性質（①）と社会に対する危険性の程度（②）は客観面であり、犯罪人の人格（③）は主観面であると説明されている。

① 犯罪の性質とは、犯罪の方法（残酷さなど）をいうとのことである。この説明によれば、具体的には、ラオス刑法62条の「犯罪の執行方法」を指すものと思われる。

したがって、ここでは、行為態様が中心に検討される場所と思われる。

第62条 犯罪の危険性

犯罪の危険性とは、犯罪の種類と執行方法をいう。

犯罪の種類は、この法典の第13条に定められている軽犯罪（ラフトート）、中犯罪（トーサヌート）、重犯罪（カルットート）の犯罪類型のことである。

犯罪の執行方法は犯行を犯した際に使用した方法である。例えば：被害者の拷問、被害者の悪質な公表、公にとって危険な方法等。

² 司法研修所編「裁判官裁判における量刑評議の在り方について」18頁参照。

³ これまでの議論を踏まえて、当職なりに整理したものであるが、当職の理解不足により不正確な点を含みうる点は、お含み置きいただきたい。

- ② 危険性の程度とは、犯罪の危険度（軽犯罪・中犯罪・重犯罪のどれか、損害の程度も含む。）を検討するとのことである。この説明によれば、ラオス刑法62条及び刑法13条の「犯罪の種類」を指すものと考えられる。重犯罪であれば危険性の程度は高く、軽犯罪であれば危険性の程度は低いということになる⁴⁵。

第13条 犯罪の種類

犯罪は、3つの類型に分類される：

1. 軽犯罪（ラフ・トート）とは、法律が公的批判又は罰金刑を科す犯罪である。
2. 中犯罪（トーサヌトート）とは、法律が自由剥奪をしない矯正又は3カ月から10年の拘禁及び罰金刑を科す犯罪である。
3. 重犯罪（カルツ・トート）とは、法律が5年の拘禁から終身拘禁プラス罰金そして死刑を科す犯罪である。

また、ラオス刑法63条では、犯罪の危険のレベルは、その意図的又は過失犯罪により生じた結果である、生命、健康、尊厳、財産の喪失によって決まるとされており、財産の喪失については、金額によって分類がされている。

第63条 犯罪の危険レベル

犯罪の危険レベルは、その意図的又は過失犯罪により生じた結果である、生命、健康、尊厳、財産の喪失によって決まる。

財産の喪失には、以下の3つのレベルがある。

1. 低レベル又は小損害は、2,000万キープ以下；
2. 中レベル又は大損害は、2,000万から5,000万キープまで；
3. 高レベル又は多大損害は、5,000万キープを超えるもの。

以上をまとめると、犯罪の危険のレベルは、基本的には、犯罪による結果（生命、健康、尊厳、財産の喪失）に着目した上で、犯罪の種類を考慮して、評価するというものではないかと思われる。

- ③ 犯罪人の人格とは、ラオス語辞典によれば、人格とは個人の個性・内心の状態をいうとのことである。ラオス刑法75条～77条のとおり、犯罪の履歴である前科等は、ここでいう人格には含まれない。

⁴ もっとも、ラオス刑法13条によると、犯罪の種類が、軽犯罪・中犯罪・重犯罪は、各犯罪の法定刑により分類されるようである。そうすると、本文の【1】で、既に法定刑を基準に大枠を決めているところ、それと重複するため、量刑の幅を絞り込むに当たっては特段の意味をなさないようにも思われる（他方で、犯罪の種類の種類は、ラオス刑法上、公訴時効や累犯などには関係がある。）。

⁵ なお、ラオス刑法13条は、長期・短期の区別がないため、適用の在り方に疑義を生じ得るので、立法論としては、長期・短期が明らかにされるのが望ましい。

第75条 刑事責任の減軽につながる事由の犯罪への量刑

刑事責任の減軽につながる事由の犯罪への量刑において、その犯罪の性質及び社会に対する危険性の程度、実行の程度及び故意（ジェータナー）、犯罪人の履歴、人格に基づいて行うとする。

刑事責任の減軽につながる事由の犯罪への量刑について、裁判所は法定刑より減軽して量刑することがある。

第76条 刑事責任の加重につながる事由の犯罪への量刑

刑事責任の加重につながる事由の犯罪への量刑において、その犯罪の性質及び社会に対する危険性の程度、実行の程度及び故意（ジェータナー）、犯罪人の履歴、人格に基づいて行うとする。

刑事責任の加重につながる事由の犯罪への量刑について、関係条項の範囲以上に量刑することができない。

第77条 刑事責任の減軽又は加重につながる事由の犯罪への量刑

刑事責任の減軽又は加重につながる事由の犯罪への量刑について、その犯罪の性質及び社会に対する危険性の程度、実行の程度及び故意（ジェータナー）、犯罪人の履歴、人格に基づいて行うとする。

基本的には、ラオス刑法12条5項の「その犯罪を構成する行動を通じて外面的に表われる、その犯罪人の自らの犯罪行為についての態度及び心理状態の特徴」、すなわち、内面を外に表した行動から評価するようであるが、さらに、犯行中の犯罪人の内心と、犯行後の事情に分かれるようである。

N I Jセミナーにおける議論では、犯罪人の人格については、次のように整理されるように思われた。

- a) 犯行前の事情、背景のようなもの。つまり、前科や常習性なども考慮されるが、これは犯罪人の人格ではなく、犯罪の履歴として位置付けられる。
- b) 犯罪中の事情、犯行中の被告人の心情などであるが、これはラオス刑法12条でも規定している事情を検討することになる。これは、犯罪人の人格である。
- c) 犯行後の事情、反省の態度や賠償の有無などが考慮される。これも、犯罪人の人格であるが、ラオス刑法12条とは異なる位置付けである。この点、被告人が、誠実性をもっているか、後悔の念があり誠実に弁済をしたいと思っているか、真実を供述しているかどうかも量刑判断では重要な要素であるという説明もあった。

第12条 犯罪の構成要素

犯罪の構成要素とは、刑法典が犯罪と定める行為の客観的特徴及び主観的特徴をいう。

犯罪は、以下の4つの構成要素から成る：

1. 客体的要素（オンパコープ・ダーン・ワッテユカム）
2. 客観的要素（オンパコープ・ダーン・パーワッヴィサイ）
3. 主観的要素（オンパコープ・ダーン・アッタッヴィサイ）
4. 主体的要素（オンパコープ・ダーン・ジャオカム）

犯罪の客体的要素とは、刑法典が保護する社会的関係であり、犯罪により抵触されたものである。

犯罪の客観的要素とは、刑法典が保護する社会的関係に対して侵害した又は侵害しようとする行為の外観的特徴（クアンマーイ）である。これは犯罪の日時、場所、車両、道具、情况及び方法を含む。

犯罪の主観的要素とは、その犯罪を構成する行動を通じて外面的に表われる、その犯罪人の自らの犯罪行為についての態度及び心理状態の特徴をいう。

犯罪の主体的要素とは、犯罪人であり、認識能力のある法人又は個人であること、心神喪失者でない者そして刑事責任能力の年齢である15歳以上の者でなければならない。

【3】最後に、加重事由・軽減事由を確認して、適宜加減を行う。

刑事責任の減輕加重事由は、ラオス刑法64条及び65条に定められている。ラオス刑法78条によって、場合によっては、法定刑より減輕される量刑も想定されている。

第78条 法定刑より減輕した量刑

法定刑より減輕した量刑は、特定犯罪において法定刑の範囲より、減輕して量刑をすることである。但し、この法典に定められる第73条2項、74条2項、86条5項を除く。

法定刑より減輕した量刑において、裁判所は、犯罪の性質及び社会に対する危険性の程度、犯罪人の人格及び刑事責任の減輕につながる事由に基づいて行わなければならない。

特定の犯罪に対し、法定刑より減輕した量刑する場合、当該犯罪の法定刑の下限の半分を下回ることができない。

犯罪人が社会又は他人を守るために犯罪を犯した特段の場合において、裁判所は当該犯罪の刑法に定めている刑の下限を下回って量刑することがある。

一つ又は複数の行為により、複数条文又は同一条文の複数項に違反した場合、法定刑より減輕した量刑は、最も重刑を定める条文又は項の下限の半分を下回ってはならない。

N I J セミナーでは、各要件について、議論した。

ラオス刑法64条5号の「必要以上に行った行為」について。ラオス刑法37条の緊急状態（又は刑法36条の正当防衛）と関係がある減軽事由であるとのことであった。すなわち、日本でいう過剰避難や過剰防衛のような場合には、減軽されるということのようである。

ラオス刑法64条8号の「犯罪人自身又はその家族の著しく困難な状態によりなされた犯罪」について。この条文は、一見すると、犯罪人本人や家族に対する危害があるような状況を想定しているようにも思われるが、議論の中では、例えば、犯罪人の妻が病気のため入院中であり、その妻の元に食事をとどけるために、自転車窃盗をした場合なども、これに該当するとのことであった。

ラオス刑法65条9号の「深刻な結末を伴う犯罪」について。例えば、殺人罪や強姦罪はそれ単体で「深刻な結末を伴う犯罪」に当たるかについて、すなわち、殺人罪の場合であれば常に人が死亡するという結果を伴うことになるがどうかという問題については、必ずしもそうではないという意見が多かったように思われる。ラオス側からは、①「深刻な結末を伴う犯罪」というのは、例えば、強盗が被害者を殺してしまった上に、その身体を分解した場合はこれに該当すると考えられる、②強姦罪によって体が不自由になった場合、犯行態様を撮影されSNSで拡散されたというような場合であればこれに該当すると考えられるなどの説明があった⁶。

第64条 刑事責任の減軽につながる事由

刑事責任の減軽につながる事由は以下である。

1. 犯罪人が18歳未満又は60歳以上の者；
2. 犯罪人が妊娠状態又は3歳以下の児童の母である者；
3. 過剰防衛；
4. 被害者の違法行為がもたらした強い精神的打撃を受け、抑制できない状態によってなされた犯罪；
5. **必要以上に行った行為**；
6. 威力又は脅威によって犯した重犯罪；
7. 犯罪人が、自らが犯した犯罪の損害を防止かつ解決した又はその損害に対して誠実に賠償したこと；
8. **犯罪人自身又はその家族の著しく困難な状態によりなされた犯罪**
9. 犯罪人が、自責の念を表して警察当局へ出頭し、自分及び他人の犯行について自白そして公表したこと；
10. 初回の犯罪であること、但しその犯罪が社会にとって深刻な危険を生じない場合；
11. 犯罪人に、国民に対する功績がある場合。

⁶ このような説明によれば、「深刻な結末を伴う犯罪」とともに、起訴された犯罪の構成要件そのものに何かプラスアルファの被害というのが想定されているように思われる。

量刑において、裁判所は、本条に記載のない他の刑事責任の減輕事由の要因を考慮に入れることができる。

第65条 刑事責任の加重につながる事由

刑事責任の加重につながる事由は以下である。

1. 以前に犯罪を犯した者の再犯；
2. 組織的集団によりなされた犯罪；
3. 強欲のためなされた犯罪；
4. 国家所有に対する犯罪；
5. 国家公務員及び国家の職員によりなされた犯罪；
6. 18歳未満の者、高齢者、自己防衛のできない者、物的又はその他の面で犯罪人に従属した者、犯罪人の管理下に対する犯罪；
7. 18歳未満の者に対する犯行の伝授又は犯罪参加を先導すること；
8. 被害者に対する残酷又は非道的に被害者を公表した犯罪；
9. **深刻な結末を伴う犯罪**；
10. 大災害中になされた犯罪；
11. 公衆にとって危険な方法でなされた犯罪；
12. 酩酊又は薬物乱用状態でなされた犯罪。その犯行の性質に基づき、裁判所は、刑事責任を加重するか否かを決定する絶対的権利を有する。
13. 無実の者に対し、意図的な罪の押付けた供述；
14. 他の犯罪の隠匿又は逃亡のために暴力を使用して犯行を犯した犯罪人。

第36条 正当防衛

正当防衛とは、社会にとって危険な攻撃的行為から、国家若しくは社会の利益、自己若しくは他人の生命、健康、正当な権利・利益を守るために個人が取る行為をいう。但し、かかる攻撃的行為は、真に存在しかつ危険なものでなければならない。正当防衛行為は、その攻撃的行為と同時でありかつ均衡のとれたものでなければならない。

第37条 緊急状態

緊急状態とは、国家若しくは社会の利益、自己若しくは他人の生命、健康、正当な権利・利益を脅かす脅威を回避するために、個人が止むを得ずに行う行為であって、その脅威が他の方法で回避することができず、かつ自分によって引き起こされるものではない場合である。但し、当該行為によって生じた損害が脅威から生じた損害より小さくなければならない。

3 ラオスの累犯等

日本の刑法では、累犯の規定はあるが、ラオス刑法20条に相当する常習犯についての一般的規定はない。常習犯については、個々に規定があり、例えば、常習賭博罪が刑法にて規定されている。

「同一」とは、全く同じ犯罪を指すとのことである。

「類似」とは、例えば、窃盗と類似が認められるのは、横領・詐欺・強盗など同じ財産権を侵害する罪であると考えられることである。他方で、例えば、暴行と強姦は類似の犯罪といえるかについては、判断基準として人の身体に傷害を与えるという点において共通しているといえるから「類似」といえるという見解もあれば、類似した犯罪といえるのは、刑法典の同じ章に属しているものであるから、強姦と強盗は刑法典の別の章にある犯罪で、「類似」しているとはいえないという見解もあった⁷。

第17条 再犯罪（カーンカタムピット・サム）

再犯罪とは同一行為又は類似行為により二つ以上の犯罪に形成されるものであり、これらの犯罪がまだ判決されておらず、そして同時に及び同一の裁判で判決が下される。

第20条 常習犯

常習犯とは、3回以上で同一又は類似した類型の犯罪を犯し、かかる犯罪について裁判所がまだ審理していないものをいう。

第21条 累犯

累犯とは、前の意図的犯罪により自由剥奪刑の判決が下された者が刑の服役期間中又は以下の期間内で新たに同一又は類似した類型の犯罪を意図的に犯したことである：

1. 軽犯罪（ラフトート）は1年以内；
2. 中犯罪（トーサヌトート）は5年以内；
3. 重犯罪（カルットート）は7年以内。

第4 所感と今後について

新型コロナウイルスの状況にもよるが、今後も、ラオス国立司法研修所と、定期的に共同セミナーを開催していく予定である。

量刑について、考慮すべき事情については、日本と類似する点も多いように思われる

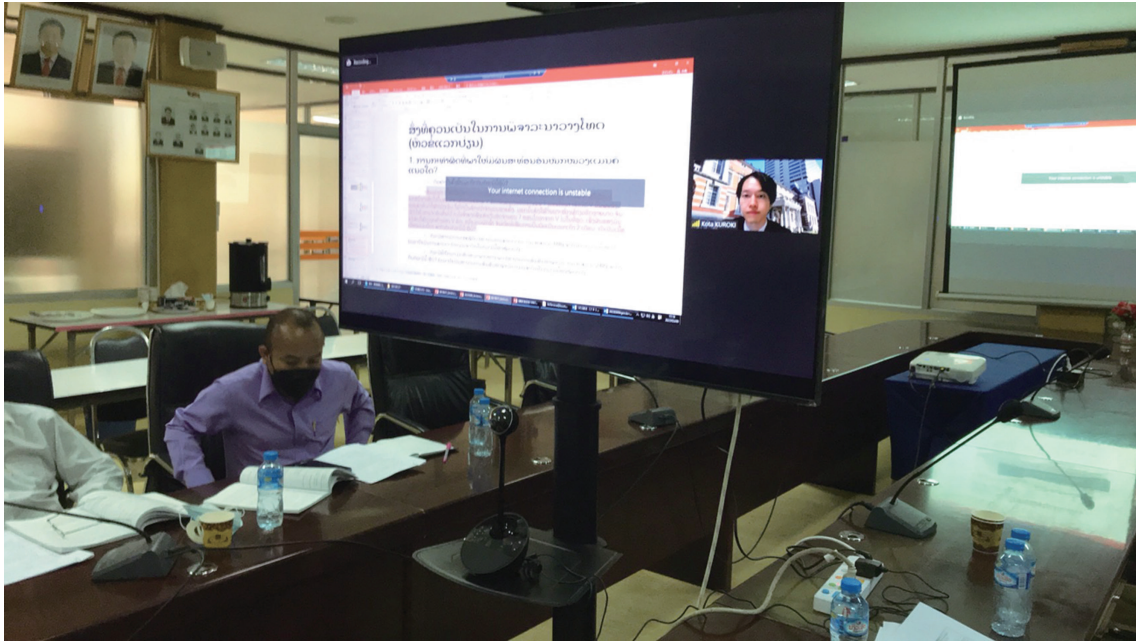
⁷ 犯罪の類似性を判断する方法は、これらの両方の見解が成り立ちうるものと思われる。すなわち、刑法典の同じ章にある（つまり保護法益を同じくする）という判断は明確で分かりやすいが、一方で、犯罪の手段の類似性などに着目する考え方も成り立ちうるものである。この点については、さらなる議論が必要であろう。

が、特に個別の加重減輕事由の事案への当てはめやその適用の在り方について、さらに議論を深めていくと良いのではないかとと思われる。

国際協力部としては、今後も、ラオス国立司法研修所の自主性を尊重しつつ、その発展に協力していきたい。



【本セミナーの様子（2021年6月）】



【本セミナーの様子（2021年12月）】

ラオスにおける民事上の問題2 争点とは何か

J I C A 長期派遣専門家

鈴木 一子

1 本稿の内容

本稿は、ラオスにおける様々な民事上の問題について不定期に紹介する記事の第2回である¹。今回はラオスの民事判決における争点を取り上げる。以下、ラオスにおける従前の「争点」概念及び変化、今後の展望について説明する。

2 従来判決

ラオスの民事判決には争点²が明示されてこなかった。例えば、別紙1及び2のラオスの実際の第一審の判決書を参照³⁴（筆者において仮名処理をし、契約日等は変更した。）。

3 条文上の「争点」概念

(1) しかし、ラオス2012年民訴法（現行法）には、争点に関する規定が複数みられる。特に重要なものとして以下の3つを挙げることができる⁵。

178条1項（認諾又は否認があったときの手続）

訴訟手続において、訴状又は反訴状の一部に認諾又は否認があったときは、裁判所は争点を明らかにし、未だ認めていない部分又は否認している部分について取調べを行う。

191条1項（証拠収集）

裁判官は、各争点を明確に解決しかつ事件において現実に起きた出来事を確定するために、事件に関係する証拠を収集しなければならない。

193条柱書（事件の概要報告）

当事者の取調べ及び調停を行ったのち、事件を担当する裁判官は、行われた手続、事件にかかる出来事、事件における争点、各争点を形成する証拠をまとめた事件の概要報告を書面で作成しなければならず、もって対応する人民検察院に報告

¹ 第1回は拙稿「ラオスにおける民事上の問題『請求権を生じさせる基礎原則』とは何か」（ICD NEWS 2020年12月号）

² 日本で争点とは何を指すだろうか。司法研修所編「事例で考える民事事実認定」第1版（法曹会）6頁は、争点を「争いのある主要事実」と定義し、これを「究極的な立証命題」と位置づけた上で「争いのある間接事実や補助事実の検討の必要性を軽視する趣旨ではない」としている。もっとも、実務の現場では、間接事実や補助事実に関する争いも「争点」と表現することもあると思う。

³ 別紙1は首都裁判所の第一審判決、日本でいえば東京地裁（ワ）。別紙2は首都にある地区裁判所の第一審判決、日本でいえば東京簡裁（ハ）。なお、日本では簡裁の特色に鑑みて、地裁と簡裁の判決の書き方は異なる（べきである）とされているが、ラオスでは県裁判所と地区裁判所の判決を区別するべきといった配慮は見られない。

⁴ 他にも実際の判決を読みたい方は、最高裁判決になるが、拙稿「ラオス最高裁判決の評釈①～③」（ICD NEWS 2021年6月号、9月号、12月号）を参照。

⁵ 他に、事件の配点を受けた裁判官が争点の解決に向けて公開の法廷で審理する前に争点を明らかにしなければならないとする186条1項、争点に基づいて証人尋問を行うとする旨の232条1項、当事者による弁論は争点の範囲内にとどまるよう訴訟指揮をしなければならないとする239条等がある。

し、併せて裁判部が以下の各場合に依じて検討、判断するうえでの情報とする。

(2) 2014年にJICAプロジェクトの支援によって作成された「民事訴訟法モデルハンドブック」は2012年民訴法を解説したものであるが、これによれば、裁判所は公開の法廷で審理が始まる前に訴状、答弁書等の書面を読むほか当事者を呼び出して主張を聞き取り、認めている部分と否認している部分を確認し、当事者がお互いに認めていない部分を「争点」と認定し、これについて判断していくとされる。

さらに2006年にJICAプロジェクトの支援によって作成された「民事判決書マニュアル」は、2004年民訴法に沿って民事判決の書き方を解説したものであり、そこにも争点について多数の記載がある。上記ハンドブックと同様、裁判官は争点を特定し、判決において争点について判断しなければならないとされる。

(3) このように、少なくとも2006年頃から、原告と被告の主張を分析して、主張が一致していない部分（争いがある部分）を「争点」とすることが予定されていた。

しかし、実際には判決を読んでも争点が浮かび上がってこないことが多いし、不意打ち認定も多いようである⁶。条文が予定する争点の概念と実務が乖離しているともいえる⁷。

4 用語の整理

なぜ、条文と実務に乖離が生じたのか。これには複雑な経緯があるので、まず用語について解説する。

(1) キョー・ルアン

キョー・ルアンは、裁判所で保管する事件記録の表紙に記載され、判決書では以下の黄色ハイライト部分、別紙1では「事件名：消費貸借契約及び売買契約」、別紙2では「事件名：金銭の返還請求」の部分である。日本では事件名を指す部分と思われるため、「事件名」と意識されてきた。

判 決	
.....	
当事者	
X	40歳、国籍ラオス・・・(略).....原告
Y	35歳、国籍ラオス・・・(略).....被告
キョー・ルアン：金銭の返還請求	
.....	

⁶ 民事判決の問題点について詳細は拙稿「ラオス民事判決の改善（ラオス民事判決に関する調査）」（ICD NEWS 2019年9月号）を参照。

⁷ 逆にいえば、なぜ条文やマニュアル類に実務上は理解されていない争点の記載が多数あるのかという疑問が生じてしまう。安易に断じることにはできないが、消化不良のまま「成果物」となってしまう現象ではないか。国際援助で避けて通れない問題といえる。

キョーは英語でいえば related であり、「関係する」や「関係のある」という形容詞⁸。ルアンは英語でいえば title である。キョー・ルアンを直訳すると「関係のある題名」。

(2) スー・カディ

日本語でいう「事件名」をラオス語に直訳すると「スー・カディ」になる。スーは名前、カディは事件の意味。

(3) コーカトゥニャーン

英語でいえば dispute や conflict であり、「紛争」や「争い」と訳せる。

(4) パデン・カトゥニャーン⁹

パデンは英語でいえば point であり、パデン・カトゥニャーンを直訳すると「紛争の点」だが、意識して「争点」とされてきた。民訴法の和訳¹⁰上、「争点」としているのは、この単語を指す。

5 「争点とは、事件名であり、結論である」

ラオスの法曹と議論をしていると、「争点（パデン・カトゥニャーン）とは事件名（キョー・ルアン）のことをいう」「キョー・ルアンは事件の名前（スー・カディ）ではなく、争点（パデン・カトゥニャーン）を表すものでなければならない」「当事者の主張するキョー・ルアンは誤っていることがあるため、裁判所は正しいキョー・ルアンを認定しなければならない」といった発言を耳にすることがある。つまり、キョー・ルアンとして記載されている「売買契約」「土地に関する紛争」「金銭の返還請求」などが争点であり、これは裁判所が最終的に認定したものである、というのである。

各判決を見ると、事件名の記載の法則もよく分からない上、日本の法律家の感覚からすると事件名と争点の関係するという説明は理解が難しい。さらに争点とは本来、「これから解決していくべき命題」を意味するはずなのに、ラオスでは「争点は裁判所が認定する結論のようなもの」とも考えられている。つまり、ラオスの訴訟実務で使われてきた「争点」及び「事件名」は、日本人（又はアメリカ人など¹¹）がイメージする意味とは異なる。

私は2020年頃から、ラオスにおいて本来の争点概念が実務に浸透してこなかったのは、この「争点=事件名=裁判所が認定するもの」という複雑な概念に原因の1つがあるのではないかと考えるようになり、ここ2年間は、この謎に取り組んできたと

⁸ 「キョー」は「釣り針」も意味する。引っかけ釣りをするところから「関係する」という意味に転じたのかもしれない。

⁹ 「パデン・カニャーン」と表記する人もいるようだ。カタカナ表記すると違いが分かりづらいが、「パデン・カトゥニャーン」と「パデン・カニャーン」は同じ音である。

¹⁰ 当プロジェクトはラオスの各法律を日本語訳し、内容も更新し続けている。「ラオス六法」で検索して下さい。なお、ICD NEWS 2018年12月号掲載の民訴法178条1項で「未だ認諾又は否認がない部分」とあるのは誤訳であり、本文記載のとおり「未だ認めていない部分又は否認している部分」とすべきである。最新の和訳はラオス六法を確認することをお勧めする。

¹¹ アメリカでは、事件名は「ロー対ウェイド」など、原告と被告の名前を記載するものに過ぎない。

いっても過言ではない¹²。

6 事件名を表す単語がキョー・ルアンになった経緯

- (1) 私は、なぜ「事件名」を意味する「スー・カディ」ではなく、特殊な言葉である「キョー・ルアン」が用いられているのか疑問に思った。経緯を調べると以下のような感じと分かってきた。
- (2) 「キョー・ルアン」は古くからある言葉である¹³。例えば、村で揉め事があった場合、「コーカトゥニヤーン（紛争）がある」と表現するのは直接的で美しくない。そのため、「キョー・ルアン（関係のある題名）がある」と表現するようになった。この慣習上の単語が、民事判決における事件の題名の意味として使用されるようになった。

ところが、2012年民訴法改正により、民事判決の表題部（判決の冒頭部分）には「コーカトゥニヤーン・コン・カディー（直訳は「事件における争い）」を記載するとされた（249条3項）。なぜ、慣習的に使用されてきた「キョー・ルアン」から「コーカトゥニヤーン・コン・カディー」という用語に改正したのか経緯は不明である¹⁴。

しかし、実際には、民訴法改正後も判決において「コーカトゥニヤーン・コン・カディー」という用語が記載されたことは無く、従前と同様「キョー・ルアン」という用語が使用されている。

7 「キョー・ルアンは争点と関連するものであり、争点とは結論のようなものだ」と考えられるようになった経緯

- (1) まず、事件名の決め方と大きく関わっている。ラオスでは、過去には、日本と同じように、訴状に原告が記載した事件名を判決に採用していたようだ。しかし、次第に事件名と判断内容の齟齬が問題視されるようになった¹⁵（時期は不明）。例えば、訴状に記載されている契約の種類と判決において認定した契約の種類が異なっていた場合、訴状に記載されていた契約名を事件名にするのは誤りだと指摘されるようになって

¹² 以下の経緯を巡る記述は、私がICD教官時代に2019年5月から同年7月にかけて参加した民事判決に関する現地調査、長期派遣専門家時代の2021年4月2日教育研修改善サブワーキンググループ（SWG）の定期会合、2022年1月28日民事関連法SWGの民事判決書セミナー及び2022年3月10日最高裁等との協議における議論のほか、これまでの活動を通して関係者から聴取した内容を総合した結果である。

¹³ サンスクリット語に語源があるかもしれないそうだ。ラオス語やタイ語はサンスクリット語に語源を持つ言葉が多いし、現在もサンスクリット語の単語を使う場合もある。例えば、外資系の会社がラオス支店を「ラオタニ」と名付けているのを見かける（トヨタ・ラオタニなど）。「タニ」はサンスクリット語でcityを意味し、Lao Cityという意味。

¹⁴ ラオスでは法律の制定や改正の経緯が記録されておらず、立法者の考え方が不明であることが多い。

¹⁵ 裁判所内部で問題になったのか、国会にとりあげられたのか詳細は不明である。ラオスでは判決の内容が国会において批判されることがある。

た¹⁶。現在でも、上級審で事件名が誤っていると指摘されることもある。具体的には、ラオスで社会問題になっている譲渡担保の事例が典型例である。債務者である原告は、実質的には消費貸借契約及び担保契約であると主張し、債権者である被告は形式面を重視して売買契約であると主張する。ラオスでは、このような事例を「消費貸借か売買契約か」という事実認定の問題と捉えてきた。裁判所が訴状にある「消費貸借契約事件」を事件名としつつ、当該契約は売買契約だと認定した場合、「これは判決において売買契約事件とするべきであって、消費貸借契約事件とするのは誤りである」と上級審などで言われてしまうのである。このように、事件名は争点とも関連するし、裁判所が認定する結論と近づけるべきだという考えが絡み合っていく。

これは私見であるが、事件名と判断の齟齬が問題視されるようになった理由は、単なる「事件の名前（スー・カディ）」ではなく「キョー・ルアン（関係のある題名）」という意味深長な用語が使用されていることに原因があると思う。キョー・ルアンという言葉は、裁判所が認定した題名、つまり結論に近いものを記載しなければならないと感じさせる単語なのである。

裁判所は、事件名と判断結果を一致させるため、訴状受理の段階では事件名が決まらない現象が起きるようになった。現在、事件名は訴状の記載を写すのではなく、裁判所が慎重に吟味して認定に対する心証を得てから最終的に決定される。事件名を付けるのに裁判所長による決裁を必要とする庁もある。

- (2) キョー・ルアンが民訴法では「コーカトゥニャーン・コン・カディ（事件における争い）」と表現されており、この単語が「パデン・カトゥニャーン（争点）」と似ている点も、キョー・ルアンが争点を連想させるようになった遠因の1つではないかと考えている（「コーカトゥニャーン・コン・カディ」は実際には使われていない言葉だが、従前の「キョー・ルアン」を指すと理解している人もいる。）。普段から、ラオスでは、類似の概念や言葉があまり整理されておらず、区別せずに使っている場面を見ることがしばしばある。例えば、争点を「パデン・カトゥニャーン」と呼ぶ人も「パデン・コーカトゥニャーン」と言う人もおり、これら2つを違う意味だという人と同じ意味だという人がいる。
- (3) 争点が「今後、解決していく命題」ではなく「結論」を意味するようになったのは、条文が予定していた争点の概念が理解されにくい環境にあったことも関係していると思われる。なぜ本来の争点概念が実務で発展しなかったのか、以下、私見を述べる。

¹⁶ なお、日本でも判決に事件名を記載するが、周知のとおり、統計上利用する程度の意味しかない。訴状の記載を書き写すだけであって、判決内容と事件名の齟齬はもちろん問題にならないし、「カーテンを閉めることの請求事件」「パーベキューの煙を止める請求事件」のような自由な発想の事件名が付いても問題にならない。

司法研修所編「10訂民事判決起案の手引（補訂版）」（法曹会）4頁は「裁判所が事件名を付ける場合には、原告が訴状に記載した事件名を踏襲するのが例である」「いったん事件名が定まると、その後、訴えの変更などのため、事件の内容が変わり、事件名がこれにそぐわないようになって、これに応じて事件名を変えるようなことは原則としてない。」としている。

ア 審理構造

第1の理由は民事訴訟の審理構造にあると思われる。従前、ラオスでは裁判所は後見的な役割を果たすべきとされ、職権主義的な審理をしてきた。日本的に言えば新訴訟物理論をより広くしたような考え方が採用され、関連した紛争を一気に解決するのが司法の役割とされてきた（ときには当事者以外も「第三者」として登場させ、当事者以外の紛争も一気に解決する）。そうすると裁判所の本来的役割として、むしろ関連する紛争を広げていく方向にいくと思われ、争点を絞るインセンティブは働かない。

2012年民法改正により当事者主義的な条文が導入されたものの¹⁷、条文が狙ったような劇的な審理構造の変化は生じていない。

イ 要件と効果の未整理

ラオスでは権利の発生という考えは浸透しておらず、従前、裁判所は法律要件を検討し請求権の有無を判断するという発想に乏しかった（裁判所は原告と被告のどちらの言い分が本当かといった観点から審理してきた）。そのため、民法典が制定された現在も、法律要件と効果の整理はあまりされていない。さらに、ラオスでは、主張と事実の区別が曖昧であるといえる（この原因ははっきりしないが、裁判所が真実を追究することを第一に考えてきた結果、当事者の主張も本当かどうか検討する対象に過ぎないという発想から生まれた現象なのだろうか）。このような背景からすれば、当事者の主張を法律要件に沿って検討するという発想は生まれにくい。

ウ 文法の問題

日本のいわゆる新様式判決では「争点は〇〇である」と明示する。例えば「争点は、本件建物について、AとBの間で根抵当権設定契約が成立したかである¹⁸。」

しかし、この日本語をラオス語に直訳することは文法的に不可能だそう。つまり、ラオス語では「〇〇は～かどうか、である」という表現ができない。上記日本語に最も近いラオス語の表現は、「争点は、本件建物について、AとBの間で根抵当権設定契約が成立したか」。判決において、この文章を見ると「成立したか？」と疑問文が急に浮かび上がってきて奇妙に感じるラオス人もいるようだ。また、「成立したか？」のように疑問文を記載すると裁判所に自信がないように見えて好ましくない」という意見を述べた人もいた。

ある表現が存在しないということは、そのような思考が存在しないことを意味するともいえ、ラオスにおいて、争点とは「売買契約である」といったような「断定するもの」と考えられてしまったのではないか。

¹⁷ 弁論主義的な条文である178条2項や処分権主義的な条文である20条、245条等。

¹⁸ なお、ナンバリングをしてタイトルを付けて「(1)争点 本件建物について、AとBの間で根抵当権設定契約が成立したか。」などと短く記載する様子を提案したこともあるが、「ラオスにおいて文章にナンバリングするのは斬新すぎて時期尚早である」という理由で却下されてしまった。そのため、現時点、争点の項目を立てて、端的に記載することも難しい。

8 小括

以上のとおり、もともと「キョー・ルアン」は単なる題名、つまり事件名（スー・カデイ）を意味していたが、次第に裁判所が出した結論を表すための項目に変化していき、これが「争点（パデン・カトゥニャーン）」とも呼ばれるようになった。

9 ラオス実務の変化

(1) 当事者の声

以上、従前のラオスの状況について説明してきたが、近年は、不意打ち認定に対する不満や、求めた点について判断されなかったという当事者の不満が大きくなり始め、国会や司法関係者の意識は変化し始めている。現在、少なくとも民事の分野では、当事者の主張を中心に据える訴訟に舵を切り始めた。つまり、本来の意味の争点を判決に明示するインセンティブが高まってきたのである。

(2) 「争点」の導入

以上の経緯を経て、当プロジェクトでは2006年の民事判決書マニュアルを改訂し、判断内容（ヴィニッサイ）の欄に争点を明示することになった¹⁹。これによって条文が本来予定していたものを実務が実現する土台が整ったといえる。

前記のとおり、ラオス語で判決上どのように争点を表現するか難しい問題があり議論中だが、今のところ「争点は、～かどうか。」という文章が基本になる予定である²⁰。

(3) 事件名の今後

現在の事件名の付け方は、裁判官による膨大な労力と時間を必要とする。しかし、争点が判決理由に明示されるようになれば、事件名と争点を結びつける必要性は薄れ、所長決裁など時間をかけて命名する実務は自然に変わっていくのではないかと²¹。

もっとも、現時点では、最高裁との協議において、これまでの伝統をすぐ止めるわけにはいかないという強い意見が出され、争点は判決理由に明示するものの、事件名（キョー・ルアン）を重視する実務は残していく方針が採られるようである。ただし、今後の民訴法改正によってキョー・ルアンは単なる事件の名前であり、どのようなものでもよいという扱いに変えていくことは考えられるという意見もみられた（2022年9月現在、民訴法は改正中である）。

¹⁹ 2022年3月9日から11日にかけて行われた最高裁、検察院、司法省判決執行局等との協議の結果、本来の意味である争点の導入が承認された。

²⁰ 判決における争点の表現は、必ずしも「争点は〇〇である」と明示する方法に限られない。例えば日本でもいわゆる旧様式には直接的に争点は記載されない。しかし、ラオスでは形式面が設定されると実質が追いついていく風潮があり、「争点は～」という表現そのものが大切な第一歩になると思われた。

²¹ 2022年1月27日、28日に実施した民事判決書セミナーにおいて遠藤賢治早稲田大学名誉教授、元京都家庭裁判所長から、本文と同趣旨の内容を述べて頂いた。普段から遠藤先生にはラオスの民事判決書に対して多くの助言を頂いており、御礼申し上げます。

10 まとめ

改訂後の民事判決書マニュアルがきちんと普及されれば、今後、キョー・ルアンは損害賠償請求事件、売買代金請求事件といった「裁判所が認定した事件内容を端的に表すもの」として残る一方、判決理由には「争点は、～かどうか。」と明記されるはずである。

本来の意味の争点を明示するためには、裁判官は原告が何を請求しているのか注目しなければならないから、今後は請求権を特定する動きにもつながるだろう。実は請求権の特定こそラオスの民事判決にとって次の大きな変革になると思っている。そこまで自然に発展していくことを期待する。

11 追記

先日、潮見佳男京都大学教授の突然の訃報に接した。私は京都大学法科大学院で潮見先生から民法を学び、最高峰の研究者の圧倒的实力と厳しさに鍛えられ、司法試験に合格したのも潮見先生のお陰だと思っている。

私の理解では、ラオスの請求権に関する基本的な考え方は潮見説と同じである。端的にいうと、日本のいわゆる通説は、例えば、契約によって請求権が発生すると考えるが、潮見説は請求権は債務不履行があったときに救済手段として生じると考え、ラオスでも債務不履行があってはじめて請求権が発生すると考えられている（ラオス民法392条参照）²²。ラオスで潮見説が採られている（というか、ラオス法学と潮見法学が偶然にも同じ方向であった）ことに気付いたとき、私は非常に驚いた。

将来、ラオスの本邦研修を京都で実施し、潮見先生に講師をお願いするのが密かな夢だった。潮見先生は今までラオス（及び法整備支援）に関わって頂いたことは無かったと認識しているが、ものすごい化学反応が起きるかもしれないと期待していたので、とても悲しい。ご冥福をお祈り致します。

²² 拙稿「ラオスにおける民事上の問題 『請求権を生じさせる基礎原則』とは何か」（ICD NEWS 2020年12月号）脚注4においてラオスの考え方は潮見説と類似している旨を指摘した。



ラオス人民民主共和国
平和 独立 民主 統一 繁栄

首都ビエンチャン裁判所
民事第一審合議体

第〇〇号／民事第一審
20〇〇年〇月〇日

第一審判決（カムタッシン）

首都ビエンチャン裁判所の民事合議体は以下の者から構成される

○ ○ ○ 裁判長
○ ○ ○ (女性) 陪席
○ ○ ○ 陪席

○ ○ ○ 書記官
○ ○ ○ (女性) 首都ビエンチャン検察院の長
代理出席

20〇〇年〇月〇日午後2時、首都ビエンチャン裁判所の民事法廷において、事件番号第〇〇号／第一審民事20〇〇年〇月〇日付け民事事件を審理するために開廷した。

当事者

男性 A、年齢 47 歳、国籍：ラオス、職業：商売、現住所：首都ビエンチャン〇〇郡
〇〇村〇番地原告

男性 B、年齢 48 歳、国籍：ラオス、職業：社員、現住所：首都ビエンチャン〇〇郡〇
〇村〇番地原告代理人

男性 C、年齢 44 歳、国籍：ラオス、職業：商売、現住所：首都ビエンチャン〇〇郡〇
〇村〇番地被告

男性 D、年齢 47 歳、国籍：ラオス、職業：商売、現住所：首都ビエンチャン〇〇郡〇
〇村〇番地第三者

事件名（キョールアン）：消費貸借契約及び売買契約

裁判所は

ラオス人民民主共和国として；

2017年ラオス裁判所法及び2012年民訴法所定の裁判所の任務及び権限に基づき；

原告、被告、被告の代理人及び第三者に対して、今回の事件を審理する合議体の構成員、書記官の氏名、審理対象事件の事件名を告知した。

原告、被告、被告の代理人及び第三者に対して、合議体又は合議体構成員、書記官に対する忌避権を告知した。

原告、被告、被告代理人及び第三者から期日における供述を聴取した。

首都ビエンチャン検察院の長による意見陳述を聴取した。

ヌアーカディー

2000年〇月〇日付け訴状、2000年〇月〇日付け調書、2000年〇月〇日付け及び2000年〇月〇日付け両側立会いの調書によれば、男性A（原告）及び男性B（原告代理人）らは次のとおり主張している：2012年2月2日に自分は男性Cから30,000ドルの金銭を借りた。利息は月4%、期限を定めない消費貸借だった。なお、面積1,400平方メートルの土地を消費貸借の担保として設定し、土地の所在地は首都ビエンチャン〇〇郡〇〇村、2009年5月17日付け権利証番号第1004号、男性A名義である。金銭を借りた当時には消費貸借契約書が作成されず、売買契約を締結された形式で行われ、2012年2月2日付け第199号権利譲渡の証明書が作成された。契約内容として担保資産と記載された。当該契約には譲渡人及び証人の署名があるが、受取人の署名は無い。そして、土地権利証の名義変更のための申請書一式が作成されているが、書類は男性Cが保管しているため、書類番号や日付は覚えていない。今回の消費貸借は友人である男性Dのために行った。

元金及び利息も男性Dが支払っている。これまで普通に返済してきた。最後の返済はBCEL銀行の2014年7月15日付け第〇〇号納金証明書に記載されているものであり、男性Dから男性Cの口座に送金されてきたが、当該金銭は自分の金銭である。現在、その土地は男性C名義であり、Cが管理している。土地税の支払について当初は自分が支払っていたが、男性C名義になった後はCが引き続き納税をしている。現在、自分は30,000ドルを男性Cに完済する意思をCに伝えたが、当該土地の名義は男性C名義のため、利息は彼に払いたくない。土地を自分の名義に変更する費用に関しては自分が負担する。

2000年〇月〇日付け答弁書、2000年〇月〇日付け調書、2000年〇月〇日付け、2000年〇月〇日及び2000年〇月〇日付け両側立会いの調書によれば、男性C（被告）は次のとおり主張している：最初に男性Aが自分に土地を買わな

いかと誘ってきた。土地は面積1,400平方メートルで首都ビエンチャン〇〇郡〇〇村にあり、2009年5月17日付け権利証番号第1004号である。売買金額は3,000,000タイバツで合意した。代金の支払いは複数回に設定されていたが、金銭受領の領収証を失くしたから1回当たりの支払金額は覚えていない。売買の合意がされた後、自分と男性Aは〇〇村役場において村長及び証人の立会いの下で、2012年1月23日付け第149号土地及び家の権利譲渡契約書を作成した。自分が土地の代金を男性Aに全額支払った後、自分と男性Aは〇〇村役場において村長と証人の立会いの下で2014年1月22日付け所有権譲渡証明書及び土地の売買契約書を作成した。その後、自分は以前に男性Aが作成していた2012年1月23日付け第149号土地使用権の譲渡契約書を持って土地を自分に名義変更手続を申請した。その土地権利証は2014年3月1日付け第1004号である。なお、2012年2月2日付け権利譲渡の証明書第199号及び2012年2月2日付け土地及び家の売買契約書については、買主及び受取人の署名が無く、自分は認識していない。男性Dが自分に交付したBCEL銀行の2014年7月15日付け納金証明書第〇〇号に記載された金銭については男性Aとは関係ない。なぜなら、それは男性Cが2014年3月12日付け消費貸借契約に基づき自分にくれた利息分だからである。現在、自分は当該土地は自分の所有であるとしている。

男性D（第三者）の20〇〇年〇月〇日付け調書、20〇〇年〇月〇日付け及び20〇〇年〇月〇日付け両側立会いの調書によれば、次のとおり主張している：2012年2月2日に男性Aが自分（D）の事業のために、男性Cから金銭を借りた。元金30,000ドル、利息は月4%で期限を定めなかった。面積1,400平方メートル、2009年5月17日付け土地権利証番号第1004号、男性A名義の土地に担保設定された。毎月の元金と利息の支払いについては自分が負担している。ただし、当該消費貸借には消費貸借契約書がなく、2012年2月2日付け土地及び家の売買契約書と2012年2月8日付け所有権譲渡の証明書を作成した形で行った。その後、自分は普通に元金及び利息を支払っていたが、2014年になって、定期的な支払ができなくなったため、男性Cは元金及び利息の金額合計4,000ドルと計算し、2014年3月12日付け消費貸借契約書には男性Cが借主の欄に実際に返済を負担する自分（D）の名前を記載した。その後、2014年7月15日まで利息を支払っていたが、男性Cが私と男性Aに知らせることなく、彼名義に土地権利証の名義を変更したため、自分は彼に利息を支払うのを止めた。当該権利証は2014年3月1日第1004号、男性C名義になっている。現在、私は男性Aに対し、私の代わりに男性Cに借金を返済してもらうよう依頼しており、期限は定めていないが、今後、返すつもりである。

ヴィニッサイ

本件の資料、証拠及び法廷における審理結果を検討すれば、次のとおりまとめることができる。

男性 A（原告）が裁判所に対して、借金 30,000 ドルを男性 C（被告）に返済し、担保資産として設定した面積 1,400 平方メートル、首都ビエンチャン〇〇郡〇〇村所在、2009 年 5 月 17 日付け土地権利証第 1004 号、男性 A の土地を男性 C（被告）に返還を請求していると認められる。なお、土地使用権の名義変更にかかる費用に関しては原告が負担する。利息に関しては被告に支払わない。同人はその理由を次のように述べる。2012 年 2 月 2 日に原告は面積 1,400 平方メートル、所在地は首都ビエンチャン〇〇郡〇〇村、2009 年 5 月 17 日付け権利証番号第 1004 号男性 A 名義の土地を原告の友人の男性 C（第三者）のために被告から借りた 30,000 ドルの借金のために担保を設定した。利息が月 4%、そして返済期限は定めていなかった。金銭を借りた当日には消費貸借契約書は作成されず、売買契約を締結した形式で行われ、2012 年 2 月 2 日付け権利譲渡の証明書第 199 号が作成された。契約内容として担保資産と記載された。当該契約書には譲渡人及び証人の署名があるが、受取人の署名は無い。そして、土地権利証の名義変更のための申請書一式が作成されているが、書類は被告が保管しているため、書類番号や日付は覚えていない。元金と利息の返済も男性 C が負担している。これまでは毎月返済していたが、最後の返済は BCEL 銀行の 2014 年 7 月 15 日付け納金証明書第〇〇号に記載されているものである。その後、原告と第三者は被告に対して借金の元金及び利息を支払いきなくなったため、被告は土地権利証の名義を被告に変更した。土地税について当初は原告が支払っていたが、被告名義になった後は被告が引き続き納税をしている。裁判所がこれを検討した結果、相当性がない請求であると判断し、なぜなら、原告が被告から金銭を借りた日に作成されたと主張する 2012 年 2 月 2 日付け売買契約書及び 2012 年 2 月 2 日付け所有権譲渡の証明書第 199 号は一方のみが作成した契約書であり、契約当事者の氏名や住所が記載されていなかったからである。原告の訴状からも原告は譲渡人及び証人の署名しか無く、受取人の署名がないことを認めている。そして、被告も当該契約について否認しているため、裁判所は 2012 年 2 月 2 日付け売買契約書及び 2012 年 2 月 2 日付け所有権譲渡の証明書第 199 号を法的に信用性がないと判断する。反対に、原告及び被告が共に署名した 2012 年 1 月 23 日付け〇〇村土地及び家の使用権譲渡契約第 149 号、2014 年 1 月 27 日付け土地売買契約書及び 2014 年 1 月 27 日付け所有権譲渡の証明書に関しては法廷で原告、被告及び第三者らが実際に署名したと認めている。この内容からすると、原告は面積 1,400 平方メートル、所在地は首都ビエンチャン〇〇郡〇〇村所在の 2009 年 5 月 17 日付け権利証番号第 1004 号、男性 A 名義の土地を 3,000,000 タイバーツで完全に被告に売却したことが明らかである。その資料について村当局の証人及び資料に署名した〇〇村の村長である男性 E、女性 F、女性 G 及び女性 H らは 2018 年 1 月 3 日付け〇〇村認証

書第237号及び2018年4月11日付け両側立会いの供述調書において、原告が、首都ビエンチャン〇〇郡〇〇村所在の2009年5月17日付け権利証番号第1004号の土地を被告に売却したことを認証している。これにより、原告と被告との間で、2008年契約内外債務法39条所定の関係が結ばれたこととなる。そして、被告は1990年所有権法45条に従って、土地の所有権を処分したのである。なお、現在、関係機関が被告のために、2014年3月1日付け土地権利証第1004号において男性C名義で土地の登録をしている。従って、裁判所は、被告が当該土地を1990年所有権法28条によって適正に所有権を取得したと判断する。上記の理由により、裁判所が2012年民訴法250条に基づいて検討した結果、原告の請求を全部棄却すると判断する。

原告及び第三者が、被告に対してこれまで毎月利息を支払い、最後に男性D（第三者）が行った2014年7月15日付けBCEL銀行の納金証明書第〇〇号によって送金したという主張について、裁判所が判断した結果、これは相当でない主張と判断する。なぜなら、男性D（第三者）の両側立会いの供述調書によれば、原告に被告から30,000ドルを借りてもらったほか、2014年に男性Dは別途、40,000ドルを被告から借りていた。その際に首都ビエンチャン、〇〇郡、〇〇村に所在し、男性Dの家及び土地第283号（日付は覚えていない）に担保設定していたからである。従って、裁判所は男性D（第三者）がBCEL銀行の2014年8月15日付け納金証明書第〇〇号により被告に1,600ドルを送金したのは、どの借金契約に対するものか区別できない。このほか、原告及び第三者は面積1,400平方メートル、首都ビエンチャン〇〇郡〇〇村所在の2009年5月17日付け権利証番号第1004号により男性A名義の土地について被告から借金30,000ドルのために担保設定したことを証明する証拠が提出されていない。

男性A（原告）の請求が相当でないと判断したため、原告にはビエンチャン首都〇〇郡〇〇村所在の面積1,400平方メートルの土地の価格の2%を国家に対する納税義務として負担させる。

事件手続において男性A（原告）が裁判所預入金200,000キープ、事件ファイル表紙50,000キープ、現場調査のための費用として裁判所預入金3,000,000キープの合計3,250,000キープを納付している。なお、裁判所はこれらを事件手続に全部使った：

具体的には、原告、原告代理人、被告、第三者及び証人の召喚費用として合計180,000キープ、資料のコピー代20,000キープ、事件ファイルの表紙50,000キープ、現場調査に3,000,000キープを使用した。原告の請求が相当でないと判断されたことにより、その費用をそのまま原告の負担とする。そして、判決執行の際に新たに発生する実際の費用について原告の負担とする。

参照条文：2017年裁判所法16条及び25条

参照条文：1990年所有権法28条及び45条

参照条文：2008年契約内外債務法39条

参照条文：2012年民訴法115条、156条、158条、160条、161条、206条、217条、218条、222条、223条、224条、225条、226条、227条、231条、234条、235条、237条、240条、247条、249条、250条、257条、260条、262条及び265条

参照条文：2006年裁判所費用法6条、7条、8条、10条、11条、19条、21条、22条、23条及び26条

これによって

首都ビエンチャン裁判所は原告、原告代理人、被告及び第三者の前で第一審として判決を下す。

判決：男性A（原告）の2000年〇月〇日付け訴状は相当でない。

男性A（原告）の請求を全部棄却する。

判決：男性C（被告）の2000年〇月〇日付け答弁書が相当する。被告は面積1,400平方メートル、首都ビエンチャン〇〇郡〇〇村所在の2014年5月29日付け権利証番号第1004号、男性A名義の土地について所有権を有する。

男性A（原告）に裁判所預け金3,250,000キープを負担させる。

男性A（原告）に、判決執行の際に発生する新たな実費費用について負担させる。

首都ビエンチャン検察長代理に対し、この判決に異議がある場合は、本日から20日以内に異議を申し立てることができる旨を告知した。

原告、原告代理人、被告及び第三者に対し、この判決に不服があった場合、署名した日から20日以内に控訴を申し立てる権利がある旨を告知した。

合議体の裁判長

< 署名 >

書記官

< 署名 >



ラオス人民民主共和国
平和 独立 民主 統一 繁栄

第一地区裁判所
民事合議体

第〇〇号／民事第一審
20〇〇年〇月〇日付

判決（カムタッシン）

首都ビエンチャンの第一地区裁判所の民事合議体は以下の者から構成される：

- | | | | |
|---|---|---|----------------------------|
| ○ | ○ | ○ | 裁判長 |
| ○ | ○ | ○ | 陪席 |
| ○ | ○ | ○ | 陪席 |
| ○ | ○ | ○ | 書記官 |
| ○ | ○ | ○ | 首都ビエンチャンの第一地区検察院の長
代理出席 |

20〇〇年〇月〇日午前10時30分、首都ビエンチャン第一地区裁判所の民事法廷において、事件番号第06号／第一審民事20〇〇年〇月〇日付け民事事件を審理するために開廷した。

当事者

- 男性 A、年齢46歳、国籍：ラオス、職業：警察官、現住所：首都ビエンチャン〇〇郡〇〇村3番地 ……………原告
- 男性 B、年齢55歳、国籍：ラオス、職業：米農家、現住所：首都ビエンチャン〇〇郡〇〇村 ……………被告
- 有限会社 C ファイナンス、所在地：首都ビエンチャン〇〇郡〇〇 ……………第三者
- 女性 D、年齢28歳、国籍：ラオス、職業：社員、現住所：首都ビエンチャン〇〇郡〇〇村15番地 ……………第三者の代理人

事件名：金銭の返還請求

裁判所は

ラオス人民民主共和国として；

ラオス裁判所法所定の裁判所の任務及び権限に基づき；

原告に対して、今回の事件を審理する合議体の構成員、書記官の氏名及び審理対象事件の事件名を告知した。

原告に対して、合議体又は合議体構成員、書記官及び審理対象事件に対する忌避権について告知した。

原告に対して防御権について告知した。

原告から期日における供述を聴取した。

検察院の長による意見陳述を聴取した。

ヌアーカディー

男性 A（原告）の 2000 年〇月〇日付け訴状、2000 年〇月〇日付け調書及び 2000 年〇月〇日付け両側立会い供述調書によれば、次のとおり述べられている：2013 年 8 月 11 日、男性 B（被告）が自分に借金しに来たが、自分はお金がなかったため、金融機関である C ファイナンス（第三者）から借金するように勧めた。同人が同意した上で、当該金融機関に金銭を借りに行った。元金が 12,000,000 キープ、利息は月 5%、返済期間は 6 か月だった。そして同人の土地税の納税申告書の複製に担保を設定し、自分（原告）を保証人として 2013 年 8 月 11 日付け C ファイナンス 03 号の契約を締結した。これまで定期的に利息を支払ってきたが、2017 年 5 月になって利息を払えなくなった。その際、首都ビエンチャン〇〇郡〇〇村の村役場において両者が残債務の計算を行った。その際、男性 B（被告）が同人の残債務として元金 12,000,000 キープ、利息〇〇〇キープ（*記載略）の合計〇〇〇キープ（*記載略）を認めた。この金額について、担保資産を売却して得た金銭により返済するから、30 日間を猶予期間するよう債権者に依頼した。これは 2016 年 5 月 27 日付け覚書に記載されている。2016 年 10 月 23 日に同人は土地の売却から得た金銭の一部である〇〇〇キープ（*記載略）を残債務の返済に充てるために自分に渡した。これは 2016 年 10 月 23 日付け金銭受領証明書に記載されている。これにより元金の残高は 8,900,000 キープになった。その際、金融機関側から元金が完済されるまで利息は継続して計算する旨を通知された。そして同人が支払えなかった場合、契約に従って自分に支払ってもらう。これまで、自分は同人に通知したが、同人は支払わなかった。自分は金融機関から数回の連絡をもらった。これが仕事に影響するため、自分は自分の金銭〇〇〇キープ（*記載略）を金融機関に返済した。これは 2017 年 3 月 27 日付け C ファイナンス金銭受領証明書第 0002 号に記載されている。それによって自分は同人に対してその分の金銭を返すように複数回、催促したが、拒否された。これまで、2016 年 9

月17日付け調停記録のとおり調停を行ったが、合意できなかった。従って、自分は裁判所に対して13, 158, 500キープを男性B（被告）に自分に返還してもらうように法に基づき判決を求める。

男性B（被告）の2000年〇月〇日付け答弁書、2000年〇月〇日付け調書及び2000年〇月〇日付け両側立会いの供述調書によれば、次のとおり述べられている：

これまで自分（被告）は男性A（原告）から金銭を借りようとしたが、同人に金がなかったため、金融機関C（第三者）から借金するように同人に勧められ、当該金融機関に手続をしに行った。元金12, 000, 000キープ、利息は月5%、返済期間は6か月だった。その際、自分の土地税の納税申告書の複製に担保を設定し、同人（原告）には保証人として2013年8月11日付けCファイナンス03号の契約を締結した。これまで定期的に利息を支払ってきたが、2015年になって自分は金を稼げなかったため、党の金融機関に対する利息を支払えなくなった。2016年5月30日には調停と残債務の計算を行い、合計〇〇〇キープ（*記載略）であった。自分は資産である土地を売却し、金銭を返済するように提案された。その猶予期間は1か月間である。2016年末になって、自分は土地を売却できたので、金融機関に行って返済してもらうように〇〇〇キープ（*記載略）を男性A（原告）に渡した。そして、これまで多額の元金及び利息を支払っていたとの理由で、残高を免除してもらう交渉を金融機関とするよう同人に依頼した。その後、金融機関から自分宛に13, 158, 500キープの残債務があると通知を受けた。しかし、自分は返済能力がない。男性A（原告）が自分に対して13, 158, 500キープの返還請求訴訟を提起したことについて自分は同人に支払うように頼んでいないので自分は認めない。そして、返還しないつもりである。従って、裁判所に対し法に基づいた判決を求める。

女性D（第三者の代理人）の2000年〇月〇日付け調書によれば、次のとおり述べている：2013年8月11日に男性B（被告）が金融機関Cファイナンス（第三者）から元金12, 000, 000キープを借りた。利息は月5%、返済期間は6か月である。男性B（被告）名義の土地税の納税申告書の複製を担保資産とし、男性A（原告）を保証人として2013年8月11日付けCファイナンス03号の契約を締結した。これまで定期的に利息を支払ってきたが、2017年5月になって、元金と利息を支払わなくなったため、金融機関は催促をした。2016年になって男性B（被告）との間で調停及び残債の計算を行った。同人も元金と利息の合計残高が〇〇〇キープ（*記載略）であることを認めている。しかし、債務返済のために担保資産の売却を広告するので、30日間の猶予を我々に依頼していた。これは2016年5月30日付け議事録に記載されている。そのほか、当該金融機関は同人に対し、支払能力が無かったら、保証人に代わりに負担してもらうように告知した。その後、男性A（原告）が〇〇〇キープ（*記載略）を男性B（被告）の代わりに弁済した。これは2017年3月27日付けCファイナンス金銭受領証明書第0002号に記載されている。本件の消費貸借契約は完済されているので、裁判所に対し法に基づいて判決を求める。

ヴィニッサイ

本件の資料、証拠及び公判での審理の結果を十分検討した上、次のとおりまとめることができる。

2013年8月11日、男性B（被告）が男性A（原告）から借金しようとしたが、金銭がなかったため、金融機関であるC（第三者）から借りるように勧めた。同意した上で、金融機関に手続をしに行った。元金が12,000,000キープ、利息は月5%、返済期間は6か月だった。なお、土地税の納税申告書の複製に担保設定すると原告を保証人として日付2013年8月11日付けCファイナンス03号の契約を締結した。これまで定期的に利息を支払ってきたが、2017年5月になって利息を払えなくなったため、首都ビエンチャン、〇〇郡〇〇村の村役場にて両者が残債務の計算を行った。その際、男性B（被告）は同人の残債務として元金12,000,000キープ、利息〇〇〇キープ（*記載略）の合計〇〇〇キープ（*記載略）を認めていた。この金額について、担保資産を売却してもらった金銭で返済するから、30日間を猶予期間とするよう債権者に依頼した。これは2016年5月27日付け覚書に記載されている。その後、2016年10月23日に同人は土地の売却から得た金銭の一部である〇〇〇キープ（*記載略）を残債務の返済に充てるために原告に渡した。これは2016年10月23日付け金銭受領証明書に記載されている。これにより、元金の残高が8,900,000キープになった。その後、第三者から元金が完済されるまで利息は継続して計算することが通知された。そして同人が支払えなかった場合、契約に従って自分（被告）が代わりに支払う。これまでこの件について被告に通知したが、同人は支払わなかったため、第三者から原告に数回の連絡をしていた。これが原告の仕事に影響する可能性があったため、原告が〇〇〇キープ（*記載略）を金融機関に返済した。これは2017年3月27日付けCファイナンス第0002号に記載されている。それによって原告は被告に対してその分の金銭を返してもらうように複数回、催促したが、拒否された。これまで、2016年9月17日付け調停記録のとおり調停を行ったが、合意できなかった。従って、原告は裁判所に対して、13,158,500キープを男性B（被告）から原告に返還してもらうよう法に基づく判決を求めている。裁判所が資料、証拠及び法律に基づいて検討した結果、この原告の請求は相当である。理由は、男性B（被告）の20〇〇年〇月〇日付け調書及び法廷における供述においても男性A（原告）を保証人にしてCファイナンス（第三者）との間で2013年8月11日付けCファイナンス03号の消費貸借契約を締結したと認めている。そしてこれまで、被告は同人の元金と利息の債務残高が合計〇〇〇キープ（*記載略）であることを認めている。これは2016年5月30日付け債務計算記録書に記載されている。そして、これまで被告は第三者に返済してもらうように原告に〇〇〇キープ（*記載略）を渡した。なお、13,158,500キープの残高に関しては原告が代わりに支払っている。加えて、女性D（第三者の代理人）の20〇〇年〇月〇日付け調書によれば、これまで男性B（被告）が金融機関から借金していることを認めている。そ

してこれまで被告との間で行った残債務の計算において、被告は元金と利息の合計〇〇〇キープ（*記載略）の残高があることを認めている。現在、男性 A（原告）が金融機関に対して債務を完済している。これにより、2008年契約内外債務法56条に基づき、原告、被告及び第三者は債権債務関係を有していることが分かる。被告が第三者に対する残債務を認めないこと及び支払わないことにより、原告が代わりに第三者に支払ったことは、2005年担保取引法27条4項「保証人は自分が保証している債務者を保護する権利がある。保証人と債務者間で自らが履行した債務について相互に連絡する義務がある。債務者のために一部又は全部の債務を返済した保証人はその債務者の債権者になる。そして、自ら支払った元金、利息及び契約が定めるその他の費用を返還請求する権利がある」に基づき、原告は被告から当分の元金及び利息を返還してもらう権利がある。上記の情報・証拠及びこれまで述べた理由から、2012年民訴法250条2号に基づいて検討した結果、裁判所は男性 B（被告）に13, 158, 500キープを男性 A（原告）に返還するように判断する。

男性 B（被告）が元金及び利息の合計〇〇〇キープ（*記載略）を既に金融機関に支払った。そして残高は遅延利息としての計算である。これまで同人は第三者に当該利息の支払を免除するよう原告に依頼した主張することについて、裁判所が判断した結果、これは相当でないと判断する。理由は、男性 B（被告）の2000年〇月〇日付け調書によれば、同人は2016年5月30日に残債務の計算に参加していたし、元金と利息の合計〇〇〇キープ（*記載略）の債務を認めていた。その後、第三者に返済してもらうように原告に〇〇〇キープ（*記載略）を渡した。そして、被告はこれまで残債務について原告が通知してくれたことも認めている。そして金融機関（第三者）から元金と利息の合計13, 158, 000キープの債務が残っていることを通知されたことを認めている。上記の情報・証拠に基づき、裁判所はこの点に関して検討すべきでないと判断する。

これまで首都ビエンチャンの第一地区裁判所は法廷における供述と判決言渡しを傍聴するために期日に参加するように被告及び第三者に3回にわたって召喚状を発送したが、被告及び第三者が理由なく欠席した。したがって、手続を延期又は長期化させないため、そして本件の情報が既に明らかになっていることから、裁判所は2012年民訴法217条に基づき、被告及び第三者の欠席の場合であり事件ファイルを審理に持ち出す判断を下した。

被告が敗訴したため、次の裁判手数料を負担すると判断する：裁判所が263, 170キープの金額から原告に返還するべきと判断した13, 158, 500キープの金額の2%を国家への納税として支払う。これは2006年裁判所費用法17条、18条及び26条、2012年民訴法160条のとおりである。

本手続の際に、原告が裁判預入金、事件ファイルの表紙代35, 000キープ及び資料のコピー代15, 000キープ、合計50, 000キープを裁判所に納付している。それに原告の請求が相当と判断されたことを併せると、被告はこれらの費用を原告に返還するのが相当である。これは2006年裁判所費用法26条及び2012年民訴法160条の

とおりである。

原告が以前に裁判所に預け入れた2000年〇月〇日付け受領書に記載されている200,000キープについて、裁判所は原告及び書記官からの報告に基づいて、これは被告及び第三者に15回の召喚状の発送に合計200,000キープを使用されているから、これは被告に原告に返還するように命じる。そして、判決執行の際に発生する実費に関しては被告に負担させる。これは2006年裁判所費用法17条、18条、26条及び2012年民訴法160条のとおりである。

参照条文：2008年契約内外債務法56条

参照条文：2005年担保取引法27条4項

参照条文：2006年裁判所費用法17条、18条及び26条

参照条文：2012年民訴法122条、123条、160条、217条、250条、262条及び263条

これによって

首都ビエンチャン第一地区裁判所は原告の面前であるが、被告と第三者は欠席の場合として判決を下す。

判決：男性A（原告）の2000年〇月〇日付け訴状は相当と判断し、次のとおり命じる：

男性B（被告）は、金額13,158,500キープを男性A（原告）に返還する。

男性B（被告）は、裁判預入金200,000キープ、事件ファイル35,000キープ、資料のコピー代15,000キープの合計250,000キープを男性A（原告）に返還する。

男性B（被告）に判決執行の際に発生する実費を負担させる。

検察院の長の代理出席者に対し、この判決に対して異議がある場合は、この判決をした日から20日以内に異議を申し立てることができることを告知した。

原告に対して、この判決に対して不服があった場合、この判決をした日から20日以内に控訴を申し立てることができることを告知し、欠席で判決がされた者については判決を知った日から15日以内に異議を申し立て又は20日以内に控訴を申し立てることができる。

合議体の裁判長
< 署名 >

書記官
< 署名 >

20000年〇月〇日付け第〇〇号民事第一審判決の原本から複製した。

書記官

Bangladeshにおけるバックログの解消に向けての事件管理強化（２） ー 民事事件の事件管理（ケース・マネイジメント）セミナーについてー

前国際協力部教官（現東京地方裁判所判事補）

黒木 宏太

第1 はじめに

2021年11月8日及び9日の2日間にわたり、Bangladeshの法務・司法・議会担当省の職員（民事訴訟迅速化のワーキンググループメンバー）を参加者として、オンラインにて、民事事件の事件管理（ケース・マネイジメント）セミナーを実施した。

Bangladeshにおいては、裁判所における膨大な未済事件の滞留が深刻な問題とされているところ、本セミナーは、それらの状況を踏まえて、広い意味での民事訴訟の迅速化における工夫についての知見提供及び意見交換を目的として、裁判官と書記官の役割分担や争点整理等をテーマとして取り上げた¹。

本研修には、日本側から、JICAガバナンス・平和構築部ガバナンスグループ法・司法チームの小松健太国際協力専門員（当時）、井出ゆり企画役（当時）、稲田亜梨沙氏のほか、JICA Bangladesh事務所の渡辺広毅氏、サンジダ・ホック氏、当部の曾我学教官、尾田いずみ教官（当時）、徳井靖士事務官及び当職が参加した。また、青山若人氏に日本語・ベンガル語間の通訳をしていただいた。

本稿では、本研修の内容について、その概要を紹介する。本稿の意見にわたる部分は、全て当職の私見であり、所属部局の見解ではない。

第2 本研修の概要

1 日時

2021年11月8日（月）

同月9日（火）

※ いずれも日本時間13:00～19:00頃

2 形式

Zoomを使用したオンライン形式

3 概要

詳細は、下記タイムテーブル（英語、Bangladesh時間）のとおりである。

1日目（11月8日）：日本の民事訴訟手続（口頭弁論、書記官の役割、争点整理）

2日目（11月9日）：統計、裁判官研修、書記官研修、裁判官の1日のスケジュール

¹ 過去2回（2020年11月及び2021年3月）の事件管理オンラインワークショップの続編であるが、2回目のワークショップ以降、Bangladesh側において、民事訴訟迅速化のワーキンググループが設置されたことを受けて、本セミナーは、それらのワーキンググループメンバーを対象に行われた。初回のワークショップについては、下道良太「Bangladesh・オンラインワークショップ（民事訴訟の遅延解消）」ICD NEWS 86号（2021年3月号）139頁以下を参照されたい。<https://www.moj.go.jp/content/001343987.pdf>

Day 1 (the 8th of Nov)

10:00 – 11:00 Introduction of the seminar and the participants (MOJ Working Group members, ICD lecturers, JICA)

11:10 – 12:30 Lectures on the Civil Proceedings in Japan based on the video (ICD professors)

12:30 – 13:30 Lunch and Prayer Break

13:30 – 14:15 Lectures on the Civil Proceedings in Japan based on the video (cont'd) (ICD professors)

14:30 – 15:30 Discussions on the major differences between the Civil Proceedings in Japan and Bangladesh especially from the perspectives of how to make the proceedings speedy and fair (all participants)

Day 2 (the 9th of Nov)

10:00 – 12:00 Lectures and Discussions on the following topics (ICD Professors and all participants)

- ◇ Introduction of some statistics regarding the Japanese civil cases
- ◇ The typical flow of the working day of a judge in Japan and Bangladesh
- ◇ The training of judges and court clerks
- ◇ Others...

12:00 – 13:00 Lunch and Prayer Break

13:00 – 14:00 Lectures and Discussions (cont'd) (ICD Professors and all participants)

14:15 – 15:30 Discussions on the next steps and the contribution by JICA/ICD to the Working Group's efforts to accelerate the Civil Proceedings in Bangladesh.

第3 バングラデシュ側参加者

バングラデシュの法務・司法・議会担当省の職員（民事訴訟迅速化のワーキンググループメンバー）、合計11名の方にご参加いただいた。別添の参加者リスト（英語）のとおりである。

参加者からは、自己紹介において、JATI研修やJICAの本邦研修に参加したことがあり、日本の制度との類似するところが大きく、バングラデシュの制度改善に活かせる点が多いと感じたことや、日本での研修が有意義であったことなどのコメントがあった。

また、法務・司法・議会担当省への入省以前に、裁判官の経験がある者や裁判行政（司法行政）の経験がある者もいた。

第4 日本の民事訴訟（口頭弁論、書記官の役割、争点整理）に関する講義と意見交換について

1 講義概要

曾我教官及び当職より、日本の民事訴訟について、講義をし、バングラデシュ側と意見交換をした。

口頭弁論と書記官の役割については、バングラデシュでは裁判官が行っている業務も、日本では書記官が担っていることが多いことなどを説明した。争点整理については、争点を絞ることで余計な議論や多数の証人尋問をしなくて済むようになるので、法的枠組みを踏まえて当事者の主張を分析し、当事者の主張と重要なポイントに関する証拠を絞りこむことが重要であることなどを説明した。

2 バングラデシュ側からの質問概要

バングラデシュ側からは、次のような点について、日本の制度につき、質問があった。

- ・ 当事者は判決内容をどのように知るのか。
- ・ 事件番号をどのように付するのか。本訴と反訴それぞれに事件番号を付するのかなど。
- ・ 書記官と裁判所事務官は法律を勉強した者か。
- ・ 裁判所に事件を提起した後、相手方に訴状を送付する方法はどのようなものか。
- ・ 当事者と裁判官が、法廷ではなく、会議室（弁論準備室等）で、議論するのはどのような場合か。
- ・ 判決に従わない場合、強制的に履行させることは出来るのか。
- ・ 弁論準備手続等での議論で和解案の提示が上手くいかなかった場合、その後の審理も同じ裁判官が担当するか。
- ・ 日本の場合はどのような種類の事件が最も多いか。そのなかで、土地問題はどの程度占めるか。
- ・ 証人尋問について、裁判官が法廷のなかで実施するのか、書記官が対応するのか。
- ・ 裁判所事務官の業務はどのようなものか。
- ・ ディスカバリー制度がないなかで、どのように争点整理を行っているのか。
- ・ 書記官による執行文の付与とはどのようなものか。

3 バングラデシュ側の情報共有

意見交換の中で、下記のような点について、情報共有がされた。

- ・ バングラデシュでは土地問題が非常に多い。例えば、誤った登記を修正するのに、裁判沙汰になる。
- ・ ある研究によれば、バングラデシュで訴訟提起されている事件の約76%が土地問題。何年かごとに国が土地を計測しているが、そのたびに事件が増えている。計測する場所の有力者などが故意に計測結果を歪めたりして、その結果、訴訟が提起される。人口が多い割に、土地の面積が小さいことも原因の1つ。相続時に、土地の取り合いも生じている。場所によっては、川の氾濫などにより土地が流されてしまったが、例えばそこに島のようなスペースが残ったりすると、その所有に関して

訴訟が提起されるなどしている。

- ・ 事件数に関する正確な統計は手元に用意していないが、民事・刑事をあわせれば、2021年11月現在は、未済事件が350万件を超えているものと思われる。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で、裁判を実施することが出来ず、事件が滞留した。刑事事件の大半は、民事事件（土地紛争）に関連して提起されたものである。

第5 日本の裁判官業務の現状に関する講義と意見交換について

1 講義概要

曾我教官、尾田教官及び当職より、日本の裁判官業務の現状（統計、裁判官研修、書記官研修、裁判官の1日のスケジュール）について、講義をし、バングラデシュ側と意見交換をした。

統計については、争点及び証拠の整理をした審理が進められるようになった後の統計変化、過払い金の増加による新受事件の増加、和解数の増加などを説明した。裁判官研修・書記官研修については、裁判所事務官が書記官に任用される過程での研修、司法修習と裁判官のOJTなどを説明した。裁判官の1日のスケジュールについては、大規模庁・中規模庁・小規模庁での裁判官の典型的な1日のスケジュールなどを説明した。

2 バングラデシュ側からの質問概要

バングラデシュ側からは、次のような点について、日本の制度につき、質問があった。

- ・ 事件番号の付け方について。ある事件に対し不服申立をすれば別の番号が付与され、それに対し不服があればまだ別の番号が付与され、どんどん番号が増えていってしまうが、日本ではどのように整理しているのか。
- ・ 日本では、裁判所に対する不信申立事件（裁判官への忌避申立事件など）はあるか。
- ・ どのような事件が合議事件となるか。
- ・ 証人への日当・交通費などの支給はあるか。
- ・ 一方の当事者にとって勝算の高いケースであっても、和解を採用する事例があるのはなぜか（当事者が、それにも関わらず、和解に応じるのはなぜか）。
- ・ 証人尋問の時間枠はあるか。例えば、原告が証人を提示する時間は30分か。もしそうであれば、当事者が割り当てられた時間内に証拠を提示できなかった場合、次のステップはどうなるか。
- ・ 訴訟を提起するにあたり、弁護士との関与は必須か。
- ・ 日本では、Assistant Judge からどのように Judge に昇進するか。
- ・ 日本の第一審・第二審の手続きはどのようなものか。

3 バングラデシュの裁判官業務の現状

(1) 全体的な状況

- ・ バングラデシュでは1人の裁判官で10万人をみているような状況。複数の裁判所での業務を掛け持ちしている裁判官もいる。
- ・ インフラの問題も重要で、法廷の数が不足している。各裁判官が、午前・午後で、1つの法廷をシェアしている。
- ・ 争点整理については、バングラデシュの法制度上可能ではあるが、実施されていない状況である。訴訟提起前のADRへの誘導も行われていないため、全てのケースが裁判所に持ち込まれてしまう。結果として多数の証人尋問を行うことになり、各事件のポイントも把握することが出来ないため、判決を出すまでに膨大な時間を要している。
- ・ 日本では書記官や事務官が一定数いるが、バングラデシュでは、判事補（Assistant Judge）の場合、そのようなポジションの方を付けることが出来ないため、裁判官自身で事務作業を実施している。

(2) 判事補裁判所（民事事件）の状況

- ・ 法廷で扱う事件については前日に整理している。各事件がどの段階にあり、どのような対応が必要か、リストに整理して管理している。当事者も閲覧可能であるリストと、裁判官用のリストがある。当日、各事件をどのように進めるか確認したうえで業務にあたる。
- ・ 具体的な1日の業務としては、法廷にて簡易な請求の処理、呼び出し状の送付、送付済みのものについて当事者へ届いているか確認、判決言渡し、証人尋問などである。
- ・ 争点整理は、両当事者と口頭で実施する場合と、書面で提出してもらう場合と両方ある。
- ・ 証人尋問は、なるべく1日のうちに終わるように協力を求めているが、通常、多数の証人が集まってしまうため、ADRの方が効率的と考えられる。各事件について、ADRでの解決が適しているかの検討・判断も行う。一部はLegal Aid Officerによる調停に回す。
- ・ 判決起案は、帰宅後や朝の時間に行っている。新受事件の水際対策が重要である。ADRに回すなど、全ての事件が裁判官のもとに回ってこないように調整出来ればよいと思う。

第6 終わりに

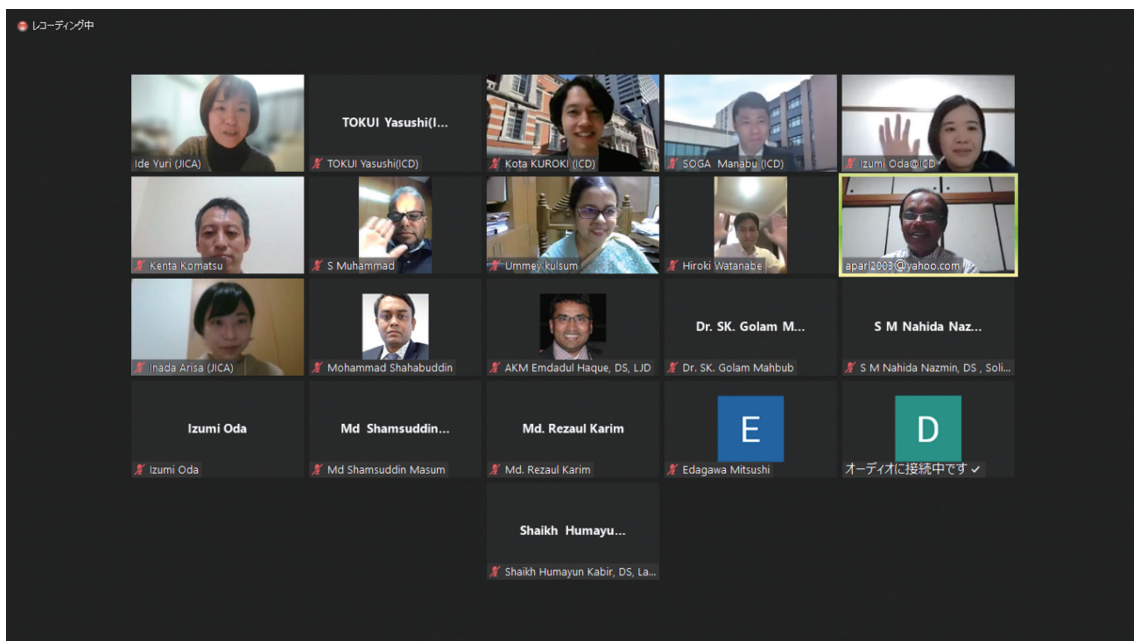
今回の研修は、双方向のやり取りが活発で、質問が絶えず、バングラデシュの方々の熱量も高く、とても充実した研修であった。

バングラデシュ側からは、ワーキンググループの活動計画についても説明があり、バックログが増加し続けている状況で、JICAのリーダーシップのもとで必要な取組みを行

いたいと考えているとのことであった。特に、争点及び証拠の整理を行うことで審理を効率化することができ、ADRに回した方がよいのかも判断がつきやすくなるため、 Bangladeshでもこのような整理を取り入れることが出来ればよいという前向きな発言があったことは、担当者としては嬉しく感じる場所である。

他方で、Bangladeshでは、審理の効率化に向けて、弁護士の協力を得られるかという点は大きなポイントになると思われ、弁護士にインセンティブを与えるような制度の設計を含めて、今後の進展が期待される場所である。

国際協力部としても、Bangladeshの裁判実務がより良いものになるよう、できる限りの支援をしていきたい。



【本研修の様子】

(別添)

Online Seminar on Case Management

Date: 08-09 November, 2021

Participant list:

Sl No.	Name	Designation
1.	Ms. Ummey Kulsum	Joint Secretary (Opinion)
2.	Mr. Seikh Golam Mahbub	Deputy Secretary (Admin 1)
3.	Mr. Seikh Humayun Kabir	Deputy Secretary (Budget and Development)
4.	Mr. A.K.M. Emdadul Huq	Deputy Secretary (Opinion 4)
5.	Mr. S. Mohammad Ali	Deputy Secretary (Admin 2)
6.	Ms. Maksuda Parveen	Deputy Secretary (Opinion 1)
7.	Ms. S.M Nahida Nazmeen	Deputy Solicitor (Civil)
8.	Mr. Md. Sahabuddin	Senior Assistant Secretary (Justice Section- 3)
9.	Mr. Md. Rezaul Karim	Senior Assistant Secretary (Opinion and Digest)
10.	Mr. Md. Shams Uddin Masum	Senior Assistant Secretary (Budget 1)
11.	Mr. Md. Ekramul Huq Samim	Senior Assistant Secretary (Development)

活動報告

【会合】

法整備支援連携企画「法整備支援へのいざない」

国際協力部教官

矢尾板 隼

第1 はじめに

法務省法務総合研究所国際協力部（ICD）では、例年、大学生、法科大学院生、若手法曹等を主な対象とする、「法整備支援へのいざない」というシンポジウムを開催しております。これは、公益財団法人国際民商事法センター（ICCLC）、慶應義塾大学大学院法務研究科、名古屋大学大学院法学研究科、名古屋大学法政国際教育協力研究センター（CALE）との共催で開催している「法整備支援連携企画」¹の一貫として行われているものですが、本シンポジウム自体は、若い世代の方々に法整備支援活動の内容を御紹介するとともに、法整備支援に携わるためのキャリアパスを共に考えることを目的として開催しています。

今年度は2022年5月28日（土）に実施したので、本稿において、本シンポジウムの内容を紹介したいと思います。なお、本シンポジウムに関する詳細な発言録については、2022年8月発行のICCLC NEWS 87号に紹介されております²ので、本稿では大まかな内容を紹介するにとどめます。更に詳しい内容を知りたい方は是非ICCLC NEWSも御覧ください。

また、本稿中、意見にわたる部分は、本職の私見です。

第2 本シンポジウムのプログラム

今年度の本シンポジウムは以下のとおりです（以下敬称略）。

1 開会挨拶

上富敏伸 法務総合研究所長

2 導入講義「法整備支援ってなんだ？」

坂本達也（当部教官）、徳井靖士（同事務官）

3 パネルディスカッション「法整備支援への携わり方」

<パネリスト>

澤井裕 JICAガバナンス・平和構築部ガバナンスグループ法・司法チーム特

¹ この連携企画は、2009年に法務省法務総合研究所等が主催したシンポジウムをきっかけとして始まったもので、2012年以降、年間を通じて、①初夏に法整備支援を知るための「入門編」となるセミナー、②夏休みの時期に法整備支援等に関する知識を深めることを主眼とした「サマースクール」（名古屋大学主催）、③秋頃に学生の発表を主体とする「法整備支援シンポジウム」（慶應義塾大学主催）の3企画をそれぞれ開催するという構成で、現在まで続いています。2016年以降、当部が主催することとなった本シンポジウムは、①の「入門編」に当たるものです。一昨年度及び昨年度は、新型コロナウイルス感染症の影響等により、開催時期を11月としていましたが、「入門編」としての位置づけから、本年より連携企画の冒頭を実施する流れに戻し、今年度は5月の開催となりました。

² https://www.icclc.or.jp/icclc-news/news_87.pdf

別嘱託（弁護士）

西尾信員 JICA長期派遣専門家（インドネシア）

深沢瞳 国土交通省国土交通政策研究所研究官・前慶應グローバル法研究所研究員

田中大 UNODC東南アジア大洋州地域事務所 犯罪防止・刑事司法担当官補
＜モデレーター＞

川野麻衣子（当部教官）

4 講演「長期派遣専門家の仕事～ラオスでの経験から」

須田大（当部副部長）

5 対談「対象国から見た日本の法整備支援」

＜話し手＞

ベッサマイ・サイモンクン ラオス司法省国立司法研修所副所長

ラッタナポン・パパックデイ ラオス中部高等人民検察院民事事件検討課課長

＜聞き手＞

矢尾板隼（当部教官）

6 総括質疑等

7 閉会挨拶「法の支配を目指して」

酒井邦彦 公益財団法人国際民商事法センター理事・弁護士

なお、これらのプログラム終了後、希望者のみで、当部教官との座談会も実施しました。

第3 本シンポジウムの概要

1 導入講義「法整備支援ってなんだ？」

本シンポジウムでは、開会挨拶に引き続いて、当部教官、事務官から法整備支援の概要等をお伝えする導入講義を実施しました。



【導入講義の様子、坂本達也教官が発言している場面】

一昨年度及び昨年度は、導入として法整備支援の概要を紹介する動画を作成、事前配信を行い、参加者にあらかじめ視聴いただくことを御案内していました。しかし、シンポジウムの中で講義をしてもらいたい旨のアンケートなどをいただいたことから、3年ぶりに導入講義という形でシンポジウムの中で実施し、当部坂本教官から、法整備支援とはそもそもどのような活動を行っているのか、どのような体制で実施されているのかなどについて説明をしました。

今年度の新たな取り組みとして、この導入講義において、単に教官からの講義のみを行うのではなく、主に事務方の業務を担っている国際専門官の業務について、徳井事務官からの説明も加えました。

徳井事務官は、令和3年4月から現在の所属である法務総合研究所総務企画部国際事務部門に配属になりましたが、1年余りの業務の中で経験した、研修やセミナーの事前準備、関係者との連絡調整、海外出張の随行等の業務について説明をされました。



【導入講義の様子、徳井靖士事務官が発言している場面】

2 パネルディスカッション「法整備支援への携わり方」

次に、様々な立場から法整備支援に関与している関係者の方々をパネリストにお迎えし、法整備支援への携わり方を示すパネルディスカッションを行いました。



【パネルディスカッションの登壇者らの様子】

(上段 (オンライン参加) : 左から JICA 長期派遣専門家 (インドネシア) の西尾信員さん、UNODC 東南アジア大洋州地域事務所 犯罪防止・刑事司法担当官補の田中大さん
 下段 : 左からモデレーターの川野麻衣子教官、JICA ガバナンス・平和構築部 ガバナンスグループ法・司法チーム特別嘱託 (弁護士) の澤井裕さん、国土交通省国土交通政策研究所研究官の深沢瞳さん)

今年度は、弁護士として実務経験を積まれた後、国際協力銀行での勤務を経て現在 JICA 本部で勤務されている澤井さん、裁判官出身で当部教官での勤務も経験された後、長期派遣専門家としてインドネシアに派遣されている西尾さん、大学で研究をされながら留学生の受入れや支援に関与されていた深沢さん、法務省職員として勤務し、外務省への出向なども経て、現在 UNODC 東南アジア大洋州地域事務所で勤務されている田中さんといった多様な方々をお招きして、どのような経緯で法整備支援に携わるようになったか、法整備支援への関与の仕方としてどのような方法があるのか、法整備支援に求められる能力やどのようなことを学んでおくのが良いかなどについて、パネリストから様々な御意見をいただきました。

このパネルディスカッションについては、昨年度も同趣旨のものを実施しましたが、参加者の皆様にとって法整備支援に関するキャリアパスは関心が高いようで、今年度も多くの事前質問が寄せられました。

パネルディスカッションのお話の中で、深沢さんから、大学での法整備支援への関わり方を考えると、今からでもやれることがたくさんあるというお話があり、具体例として、留学生が履修していそうな授業を履修してみる、留学生の日常生活を支援する取り組みに参加するといったことなどを御紹介いただきました。法整備支援に携わるためには司法試験に合格し、法曹にならなければならない、と考える学生の方もいらっしゃるかもしれませんが、深沢さんから御紹介いただいた内容は学生の皆さんにとってまさに「今からやれる」ことであり、とても有益な助言をいただけたものと思います。



【パネルディスカッションで深沢瞳さんが発言している場面】

3 講演「長期派遣専門家の仕事～ラオスでの経験から」

引き続き、JICA長期派遣専門家の仕事が実際にどのようなものであるかについて、ラオスで専門家としての業務を経験した、当部須田副部長による講演を行いました。



【講演の様子】

講演では、長期派遣専門家に至るまでのキャリア、ラオスという国自体の説明やラオスに対してこれまで行われてきた法整備支援活動の概要について触れられた上、専門家としての具体的な業務の進め方、現地で感じた困難、あるいは業務を含めた現地での生活などについて説明をされました。

支援対象国の具体的な課題や、活動を進める上での困難についてはやはり現地に行かなければわからない部分も多く、試行錯誤をしながらの活動になるのかと思いますが、須田副部長が離任の際には相手方関係機関の方々やプロジェクトのメンバーが大勢集まってくれたというお話もあり、現地で生活し現地の方と親密な信頼関係を構築しながら活動をすることでかけがえのない絆を作ることができるのだと感じられました。

4 対談「対象国から見た日本の法整備支援」

今年度は、支援対象国であるラオスから慶應義塾大学大学院法務研究科に留学中の留学生2人がJICAの法整備支援活動に、ラオス側関係者として長年関与されていた方だったという縁があったため、この2名を会場にお迎えし、対象国から見た日本の法整備支援がどのようなものであるかについてお話を伺うことにしました。



【対談の様子 ラオス司法省国立司法研修所副所長のペッサマイ・サイモンクンさん】



【対談の様子 ラオス中部高等人民検察院民事事件検討課課長のラッタナポーン・パバクディさん】

逐次通訳を入れながらお話を伺い、限られた時間にはなってしまいましたが、ペッサマイさん、ラッタナポーンさんのお二人からは日本の法整備支援活動によって、関係したラオス側メンバーあるいは他の法律実務家の、法律に対する知識や能力が向上したという話もありましたし、これまでの活動による成果物についても各機関の研修や教育において活用されているというお話をいただきました。

支援対象国の方々を日本に招いて研修を行う本邦研修がしばらく実施できていなかったことから、直接顔を合わせて話をできる機会はほとんどありませんでしたが、今回、お二人の留学生に会場まで来ていただいたことで、会場にお越しいただいたシンポジウム参加者の方も直接支援対象国側の声を聞くことができたので、よい機会と

なったのではないのでしょうか。

第4 おわりに

一昨年度及び昨年度は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、一般参加者の方にはオンラインでの参加をお願いしておりましたが、今年から会場参加も可能な形とし、14名の方に御来場いただきました。また、オンラインでも100名を超える方に御参加いただくことができ、週末の午後という時間にもかかわらず多くの方に関心をもって御参加いただいたことは、大変心強く、私たちの活動を強く後押しするものです。

参加者からは、「法整備支援の具体的な関わり方を知ることができました。また、大学生でも関わることができると知れて良かったです。」「大学卒業後の進路はまだ決まっていますが、法整備支援への関心が高まりました。」「学部2年生で将来の進路に迷っていましたが、法整備支援に関わっている方々のお話を聞くことで、国際関係の仕事に就きたいという自分の気持ちを再確認できました。」などの感想をいただきましたが、若い参加者の方にとって将来を考える一助になれば望外の喜びです。

最後になりましたが、お忙しい中、御登壇を御快諾いただきました登壇者の皆様、法整備支援の意義や本シンポジウムの趣旨を御理解いただき、共催・後援いただくとともに、広報活動にも御協力いただきました関係機関の皆様には、この場を借りて厚く御礼申し上げます。

ありがとうございました。

【海外出張】

ネパール出張 ～現地セミナー（不法行為法、家族法、法令整合性）～

国際協力部教官

曾 我 学

第1 はじめに

2022年4月24日から同月30日まで（移動日を含む）、当部はネパールへ出張した。同月27日及び同月28日には、ネパールの裁判官を主な参加者とした不法行為法及び家族法に関する現地セミナーを実施し、同月26日には、ネパールの連邦議会事務局に対し、法令整合性に関する現地セミナーを実施した。また、カトマンズ地方裁判所の訪問及び関係機関の訪問をするなどして、現地調査も行った。本稿では、今回の出張に至る経緯を概観し、各セミナーの内容を紹介した上、今後の活動の展望を述べる。本稿中、意見にわたる部分はすべて当職の個人的見解であり、所属部局の見解ではない。

第2 今回の出張に至る経緯¹

ネパールでは、2017年に民法、刑法等の基本法5法が制定され、2018年8月に施行された。当部は、新法施行直前の2018年5月²及び8月に、ネパール最高裁判所（以下「最高裁」という。）の要請を受け、最高裁及び国家司法学院（National Judicial Academy（NJA））との共催で刑事法（量刑、社会内処遇、公判前整理手続、令状）についてのネパールでのワークショップを実施し、その後最高裁からの新法運用支援の要請を受け、2019年8月には民法（契約法、不法行為法）及び刑事法（公判前整理手続）のワークショップを実施し³、同年12月には民法（財産法、不法行為法、国際私法⁴）のワークショップを実施した⁵。

2020年においては、新型コロナウイルスの蔓延により、従前同様のワークショップを実施することは困難であったが、最高裁及びNJAとの共催により、2020年12月⁶及び2021年3月に、民法（不法行為法、国際私法）及び刑事法（公判前整理手続、過失の判断手法）のオンラインセミナーを実施した。また、2021年9月には、民法（不法行為法、国際私法）のオンラインセミナーを、同年12月には刑事法（仮釈放、保護観察）のオンラインセミナーを実施した⁷。

なお、最高裁及びNJAとのワークショップやオンラインセミナーは当部主体の法整備

¹ 国際協力部のこれまでのネパール法整備支援活動の詳細は、ICD NEWS第87号89頁以下で紹介されている。

² このワークショップについては、ICD NEWS第76号168頁以下で紹介されている。

³ このワークショップについては、ICD NEWS第81号110頁以下で紹介されている。

⁴ 新法のネパール民法典では、国際私法の規定が民法の中にある（民法典Part 6の692条から721条）という特徴がある。

⁵ このワークショップについては、ICD NEWS第82号96頁以下で紹介されている。

⁶ このオンラインセミナーについては、ICD NEWS第86号151頁以下で紹介されている。

⁷ このオンラインセミナーについては、ICD NEWS第90号121頁以下で紹介されている。

支援活動であるが、現在、JICA主体の法整備支援活動として、「司法セクターにおける人材能力強化」の案件名で、技術協力個別案件（専門家）の協力形態で弁護士の磯井美葉専門家がネパールに派遣されており、本年1月から3月にかけて、民法改正に向けた検討についての国別研修がオンラインで実施された。

オンラインセミナーは有用ではあるものの、可能であるならば、やはり対面型研修を実施するのが望ましい。今回、ネパールの新型コロナウイルスの状況がかなり落ち着いていたこと、また、日本の規制も緩和しつつあったことから、現地セミナーを実施することとなった。

第3 最高裁及びNJAとのセミナー

1 概要

4月27日及び28日の2日間、NJAの施設にて、最高裁とNJAの共催による不法行為法及び家族法のセミナーが開催された。ネパール側の参加者は、カトマンズ及びその近郊の地方裁判所判事、最高裁のSection Officer及びPersonal Assistant並びに各裁判所のBench OfficerとSection Officerの合計20名であった。プログラムの内容については、別添1を参照されたい。

2 内容

(1) オープニングセッション

最高裁のRegistrarであるNarayan Prasad Panthee氏が開会の挨拶を行い、今回のセミナーの経緯及び概要の説明がされた。

(2) プレゼンテーション

当職が、“Liability in Tort Law”というタイトルでプレゼンテーションを行った。ネパール民法（以下「民法」という。）の一般的不法行為の成立要件を確認し、特殊の不法行為の概要を説明した後、民法683条は犯罪として取り扱われる場合や他の特別法がある場合には不法行為責任を負わないと規定しているが、特別法の解釈をする場合であっても、一般法である民法の不法行為法の考え方を理解しておく必要があることを指摘した。

そして、一つ目の論点として、監督義務者の責任を取り上げた。監督義務者の責任を規定する民法673条は、14歳以下の未成年者が他人に生じさせた損害につき親権者に不法行為責任を負わせており、免責規定がなく無過失責任であるところ、その趣旨は、家族間の連帯が強いネパールにおいて、親権者に強い監督責任を負わせているとも解することができる。この点につき、親権者の責任や未成年の不法行為責任についての日本法やアメリカ法の紹介をし、さらにムルキ・アイン法典時代の事件で、12歳と13歳の少年が性的暴行を加えた事案において、最高裁が同少年らに対して賠償を命じ、少年らが資産を有していない場合には、両親が所有する財産の少年らの持分から賠償され、それが出来ない場合には被害者救済基金から補償されると判示したネパール判例に言及し、仮にこれが現行民法下での事案

だったとした場合に民法673条を適用するのか、同条をどのように解釈するのかという問題提起をした。

二つ目の論点として、使用者責任を取り上げた。使用者責任を規定する民法675条は、1項で、被用者が「誠実に」、「当該業務を遂行する過程で」他人に損害を与えた場合に雇用主が責任を負うとし、2項で、1項の規定に関わらず被用者が「過失や不誠実により」他人に損害を与えた場合は被用者が責任を負うと規定しており、文言上は被用者に過失があるときは雇用主が責任を負わないように見える。しかし、そのような解釈をするとすれば、被用者に過失はあるが資力がないという事案で被害者救済が十分に図られないのではないかという問題意識から、日本民法715条の規定が報償責任や危険責任の趣旨から規定されていることや、アメリカ法においても vicarious liability の考え方があって、いずれにせよ被用者に過失があるときに雇用主が責任を負うことを説明し、またドイツでは被用者の過失が要件となっていないことに言及した。さらに特別法の医療過誤事件ではあるが、最高裁が医師の過失を認めた上で医師にも病院にも損害賠償責任を認めたネパール判例にも言及し、ネパールにおいては被用者に過失がある場合でも、雇用者が被用者とともに不法行為責任を負うと解釈する素地があるとし、民法675条1項は報償責任や危険責任の観点から常に雇用主に責任を負わし、同条2項は被用者に過失がある場合には、被用者も雇用者に追加して不法行為責任を負う規定と解することはできないかとして、民法675条をどのように解釈するかの問題提起をした。

三つ目の論点として、共同不法行為責任を取り上げた。民法681条1項は、2人以上の者による共同不法行為の場合、帰責割合に応じて、共同かつ別個に (jointly and severally) 責任を負うとし、同条2項は、1項の下で不法行為の帰責割合に応じて別個の責任が判断できる場合はそれに依りて責任を負い、そのような判断ができない場合は行為者が等しい割合で責任を負うと規定している。アメリカ法においては、連帯債務は joint and several liability のことを指しており、州によるものの共同不法行為の場合に連帯債務を認める法制があることや、日本民法436条と同法719条の趣旨や不真正連帯債務の意味について具体例を示して説明した。その上で、被害者救済の見地から、民法681条1項を対外的関係では連帯債務を負うとし、同条2項を対内的関係での求償関係の内容を規定していると解する余地があるかとして、民法681条の解釈の問題提起をした。

最後に、損害論についても少し説明した。これについては昨年9月のオンラインセミナーでテーマにしていたところ、昨年のセミナーでは、日本のいわゆる「赤い本」につき、法律ないし規則と誤解していた参加者がいたことから、補足的な意味合いとして、「赤い本」の歴史的経緯も含めて説明をした。また、損害論についてのネパールの裁判実務を知りたかったので、質疑応答の時間を多く取った。前述したネパール判例で認められた損害額を見ると、積極損害だけでなく、逸失利益や慰謝料も考慮されていると思われたので、民法682条3項の、現実生じた損失ま

たは損害（actual loss or damage）に逸失利益や慰謝料も含まれると考えるかと質問をしたら、これについては多くの参加者が含まれるとの意見であった。では、現在の裁判実務で損害をどのように計算をしているかという点については、ネパールにおいては日本の「赤い本」のような実務上の基準のようなものではなく、各裁判官の広範な裁量によって決めているとのことであった。

(3) グループディスカッション

ネパール側参加者が3つのグループに分かれ、①監督義務者の責任の規定の解釈論、②使用者責任の規定の解釈論、③共同不法行為の規定の解釈論を議題として設定し、全てのグループに共通のものとして議論をしてもらった。

他のセッションは全て英語で行ったものの、このセッションでは議論自体はネパール語で行った。今回のセミナーは長期派遣専門家の磯井美葉氏及びJICAローカルコンサルタントのAman Maharjan氏の全面的な協力を得て行っていたので、Aman氏に各グループでの議論状況を見てもらい、適宜内容を英語で報告してもらって議論の状況を確認していた。特に共同不法行為の不真正連帯債務の概念はわかりにくらしく、対外的関係と対内的関係の話が十分にわかっていないグループがあるとのことであったので、当職が補足の説明をしにいくなどした。

(4) 総括セッション

各グループの代表者から、それぞれグループでの意見をまとめた形で発表を行ってもらった。

監督義務者の責任については、14歳以下の未成年者が罪を犯したときには、民法683条は犯罪として取り扱われる場合には不法行為責任を負わないと規定しており、未成年者の責任は専ら刑事責任になるところ、刑事法では親権者の責任を規定していない以上、民法673条の適用はないとの意見が出た。当職から、民法673条が監督義務者に無過失責任を負わせている趣旨が監督責任にあるとすれば、監督の失敗の最たる例は子どもの犯罪行為であり、この場合に親権者の不法行為責任がないとの結論は、被害者救済を目的とする不法行為法の解釈として果たして良いのだろうか、との疑問を投げかけた。

使用者責任については、民法675条の条文の解釈として、ネパール語の文言でも、被用者に過失があるときは雇用主が責任を負わないように読めるが、それでは被害者救済に十分ではないので、同条1項は常に雇用主に責任を負わせ、同条2項は被用者に過失がある場合には、被用者も雇用者に追加して不法行為責任を負う規定と解する余地はあるとの意見が複数出た。また「誠実に」の解釈も難しいとの意見が多かった。

共同不法行為責任については、民法681条の条文の文言からすると、不真正連帯債務を導き出すのは難しく、分割債務になるとの意見が多かった。当職から、共同不法行為者に資力がない者がいる場合、その資力がないことのリスクを常に被害者が負うべきと考えるか、将来的なことも含めて色々考えてもらいたい旨述べた。

参加者のベテランの裁判官から、不法行為法は被害者目線の話が多いという印象があり、これまで損害賠償は加害者目線で考えてきたところがあるとの話が出た。当職から、まさにそのとおりで、不法行為法の趣旨は被害者救済にあるところ、今回の論点以外でも、その趣旨を踏まえて解釈をする必要があるのではないかと述べた。



当職の発表の様子（最高裁及びN J Aとのセミナー）

(5) プレゼンテーション

J I C Aネパール民法改正支援アドバイザー・グループのメンバーである南方暁新潟大学名誉教授（以下「南方教授」という。）が、オンラインにて、“Partition System and Testamentary Will System in Nepal” というタイトルでプレゼンテーションを行った。財産は特定の人に帰属するのが近代法の原則であるが、ネパールでは、家族共同財産という、個別かつ集合的に家族共同財産持分権者に属するなどの特徴を有する独特な制度があり、遺言制度は新法制定時に導入が見送られることとなった経緯がある。

家族共同財産分割の当事者は、婚姻した夫婦、親子等であって、その役割は、家族構成員の扶養、家族共同財産につき各人に属するべき財産の分割及び年長者から子孫への財産の承継であることなどの説明があった。そして、家族共同財産分割の主要な論点は、夫婦間での財産分与と家族間での財産分割のそれぞれの場合において、家族共同財産をどのように定義し、それをどのように公平に分割するか、家族共同事業への第三者との紛争をどのように解決するかであるとの説明があった。さらに、導入が見送られた新法起草時の遺言制度の草案について、その内容の説明があった。

民法206条は、家族共同財産持分権者が等しく分割の持分を受ける権利を有す

ると規定し、民法205条は、家族共有財産の分割については、夫、妻、母、息子及び娘は、家族共有財産の持分権者であるとみなされると規定しているところ、事例①として、父、兄及び弟が共同で農業をして300万ルピーを稼ぎ、その農地は父名義で登記されていたところ、弟はさらに農作物を売って100万ルピーを稼いで、400万ルピーが父の銀行口座に振り込まれたという場合、家族共同財産分割はどのようにされるのか、仮に兄の妻も農地で働き、家族のために毎日家事をしている場合、兄の妻は家族共同財産分割でどのように扱われるかという問題が提起された。

また、民法257条2項は、夫又は妻が稼得した財産またはこれによって生じた財産は夫婦の共有財産とみなすと規定し、民法94条及び同99条は、妻が不貞をした場合には財産分与請求ができないこと、離婚時に夫がまだ実家の分割分を得ていない場合には妻はその分を考慮に入れて財産分与請求ができること、財産分与前に妻が再婚した場合には妻は財産分与請求ができないこと、寡婦は制約があるものの亡夫の分割分を請求できることが規定されている。そこで事例②として、夫と妻が公務員として法務省及び最高裁判所に勤務しており、それぞれ200万ルピーの給与があって各自の名義の銀行口座に預けられている場合、妻が不貞をしたときに財産分与はどうか、夫が不貞をしたときに財産分与はどうか、夫は妻の実家の分割分を考慮に入れて財産分与請求ができるか、夫が財産分与前に再婚した場合に財産分与はどうか、寡夫は亡妻の分割分を請求できるかとの問題が提起された。

さらに、立法論として、③遺言制度をネパールにおいて導入することが必要と考えるか否かとの問題も提起された。

(6) グループディスカッション

ネパール側参加者が3つのグループに分かれ、上記①、②及び③の議題について、全てのグループに議論をしてもらった。

不法行為法のグループディスカッションと同様、議論の状況を適宜確認していたが、事例②につき各自の名義の銀行口座でなく共同の銀行口座であると誤解しているグループがあったので、それにつき事例内容を説明するなどした。

(7) 総括セッション

各グループの代表者から、それぞれグループでの意見をまとめた形で発表を行ってもらった。

事例①については、400万ルピーを等分で分割し、兄の妻は分割請求権者でないので全く分割請求をすることはできないとの意見であった。南方教授から、分割権利者が、他の分割権利者以上に労働したりその他の作業をしている場合、等分の分割で良いのか、また、分割請求権者でない者が家族共同財産の形成に寄与したり、家族共同財産の形成をする者の生活を支えたりすることを評価できないか、これらを解釈論で乗り越えることはできないかとの指摘があった。

事例②については、不貞をした妻は財産分与請求できないが、不貞をした夫は等分の財産分与請求でき、夫は妻の実家の分割分を考慮に入れて財産分与請求ができず、夫が財産分与前に再婚した場合でも財産分与はでき、寡夫は亡妻の分割分を請求できないとの意見であった。南方教授から、不貞をした場合に夫と妻で財産分与の結論が全く異なることや、妻が財産分与前に再婚した場合には財産分与請求できないことは、女性差別にならないか、また、妻は夫の実家の分割分を考慮に入れて財産分与請求ができ、寡婦は亡夫の分割分を請求できるので、これは男性差別にならないか、これらを解釈論で乗り越えることはできないかとの指摘があった。

(8) クロージングセッション

N J Aの Deputy Executive Director の Kedar Paudel 氏がセミナーの成果を確認するとともに日本側の協力に対する謝辞を述べ、J I C Aネパール事務所の田中次長及び内藤部長が閉会の挨拶をした。



南方教授の発表の様子（最高裁及びN J Aとのセミナー）

3 連邦議会事務局のセミナー

(1) 概要

4月26日、連邦議会事務局の施設にて、連邦議会事務局の主催による日本における法律案の作成の概要のセミナーが開催された。プログラムの内容については、別添2を参照されたい。

(2) 経緯

2015年に公布されたネパール新憲法は連邦制を採用し、連邦、州、地方自治体の3つのレベルが設けられ、それぞれが法令を制定することとなった。しかし、近年、法令間に矛盾が生じていることが散見され、法令の整合性の問題が生じていたことから、連邦議会事務局からJ I C Aに対してこの問題について日本から支援

をしてもらえないかとの話があった。そこで、内藤部長が、日本における法律案の作成の概要につき、法律の矛盾抵触の回避を中心としたプレゼンテーションを行い、連邦議会事務局との意見交換を行うこととなった。

(3) 内容

ア 連邦議会事務局から開会の辞があり、JICAネパール事務所のプログラムマネージャーである Gopal Gurung 氏から、今回のセミナーの目的についての説明があった。

イ プレゼンテーション

内藤部長が、“Overview of Drafting Legislative Bills in Japan—Focusing on Avoiding Inconsistency in Laws—”というタイトルでプレゼンテーションを行った。

まず、日本における立法について、日本の統治機構、国会の組織の概要、法令の種類、法律の制定・施行に至る過程、立法行政府による法律の事後的チェックや「検討条項」、裁判所による違憲立法審査権等の説明があった。次に、法律案の作成について、法律案作成の目的、内閣提出法律案と議員提出法律案、立法事実、法律に定める内容、法律と命令の関係、委任命令と執行命令、法律案の作成に当たっての基本的な留意事項の説明があった。そして、法令の矛盾抵触に関する法令の解釈の原理を説明した後、他の法律との矛盾抵触を回避するための法制上の措置として、法律の適用範囲を規定するもの、法律の適用除外を規定するもの、法律と慣習との関係を規律するもの、一般法と特別法の関係、解釈規定を設けるもの、同一の用語であっても法律により異なる規定、法律の委任（委任規定）を定めるもの等について、それぞれ日本の具体例（例えば、一般法と特別法の関係であれば、民事訴訟法1条や行政事件訴訟法7条等）の紹介も含めて説明がされた。そして、新法と旧法の矛盾抵触を回避するための法制上の措置として、法律の施行期日と法律の遡及適用、経過的規定の説明がされ、最後に、法律案の作成には、ある程度の経験に加え、法律の理論的側面だけでなく、技術的及び実務的側面、全体的及び政治的バランスの習得が必要であることの言及があった。

ウ 質疑応答

質疑応答の時間が限られていたため、司会者から参加者に対し、一人につき簡潔なものを一問までとお願いされていたが、多くの参加者から、議員提出法律案、法律と命令の関係、委任規定等、様々な内容について質問が出され、連邦議会事務局の関心の高さを実感するとともに、ネパールにおいて法令の矛盾抵触の問題が現に様々生じていることを認識した。

エ JICAネパール事務所の大久保所長及び連邦議会事務局から閉会の辞があった。



内藤部長の発表の様子（連邦議会事務局のセミナー）

第4 今後の活動の展望

- 1 当部の直近のネパールでの現地セミナーは2019年12月であり、今回のネパールでの現地セミナーは約2年4か月ぶりのものであった。当部は、2018年の新法施行前から、ネパール最高裁とNJAとの共催により、裁判官に対する新法運用支援として現地セミナーを継続して実施してきたが、2020年以降は新型コロナウイルスの蔓延により、オンラインセミナーに切り替えてこれを実施してきた。オンラインセミナーも有用であるが、今回ネパールにおいて対面型でセミナーを行った結果、全体の空気感や参加者の表情を踏まえたり、主催者側と密なコミュニケーションを取ったりして、適宜内容を修正したりアドリブを交えたりしつつ、双方向的にプレゼンテーションを行い、参加者にも集中力を保って意欲的に参加してもらうことができ、対面型研修の有用性を強く実感することができた。今後の研修内容に対するネパール側の意見も、直接対面してじっくり話をすることができ、色々な率直な意見を得ることができた。またネパールでの裁判実務の実際の状況を見ることができたことも、今後の活動をする上で大きな意味があった。
- 2 最高裁とNJAとの共催の次期セミナーに関し、ネパール側から、医療過誤訴訟、建築瑕疵訴訟など専門的な民事訴訟について日本の裁判実務の紹介をする研修もしてほしいとの要望が出されている。今後は、新法運用支援という側面に加え、より広く裁判実務運用支援という側面の研修をすることを検討する必要がある。また、日本における本邦研修の実施等についても強い要望があった。いずれにせよ、今後も引き続き、現地の実務的なニーズに合致した活動をしていく必要がある。
- 3 連邦議会事務局とのセミナーについては、参加者から多くの質問が出るなど、法令の矛盾抵触の問題解決に対する強い意欲を感じた。今後もネパール側の要望があれば協力をしていきたい。

Seminar on “Tort Law and Family Law”

Venue: National Judicial Academy, Manamaiju, Kathmandu

27th April (Wed)	
10:30 – 10:40 Nepal time	Opening Remarks ● Mr. Narayan Prasad Panthee Registrar, Supreme Court of Nepal
10:40 – 11:30	Presentation ● Mr. Manabu Soga, Professor, ICD-RTI, MOJ, Japan Topic: “ <i>Liability in Tort Law</i> ”
11:30 – 13:30	Lunch Break
13:30 – 14:30	Presentation ● Mr. Manabu Soga, Professor, ICD-RTI, MOJ, Japan Topic: “ <i>Liability in Tort Law</i> ”
14:30 – 14:45	Break
14:45 – 15:45	Small Group Discussion
15:45 – 16:00	Tea Break
16:00 – 17:00	Wrap up Session

28th April (Thu)	
13:00 – 14:30	Presentation ● Mr. Satoshi Minamikata, Professor, Emeritus, Member of the JICA Adviserory Group on the Civil Code of Nepal Topic: “ <i>Partition System and Testamentary Will System in Nepal</i> ”
14:30 – 14:45	Break
14:45 – 15:45	Small Group Discussion
15:45 – 16:00	Tea Break
16:00 – 17:00	Wrap up Session
17:00 – 17:15	Vote of thanks ● Mr. Kedar Paudel, Deputy Executive Director, NJA Remarks ● Ms. Tomoko Tanaka, Deputy Representative, JICA Nepal Closing Remarks ● Mr. Shintaro Naito, Director, ICD-RTI, MOJ, Japan

Seminar on “Overview of Drafting Legislative Bills in Japan”

SN	Time	Activity
1	3:30 - 3:35	Welcome Remarks by Federal Parliament Secretariat
2	3:35 - 3:40	Remarks from Mr. Gopal Gurung, Program Manager, JICA Nepal on the objective of the seminar
3	3:40 - 4:20	Presentation on “Overview of Drafting Legislative Bills in Japan - Focusing on Avoiding Inconsistency in Laws” - Mr. Shintaro Naito, Director, ICD-RTI, MOJ, Japan
4	4:20 - 4:50	Q & A session
5	4:50 - 4:55	Remarks from Mr. Okuto Akimitsu, Chief Representative, JICA Nepal
6	4:55 - 5:00	Closing Remarks by Federal Parliament Secretariat

【講義・講演】

2022年5月から同年7月までの間に、当部の教官等が行った講義・講演は下記のとおりです。

記

1 大阪大学における講義

- (1) 日 時：2022年5月13日（金）
場 所：Web会議システムを利用してオンライン参加
対象者：学生
テーマ：法務省における法整備支援1
教 官：国際協力部教官 矢尾板隼

- (2) 日 時：2022年5月23日（月）
場 所：Web会議システムを利用してオンライン参加
対象者：学生
テーマ：法務省における法整備支援2
教 官：国際協力部教官 曾我学

2 京都大学法科大学院における講義

- 日 時：2022年6月12日（日）
場 所：京都大学法科大学院
対 象：学生
テーマ：法整備支援活動に従事した経験について
教 官：国際協力部副部長 須田大

【研修等実施履歴】

2022年5月から同年7月までの間に、当部等が実施した研修等は下記のとおりです。

研修の詳細等についてお知りになりたい方は、当部まで御連絡ください。

記

1 オンラインセミナー

(1) ラオス

日 時 2022年6月22日（水）

テーマ 犯罪の客体的要素

担 当 国際協力部教官 矢尾板隼、坂本達也
国際専門官 向井沙織、徳井靖士

(2) インドネシア

日 時 2022年7月21日（木）

テーマ 国の法令と自治立法の関係

担 当 国際協力部教官 庄地美菜子
国際専門官 清水勇一、向井沙織

2 シンポジウム

(1) 法整備支援へのいざない

日 時 2022年5月28日（土）

形 式 ハイブリット方式（来場参加・オンライン参加の併用）

担 当 国際協力部教官 矢尾板隼、川野麻衣子
国際専門官 大久保志朗、菅原優志、向井沙織、徳井靖士

(2) 第23回法整備支援連絡会

日 時 2022年6月25日（土）

形 式 ハイブリット方式（来場参加・オンライン参加の併用）

担 当 国際協力部教官 庄地美菜子、矢尾板隼、
国際専門官 大久保志朗、清水勇一、向井沙織

【活動予定】

2022年10月から同年12月までの間に、当部が行う予定の研修等は、下記のとおりです。

新型コロナウイルスの感染状況等を踏まえ、延期又は中止となる場合がありますのであらかじめ御了承ください。

なお、実施日時が未定の研修等については記載しておりません。

記

1 研修

令和4年度国際協力人材育成研修

日 時 2022年11月7日（月）から同月18日（金）（予定）

場 所 国際法務総合センター（日本）、ベトナム社会主義共和国（予定）

テーマ 法制度整備支援に携わる人材の育成

担 当 国際協力部教官 茅根航一、村上愛子、池田暁子

国際専門官 向井沙織、飯澤聖愛、徳井靖士

2 共同研究

第23回日韓パートナーシップ共同研究

日 時 2022年10月21日（金）から11月5日（土）（予定）

場 所 国際法務総合センターほか（日本セッション）、大韓民国大法院法院公務員教育院ほか（韓国セッション）（予定）

テーマ 不動産登記制度、商業法人登記制度、供託制度及び民事執行制度をめぐる制度上及び実務上の諸問題

担 当 国際協力部教官 川野麻衣子

国際専門官 清水勇一、飯澤聖愛

3 シンポジウム

国際知財シンポジウム（JSIP）2022フォローアップセミナー

日 時 2022年12月6日（火）及び同月9日（金）

形 式 Web会議システムを利用してオンライン実施

テーマ 「商標権侵害に関する救済制度の実務」（仮）

担 当 国際協力部教官 曾我学、矢尾板隼、池田暁子、坂本達也

国際専門官 菅原優志

専門官の眼

法務総合研究所総務企画部国際事務部門

事務官 徳井靖士

1 はじめに

皆様、ICD NEWSをお読みいただきありがとうございます。法務総合研究所総務企画部国際事務部門の徳井靖士と申します。私は、2021年4月に国際事務部門に異動となり、そこから1年と少しがたちました。今回の「専門官の眼」では、私個人の意見として、私がこの期間で経験したことや感じたことについて、御紹介させていただきます。

2 海外出張

これまで経験したことの中で一番印象に残っていることは、今年4月にネパールに出張したことです。私は出張に際しての事前準備や、出張中の各対応を行いました。

コロナ禍により、約2年間ICDでは海外出張がなかったため、今年4月のネパール出張は、ICDにとっても久しぶりの海外出張案件でした。そのため、海外出張を経験している職員もほとんど異動してしまい、また、コロナ禍による検疫上の新たな手続きも必要になることから、出張準備時には、様々な苦労がありました。海外と日本の新型コロナウイルス感染症の状況は日々変化しており、それに伴い、水際対策も変化するため、常にホームページ等で最新情報をチェックし、限られた期間の中で準備する必要がありました。例えば、渡航前や現地における手続き、ワクチン接種証明書等の必要書類の確認など、本当に手探り状態ながら情報を収集した上で、日程表を検討・作成しておりました。そのような状況の中で、上司や先輩にも助けていただきながら、慣れない海外出張手続きを進めておりましたが、渡航の日はあっという間にやってきました。

現地では、主にタイムスケジュール管理のほか、セミナーの写真撮影など、活動状況を記録する作業を行いました。スケジュール管理の点では、日本とは異なる交通事情等があることから、移動時間や休憩時間を考え、ゆとりをもったスケジュールを組むことが大切だと感じました。また、現地では、英語を使って、コミュニケーションを取ることがあり、私自身英語が得意ではないため、苦労することもありましたが、貴重な経験をすることができたと思います。また、コミュニケーションを取るなかで、文化の違いに戸惑いながらも、その都度色々なことを知ることができ、ネパールのことについて、学ぶことができました。現地に行ってみないと分からないこともたくさんありますが、事前にネパールについてもっと調べておけばよかったというのが反省点です。

初めての海外出張で、その準備等でも苦労しましたが、部長や教官等から大変充実した出張になったとの言葉をいただきましたし、私自身も各関係者の御協力のおかげで、大変良い経験をさせていただきました。

3 ラオス留学生インターンシップ

前号でも御紹介しておりますが、今年3月に慶應義塾大学の留学生であるラオス司法省国立司法研修所副所長のペッサマイ・サイモンクン氏とラオス中部高等人民検察院民事事件検討課課長のラッタナポン・パパックディ氏がICDへのインターンシップという形でお越しになりました。

私は担当の教官や国際専門官とともに本インターンシップの準備、運営に携わりました。ICDでは、コロナ禍により、外国人をお招きしての対面方式での研修も約2年間実施できなかったことから、留学生であり現在日本在住の方ではありますが、外国の方と対面で接することができる貴重な機会であり、この部署ならではの経験ができたと思います。

本インターンシップは、基本的に英語で行われ、事務方として、事務連絡を行うだけでなく、留学生のお二人と一緒に昼食をとり、休憩時間も色々なお話をすることができました。先ほども述べましたように私自身英語が得意ではないため、インターンシップ当日お話するまでは不安でしたが、いざお話してみると、ジェスチャーを交えながら、知っている英単語をフル活用し、コミュニケーションを取ることができたと思います。英語が得意ではないものの、こちらの意図を伝えることができ、相手からの質問に対して、答えることができた時には、充実感が得られました。このような充実感を仕事で得ることができるのは、この部署ならではのことで、とても印象に残った経験となりました。この部署で効率的に働いていく上で、英語が得意であることに越したことはないですが、英語が得意ではないからといって、必ずしもできない業務ではないと感じました。

4 ICD NEWS

これまで2度（88号、91号）編集担当をさせていただきました。ICD NEWSの編集業務は、国際専門官にとって重要な業務の一つです。

編集担当になると、各執筆者や印刷業者等との連絡調整が主な業務となります。事前に編集のスケジュールを立て、それに基づき、作業を進めるのですが、スケジュール管理がとても重要になります。ありがたいことに多くの原稿を執筆いただいておりますので、誤字脱字等の形式的なチェックも自分だけではできず、他の国際専門官とも協力しながら、チェックをしております。間違いがあってはならないので、このチェックについても、緊張感をもって行っております。何度か校正のやり取りをした後、無事ICD NEWSが完成し、我々の手元に届いた時には、ICD NEWSの編集を担当する者として、大きな達成感を味わうことができます。

ICD NEWSは、各関係者に御執筆いただいた原稿やICDの活動を多くの方々にご覧いただくための重要な文献になっておりますので、引き続き御愛読いただければ幸いです。

5 法整備支援へのいざない

「法整備支援へのいざない」について、今年は5月に開催されました。私は、本イベントにおいて、運営や広報業務等を行いました。

事前準備の段階では、担当の教官や国際専門官と連携しながら、各関係者と連絡調整をし、また、大学等へのイベント案内、広報の協力のお願いを主に担当しておりました。

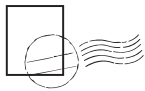
イベント直前になると、連絡調整する事項も多くなり、会場設営も始めることから、業務量が多くなってきます。そのため、このようなイベントの準備をするときは、早めにはなるべく早めに取り掛かる必要があると感じました。

今年度の「法整備支援へのいざない」では、国際専門官の業務を紹介するプログラムがあり、私は、そのプログラム内で自身の経験について話す機会をいただきました。この部署では、主に事務方として業務を行っており、専門官の業務について、多くの人の前で話す機会はほとんどありませんが、「法整備支援へのいざない」で、法整備支援に携わる一つの役割として、国際専門官の業務を紹介できたことは、自身にとって、大変貴重な経験になりましたし、国際専門官という役職について、参加者の皆様に知っていただく機会となり、良かったと思います。法整備支援とは、インフラ整備などとは異なり、なかなか目に見える形となるものではありませんが、その国の基盤を支える重要な支援だと考えます。そのような活動に事務方としてではありますが、携われていることを大変誇らしく思います。

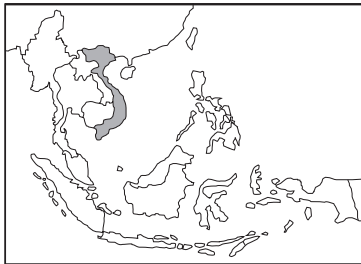
6 おわりに

これまで述べてきたこと以外にもこの部署でしかできない様々な業務を経験させていただきました。その中で感じたことは、何かを成そうとする時は、一人の力ではどうすることもできず、関係者と連携・協力しなければ成し遂げることはできないということです。コロナ禍により、テレワーク勤務等が増えてきている中において、なおさら、連絡調整や情報の共有が重要だと考えます。今後も周りの方々への感謝の気持ちを忘れず、精進してまいりたいと思います。

最後までお読みいただきありがとうございました。



各国プロジェクトオフィスから

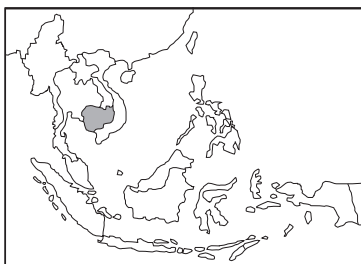


ベトナム人の移動手段といえばバイクですが、公共交通機関については、電車がそれほど発達しておらず、路線バスが中心です。私も通勤の際、路線バスを使うことがあります。タクシーよりも値段がずっと安く（中心部なら一律7千ドン（約35円）、それなりに本数もあるので便利です。専用アプリやGoogleマップを使えば、各ルートとおおよその時間も分かります。もっとも、観光で来た方が使うにはややハードルが高いかもしれません。ハードルの一つは、乗り降りする時間が短いこと。日本では「車が停まってから席を～」などとアナウンスが流れたりしますが、こちらでは、まだ動いている途中

でドアが開きますので、止まるか止まらないかくらいのタイミングでささっと乗り降りする必要があります（遅いと運転手さんから怒られます）。高齢者が乗る場合などはそれなりに配慮されますが、そもそも高齢者の利用はあまり見かけません（ちなみにベトナムの平均年齢は約30歳です）。降りる際は、なぜか「SOS」と書かれた降車ボタンはあるものの、押さなくても停車するようです（むしろ、あらかじめ降車口付近に立って、降りたいという意思を示すことが大事）。料金は現金を車掌さんに渡す形のため、細かいお金を持っている必要があります。

などなど、いくつか注意点はあるのですが、ベトナムは基本的に親切的な国だと思いますし、誰かが困っていれば周りの人が助けようとします（私も細かいお金がなくて乗客の方に両替してもらったりしました。）ので、あまり心配はしていません。最近ローカル慣れしてきたせいか、バス停でベトナム人から何やら質問されることもあり、うまく答えられないのを残念に思いましたので、もう少し意思疎通できるようにになりたいなあ、と言うのが今のささやかな目標です。

（ベトナム長期派遣専門家 渡部吉俊）



7月8日（金）、安倍晋三元首相が凶弾に倒れご逝去されました。この報を受けてカンボジアでは7月10日（日）が安倍元首相を悼む日とされ、カラオケ、バー、レストランでの酒類提供の禁止、また小売店での酒類販売が禁止となりました。正直、このニュースを聞いたとき、自国の政治家でもないのにカンボジア政府はこままでの対応をするのだと大変驚きました。

多くのカンボジア人が安倍元首相を悼むメッセージを自身のSNSに投稿してくれていました。カンボジア国民にとって、安倍元首相がどのような人だったかとか、どのような功績を残されたか、といったことについては正直あまりピンときていない人は多いと思います。ただ、カンボジアの方々のメッセージを読んでも「カンボジア国民として友人である日本の元首相がご逝去されたことを悼みます」といったメッセージが多く、カンボジア国民の多くが我々日本人を友人として信頼してくれていて、そして友人として共に悼んでくれているんだと、今回の件を通し改めて気付かされました。プロジェクト期間も残り僅かとなってきましたが、両国を繋ぐ仕事に携われたことに誇りを持って、微力ながらも尽力していきたいと心から感じています。

（カンボジア業務調整専門家 川口裕子）



ラオスにおいて、新しく2020年5月27日から施行されている民法典に対し、現在、理論的發展と法律専門家への普及支援を担当する身としての、所感を述べさせていただきます。まだ理解に至らぬ点があり得ることもご承知ください。

長年ラオスの法整備支援に関わられている方々からすれば、ラオスの法律に関わる中核人材の能力は確実に向上してきていると耳にします。ここ最近でも消滅時効制度の法解釈について、2つの異なる立場から、説得的な理由を基にそれぞれの解釈を主張し熱い議論をしていた点は、これを感じさせる出来事でした。反面、文理解釈のみならず条文の趣旨目的から導く法解釈や、多数の説の対立やその根拠を問う議論に基づき法理論を發展させるという考え方については、これからの課題であると感じられます。確かにこの点は一朝一夕にしてなるものではなく、各国の法整備支援においても苦勞されている点かもしれません。当プロジェクト活動を通じた地道な議論、日本法その他の自国と異なる制度や考え方に触れることによる刺激、留学等の人的交流、その他民法典の条文上想定外の（ように思える）現実の困難な課題に対する対応等により、徐々に法律に対する考え方が進化し、理論が發展するというものではないかと、ようやく理解するに至りました。現在、ラオス法制史上初の民法典の条文解説書作成に取り組んでおり、完成間近です。これが例えば将来、ラオスの法理論が確実に發展することで、継続的に改訂されていくかもしれないと考えるなら、日々の苦勞も吹き飛ばす気持ちです。

また、普及の点について、ラオスに限られないと思いますが、首都内の法律専門家に対してはアクセスが容易でオンライン環境も比較的整っているため、情報や知見の提供が可能な反面、遠隔地に対しては情報が届きづらいという現状があります。飛行機や電車でアクセスできる場所は限られており、陸路では長時間を要すること、その他移動コストも合わせ、地方と首都の間では必ずしも容易に行き来ができるとは限らず、情報伝達に影響が生じ得ます。加えて、仮に地方の中核都市の法律専門家にはアクセスできたとしても、そこから更に長時間の移動を要する遠隔地においては、道路状況が悪かったりオンライン環境も整備されていなかったりするため、情報の提供は容易ではありません。日本では、法律専門家の能力について地方格差はないと思いますが、ラオスでは地域による情報格差は現在の課題です。こちらでも即座に解決できる特効薬というものはないと思われませんが、コロナで一気に進んだオンライン化の流れと効能が地方まで行き届くことを願ってやみません。考察を継続します。

(ラオス長期派遣専門家 阿讚坊明孝)



昨年11月にインドネシアに着任しましたが、早くも残りの派遣期間が約1年になりました。インドネシアでは、新型コロナウイルス感染症の感染者数が今年2月に史上最大数に達し（最大数は1日当たり約6万人）、その後は急激な減少傾向を示して落ち着いてきたものの（最小数は1日当たり約100人）、6月頃以降は再び感染者数が増加し、自分の周りでも感染者が散見されました。

そのような状況ではありますが、ジャカルタ首都圏の活動制限レベル（PPKM）は、8月時点でも最も緩やかなレベル1となっており、オフィスへの出勤率は100%まで認められ、コロナ禍前と同様の交通渋滞（Macet）も発生しています。インドネシアの独立記念日である同月17日には、ジャカルタの街は、紅白の国旗で飾られ、様々なイベントが行われました。その中でも、子どもたち同士が協力して、油を塗って登りにくくした棒を駆け登り、その先端に下げられた景品の獲得を目指す「パンジャット・ピナン（Panjat Pinang）」というゲームが印象的でした（YouTubeでも閲覧可能です）。また、同月21日から同月27日までの間に、コロナ禍後では初めての法務省によるインドネシア出張が実現し、インドネシア最高裁判所案件に関する知財セミナー、現プロジェクトに関する第1回合同調整委員会（JCC）会議、インドネシア法務人権省法規総局案件に関する地方セミナーを実施することができました。

今後も適切な新型コロナウイルス感染症対策を講じていくことは必要不可欠ですが、そのような中で、関係者の方々のご理解とご協力の下で、充実した活動を行うことができていることについて、改めて感謝を申し上げます。

(インドネシア長期派遣専門家 西尾信員)

－編集後記－

ICD NEWS第92号を最後までお読みいただき誠にありがとうございます。
改めまして、本号に掲載された記事を御紹介したいと思います。

「巻頭言」では、酒井邦彦氏より、「[法の支配]の歩みを絶対に止めてはならない」というタイトルで、ロシアによるウクライナ侵攻の話題に触れながら、「法の支配」とは何かを考えさせられる大変示唆に富む内容を御寄稿いただきました。

「外国法制・実務」では、インドネシア、ラオス、バングラデシュにおける法制度・実務等を御紹介する内容となっております。

インドネシアについては、前JICA長期派遣専門家の廣田氏より、法令間の不整合が起る原因及び法令制定時の課題について御紹介いただきました。

ラオスについては、日本からの法整備支援を受けたラオス政府高官であるサイモンクン氏及びパパックディ氏よりラオスにおける司法職務（法曹）の養成と促進、ラオス人民検察院の民事訴訟手続についてそれぞれ御紹介いただきました。

また、前当部教官の黒木氏より、ラオス刑法における量刑についての諸問題を御紹介いただきました。

さらにJICA長期派遣専門家の鈴木専門家より、ラオスにおける民事上の問題点についても御紹介いただきました。

バングラデシュについては、前記黒木氏より、バングラデシュにおけるバックログの解消に向けての事件管理強化（2）—民事事件の事件管理（ケース・マネージメント）セミナーについて—というタイトルで日本とバングラデシュの民事訴訟等の相違点について御紹介いただきました。

「活動報告」では、2022年5月から2022年7月の間に実施しました当部の活動やセミナー等を当部教官より御紹介しております。

同年5月には、若い世代を対象にした「法整備支援へのいざない」が会場参加とオンライン参加のハイブリット形式で行われました。

また、海外出張報告としては、コロナ禍になって以来、実に約2年ぶりに現地（ネパール）を訪れて、関係機関とセミナーを行った様子を御紹介しております。

「専門官の眼」では、研修第二担当（ICD）の徳井事務官より、1年と数か月ICDにおいて事務官として勤務し、海外出張経験やICD内で携わった数々の業務について御紹介いただきました。

「各国プロジェクトオフィスから」では、ベトナム、カンボジア、ラオス、インドネシ

アの現地専門家より各国の現地での出来事などにつき御紹介いただきました。

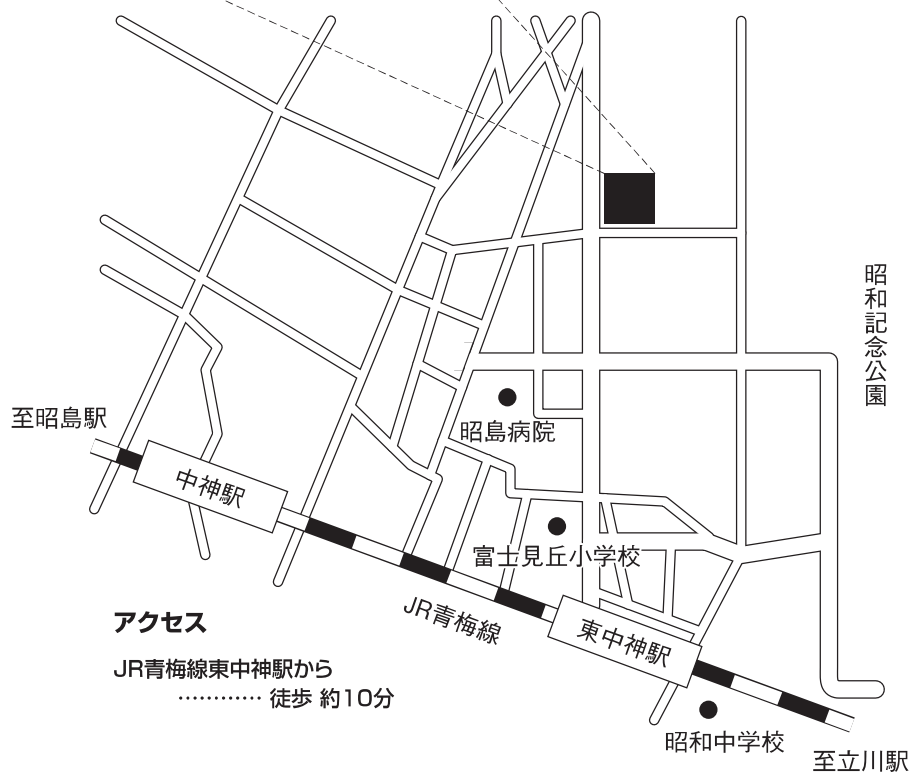
最後になりましたが、御多忙の中、御寄稿くださいました執筆者の皆様に厚く御礼申し上げます。

関係者の皆様におかれましては、今後とも更なる御協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

国際専門官 飯澤 聖愛



法務総合研究所国際協力部
(国際法務総合センター 国際棟)



ICD NEWS -LAW FOR DEVELOPMENT-

ISSN 1347-3662

法務省法務総合研究所 国際協力部

〒196-8570 東京都昭島市もくせいの杜二丁目1番18号
国際法務総合センター

電 話：(042)500-5150/5178 (国際協力部代表)

F A X：(042)500-5195

ウェブサイト：http://www.moj.go.jp/housouken/housou_icd.html

メールアドレス：icdmoj@i.moj.go.jp

編 集：法務省法務総合研究所

発 行：2022年9月

